

令和7年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和7年12月1日 開会

}

令和7年12月15日 閉会

吉田町議会

令和7年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議案第65号～議案第77号の一括上程、説明	9
○散会の宣告	24

第 2 号 (12月8日)

○開議の宣告	25
○議事日程の報告	25
○議案第76号の質疑	25
○議案第77号の質疑	31
○散会の宣告	31

第 3 号 (12月10日)

○開議の宣告	33
○議事日程の報告	33
○一般質問	33
大石 巖	33
平野 積	44
大石 裕之	59
山内 均	69
八木 栄	83
楠元 由美子	99
○散会の宣告	112

第 4 号 (12月15日)

○開議の宣告	1 1 3
○議事日程の報告	1 1 3
○議案第76号討論、表決	1 1 3
○議案第77号討論、表決	1 1 3
○議案第65号の質疑、討論、表決	1 1 4
○議案第66号の質疑、討論、表決	1 1 7
○議案第67号の質疑、討論、表決	1 1 7
○議案第68号の質疑、討論、表決	1 1 8
○議案第69号の質疑、討論、表決	1 1 8
○議案第70号の質疑、討論、表決	1 2 1
○議案第71号の質疑、討論、表決	1 2 7
○議案第72号の質疑、討論、表決	1 2 8
○議案第73号の質疑、討論、表決	1 2 8
○議案第74号の質疑、討論、表決	1 2 9
○議案第75号の質疑、討論、表決	1 3 1
○議会閉会中の継続調査について	1 3 5
○町長挨拶	1 3 5
○議長挨拶	1 3 6
○閉会の宣告	1 3 6

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士議員） おはようございます。

本日ここに、令和7年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士議員） 開会に当たり、町長から御挨拶いただきます。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） おはようございます。

令和7年の最後の議会となりました。よろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士議員） 本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名です。ただいまから、令和7年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、5番、楠元由美子議員、6番、福世義己議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田剛士議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月1日から12月15日までの15日間といたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日12月1日から12月15日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（増田剛士議員） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議会議長会関係、その他に関することについてであります。10月17日金曜日、令和7年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。初めに、令和7年度静岡県町村議会議長会表彰がありまして、県内の町議会から8人の議員が表彰され、栄誉を受けられました。表彰の後、私、増田会長から令和8年度県の施策予算に対する要望・提言書が臨席した平木副知事に手渡され、実現について強く要望して、総会を終了いたしました。

11月5日水曜日、令和7年度志太榛原五市二町議会議長連絡協議会議員研修会が島田市内で開催され、講師、医療法人リバティ、リバティこどもクリニック院長、伊藤充宏氏による「病児保育と医療ケア児、私たちの試み」と題した講演が行われました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ役員として委任または囑託され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 令和7年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概要等についてご報告申し上げます。

まず初めに、9月5日の台風15号に伴う竜巻により被害に遭われた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

この竜巻により、住家におきましては全壊3棟を含む半壊以上27棟のほか、一部損壊を合わせて423棟が被害を受け、その他、事業所や公共施設に加え、イチゴ栽培のハウスなどの農業施設も甚大な被害を受けております。

また、人的被害といたしましては、亡くなられた方が1名、重軽傷を負われた方が11名となっており、停電は最大で約4,300戸に及び、延べ65世帯が避難所に身を寄せられるなど、本町がこれまでに経験したことの無い最も大きな被害を受けた自然災害でございました。

発災直後には、島田市、藤枝市のほか県内外の企業や団体からブルーシートを御提供いただきましたことから、被災家屋の応急対策のために迅速に配布を行うことができました。

また、生活再建に向けた第一段階となります罹災証明書の発行に関しましては、静岡県行政書士会の皆様にお力添えをいただき、スムーズな申請手続を行うことができました。住家の被害認定調査におきましても、静岡県を通じて静岡市、富士宮市にご協力をいただいたほか、島田市、藤枝市、川根本町、森町、福岡県八女市からは個別にご支援をいただき、延べ97人の職員派遣を受け、迅速に調査を行ったところでございます。

社会福祉協議会が立ち上げたボランティアセンターでは、全国各地から集まったNPOやボランティアの皆様の御協力により、町が対応できない部分の支援を継続して行っていたいております。

その他、静岡県災害対策士業連絡会の御尽力により、弁護士、司法書士、建築士による生活再建説明会や相談会を開催し、被災された皆様の不安の解消に努めたところでございます。

このたびの災害では、町内外の多くの企業、団体、個人の皆様から様々な形で多大なる御寄附をいただいております。これらは災害見舞金や復旧・復興事業、防災対策に活用させていただくこととしております。この場をお借りし、改めて御礼を申し上げます。

今後は生活再建に向け、災害見舞金などの生活面の支援や、被災した家屋の再建支援のほか、各種相談窓口等の情報を丁寧に周知し、被災された皆様の気持ちに寄り添った支援を続けてまいります。

次に、本町が最優先課題として取り組んでおります「津波防災まちづくり」につきましては、国や県との度重なる協議を経て、ようやく住吉海岸防潮堤の整備にこぎつけることができました。町民の皆様の確固たる安全を確保し、安心して暮らすことができる環境を確実に提供すべく、早期完成を目指し、引き続き国や県と連携して着実に事業を進めてまいります。

一方、シーガーデンシティ構想の両翼といたしまして、「津波防災まちづくり」と一体に推し進めております「新たな賑わいづくり」の取組のうち、東名吉田インターチェンジ周辺のバスターミナル整備につきましては、土地所有者や地域の皆様のコンセンサスを得ながら、丁寧かつ着実に事業が進捗をしております。

また、沿岸部のシーガーデンエリアにおきましては、昨年度、多目的広場が一部供用開始し、現在は官民連携の手法を用いた吉田公園南側用地の整備に向け、事業者との個別対話の準備を進めているところでございます。

「津波防災まちづくり」と「新たな賑わいづくり」を一体的に進めていくことにより、生活の安全が確保されますとともに、企業が安心して生産活動を営むことが可能となり、新たな企業の進出による雇用の創出と財源確保の双方が期待されます。

こうした状況を受けまして、子育て支援や教育、健康づくりなど、より豊かな行政サービスを提供することができ、人が集まり、地域が活性化され、豊かで活気にあふれるまちを創り上げることができるものと確信をしております。

それでは、本年度の主な事業の進捗状況につきまして、総合計画の施策体系に沿って御報

告申し上げます。

はじめに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、住吉海岸の防潮堤整備事業につきまして御報告申し上げます。

冒頭でも少し触れましたが、工所用道路の設置と支障木等の伐採が完了し、既設防潮堤海側への建設発生土等の受入れを開始しております。

また、防潮堤整備用地の取得に向け、地権者の皆様の御協力をいただきながら補償費等の算定を進めているところでございまして、今後は個別交渉を進めていく予定でございまして、引き続き、着実に住吉海岸の防潮堤整備事業を進めてまいります。

次に、住民主体の避難所運営マニュアルの作成についてでございます。

避難所運営マニュアルの作成に向けた第一歩といたしまして、11月5日に開催しました防災講演会では、講師の静岡県被災者支援アドバイザーの鈴木まりこ氏から被災地での避難所運営の経験を交えた御講演をいただき、避難所運営には住民参加が必要不可欠であることを力説され、マニュアル作成に携わっていただく関係者に改めて共助の重要性を認識をしていただきました。

今後は、ワーキンググループなどを通じて、住民主体の円滑な避難所運営に向けたマニュアルの作成を進めてまいります。

次に、治水対策推進事業についてでございます。

宮裏川河口部の3号ポンプ場の増強に向けた整備工事につきましては、9月に土木工事、10月に製作・据え付け工事が完成し、現在は舗装や周辺水路等を設置する附帯工事を実施しており、宮裏川流域の浸水被害軽減のため、早期完成に向けて事業を進めております。

また、大窪川改修工事につきましては、10月下旬から着手しており、約40メートルの区間の護岸工事を進めております。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業につきまして御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、基幹管路の耐震化工事や漏水事故による被害軽減、有収率向上を図るための老朽管布設替え工事を進めており、いずれも順調に進捗をしております。

また、本年度は新たな事業といたしまして、AIを活用した水道管路劣化診断を実施しております。これは実地調査を行うことなく、気象や土壌、交通網、過去の漏水など様々な環境データを用いて管路ごとの将来的な漏水リスクを判定し、劣化度の評価が算出されるもので、この診断結果を活用しながら効率的に老朽管の更新を進め、健全な管路の維持管理に努めてまいります。

次に、第3水源予備ポンプ設置工事についてでございます。

第3水源は、総配水量の約6割を占める低区配水系と呼ばれるエリアに水を供給する水源の一つであり、その中でも最も重要な水源として位置づけておりますことから、不測の事態におきましても万全な給水体制が確保できるよう、予備ポンプの設置を進めているところでございます。

しかしながら、先月初めにこの工事が影響して水道水の濁りが発生し、一部地域の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしました。この事態に対し、応急給水所を設けて飲料水の確保に努めたところではございますが、今回の経験を今後の対応に生かすとともに、十分な再発防止策を講じた上で着実に工事を進め、平常時はもちろんのこと、突発事故や災害時等にお

いても安全な水を安定して供給できるよう、さらなる体制の整備に取り組んでまいります。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道の整備につきましては、片岡地区において3件の管渠整備工事を進めており、順調に進捗をしております。

また、ストックマネジメント計画に基づく浄化センターの機械設備の更新につきましては、今月中に入札を執行する予定でございます。

続きまして、「活力と魅力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、吉田インターチェンジ周辺の整備につきまして御報告申し上げます。

用地取得に伴う業務委託につきましては、整備対象用地の一部について用地測量及び補償調査が終了しており、今後は、その成果を基に土地の鑑定評価と補償金額の算定を行い、税務署との協議が整い次第、用地取得を行ってまいります。

吉田インターチェンジ周辺は、シーガーデンシティ構想における町の玄関口であり、かつ重要な交通結節点でございますので、地域の皆様の御理解をいただきながら早期完成を目指し整備を進めてまいります。

次に、吉田公園南側用地の整備についてでございます。

このエリアにつきましては、整備や運営に当たり民間事業者のアイデアやノウハウを最大限に活用するため、PFI事業として進めているところでございます。

本年度は、PFI法に基づく手続を進めているところでございまして、公平性や透明性の確保と民間事業者の意向把握のため、11月に実施方針を公表しております。

今後は、民間事業者の意見等を反映しながら、この実施方針をブラッシュアップし、PFI事業の実施を決定する特定事業の選定に向けて取り組んでまいります。

次に、吉田町都市計画マスタープランについてでございます。

都市計画に関する基本的な方針を定める本プランにつきましては、計画期間が本年度で終了となりますことから、来年度から20年間を計画期間とする次期プランへの改定を進めているところでございます。

これまでに住民アンケートや吉田町都市計画策定委員会における検討結果を踏まえ計画案を作成し、10月には各地区で開催したタウンミーティングにおいて計画案に対するご意見をいただいております。

また、本日からパブリックコメントを実施し、さらに今後は都市計画審議会への諮問も行うこととしており、地域の実情に即した都市計画に資するプランを策定してまいります。

次に、水産資源のプロモーションについてでございます。

大阪・関西万博の静岡県ブースにおきまして来訪者に提供いたしました「吉田うなぎの至高の一口むすび」の商品化に向け、このメニューを考案した西谷シェフを講師に迎え、10月に料理教室を開催いたしました。

また、11月上旬には料理教室に参加した事業者が静岡市内のイベント会場において販売を行い、多くの方に味わっていただきました。

今後も引き続き「吉田うなぎの至高の一口むすび」の商品化を進めることにより、地域のブランド力の向上に努めてまいります。

次に、吉田漁港における津波対策についてでございます。

吉田漁港内のレベル2津波対策施設の構造や工法等の検討を行うことを目的として、令和

6年度から実施しておりました吉田漁港津波対策検討業務委託が11月上旬に完了したところでございます。

今後は、本業務の成果を基に関係機関と調整を進めながら、早期の工事着手に向け、事業の進捗を図ってまいります。

続きまして、「多様な人々が快適に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、町内を走る新しい交通につきまして御報告申し上げます。

「“ぎゅっと”カーよしだ」の認知度を把握するとともに、地域公共交通の現状や取組内容を広く町民の皆様にご周知することを目的として、役場ロビーや健康福祉センターを初め、小山城まつりや町文化展のイベント時にオープンハウス形式の意見交換会を開催いたしました。この意見交換会では、「“ぎゅっと”カーよしだ」が幅広く認知されていることを確認できたとともに、今後も必要な交通サービスであることのご意見を多くいただきました。

また、子供の送迎について多くのご意見をいただいておりますことから、子育て世代に対する利用促進を目的として、本日から「子供特別便」の試験運行を開始いたします。この取組は、学習塾などに停留所を設置し、習い事へ通う手段として子供専用車両を運行するもので、実施期間は1月下旬までを予定しております。

町内を走る新しい交通につきましては、2年にわたる実証運行での成果や課題を踏まえ、幅広い観点から総合的に検討を行い、今後の地域公共交通の方向性について判断をしております。

次に、初期日本語教室についてでございます。

日本語に不慣れな外国人の皆様にご日常生活に必要な日本語を身につけていただくため、8月から11月にかけて「吉田町はじめてのにほんご教室」を開催いたしました。

この教室の開催に当たり、町内の日本語学校や静岡産業大学の御協力を得ながら、地域の皆様にもお力添えをいただき、地域行事への参加など座学にとどまらない実践的な学びの場を設けることができました。

今後も、外国人の皆様が楽しく学びながら地域住民との交流を深められる場として取り組んでまいります。

次に、男女共同参画セミナーについてでございます。

ワーク・ライフ・バランスや性の多様性に対する理解を深め、誰もが働きやすい職場環境の定着を図ることを目的として、11月29日に企業向けの男女共同参画セミナーを開催いたしました。

セミナーでは、静岡産業大学経営学部の土井繭子教授を講師に招き、「誰もが働きやすい職場とは」と題した講演を行っていただいたほか、参加者同士がそれぞれの取組を共有するワークショップを実施いたしました。

今後においても、住民一人一人が多様性を認め合い、公正で、ともにいきいきと暮らせるまちを目指し、町民や企業の皆様の意識の涵養に向けた取組を進めまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、こども発達支援センターの設置につきまして御報告申し上げます。

本町では、療育が必要な子供への支援体制を充実するため、こども発達支援センターの設置に向けた準備を進めております。

本センターは、従来のこども発達支援事業所の機能に加え、関係機関への専門的支援や助

言、さらに家庭支援や相談支援などを一体的に行うものでございまして、子供の発達支援に関する地域の中核的な役割を担うことを目指しております。

なお、本センターの運営につきましては、ノウハウや専門的な人材を有する事業者へ委託することとしておりまして、本年8月に公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定しており、令和8年4月の開設に向け人員体制や運営計画など必要な協議を進めているところでございます。

本センターの開設により、早期から相談体制を強化し、支援が必要な子供や家族が地域の中で安心して暮らしていけるように、体制の整備に努めてまいります。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、TCPトリビンスプランにつきまして御報告申し上げます。

「魅力ある授業づくり」につきましては、教職員の資質や能力の向上を目的として、全教職員を対象とした研修会を実施しており、教職員同士の意見交換に加え、講師を招き授業改善に向けた講和をいただいております。9月に中央小学校で開催した研修会では、生成AIを活用した授業公開を行い、効果的な活用に向けた取組をスタートしたところでございます。

リーディングDXスクール事業につきましては、学校現場におけるICTの活用を全国に普及する役割を担っておりますことから、先ほど御報告いたしました研修会に全国の自治体のほか、大学や企業など毎回100人程度の視察を受け入れております。

引き続き、1人1台端末とクラウド環境を活用した教育実践の普及に邁進するとともに、教職員の授業力の向上に努めてまいります。

また、9月6日には、文部科学省から講師を招き吉田町教育フォーラムを開催いたしました。教職員に加え、保護者や地域の皆様も参加し、変化の激しい社会において、子供たちにとってどのような学びが必要であるかについて理解を深める機会となりました。

グーグル・フォー・エデュケーションとの連携につきましては、10月に公式チャンネルにおいて、住吉小学校の次世代校務DXの取組が紹介されました。町内の小・中学校では、教職員の子供たちと同じ端末を使いクラウドを活用した校務のデジタル化を進めており、今後も教職員の負担軽減に寄与する環境づくりに努めてまいります。

11月に開催しました吉田町総合教育会議におきましては、部活動の地域展開、外国人児童・生徒の現状及びTCPトリビンスプランアンケート結果につきましては意見交換を行ったほか、確かな学力の向上に向けて議論したところでございます。今後も引き続き、教育行政について協議を重ねてまいります。

次に、部活動の地域クラブへの展開についてでございます。

教育委員会では、吉田町部活動の在り方協議会を設置し、来年度の3年生が部活動を引退する時期を境目としまして、休日の部活動から段階的に地域に展開していくことを目指しております。10月には本年度2回目の協議会を開催し、運営マニュアルや指導者の決定手順などについて協議を重ねているところでございます。

次に、吉田町子供読書活動推進計画の策定についてでございます。

子供の読書活動の推進を目的とする吉田町子供読書活動推進計画につきましては、11月に策定委員会を開催し、計画の原案に対して委員の皆様から様々な御意見をいただきました。

今後は、いただいた御意見を踏まえて最終案を作成し、本年度中に策定する予定でございます。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、自治体DXの推進につきまして御報告申し上げます。

本町では、吉田町DX推進計画に沿って主に5つの事業に取り組んでおります。

1つ目は、自治体情報システムの標準化・共通化に係る業務でございます。

これは、自治体の主要な18業務のシステムを国が定めた統一的な基準に合わせ、国が用意したクラウドに移行するものでございます。

本町は11月4日に稼働を予定しておりましたが、新システムの開発の遅れ等の理由により、18業務のうち6業務は令和8年2月24日、残りの12業務は令和8年10月13日の稼働を目指し準備を進めております。

2つ目は、キャッシュレス決済対応レジの設置でございます。

こちらは順調に準備が進んでおり、1月中旬に会計課窓口を設置し、職員の操作研修を行った後に3月から運用を開始できるよう準備を進めております。

3つ目は、体育館や公民館などのオンライン予約システムの導入でございます。

現在、システムの構築作業を進めており、こちらも3月から運用を開始できるよう準備を進めております。

4つ目は、保育園への欠席連絡や保育園からのお知らせ、保育記録などをデジタル化する保育所業務支援システムの導入でございます。現在、プロポーザルを実施しており、令和8年4月から運用を開始できるよう準備を進めております。

最後に5つ目は、書かない窓口システムの導入でございます。

こちらはマイナンバーカード等を活用することで申請者の負担を軽減するものでございまして、11月から庁舎1階に専用の機器を設置し運用を開始しているところでございます。

今後も引き続き、本町の実情に合ったデジタル化を推進し業務の効率化を図るとともに、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況について御報告させていただきました。

本年度も残すところあと4か月となり、町では、これまで進めてまいりました各種事業について改めて進捗状況を精査するとともに、来年度の当初予算編成を進めているところでございます。

エネルギー価格の下落などの影響から、長らく人々の生活を圧迫しておりました物価の高騰が緩やかになり、実質賃金がプラスに転じ個人消費は緩やかに回復すると見込まれている一方、トランプ関税などに起因する世界経済の減速の影響により、我が国の経済は伸び悩みと予想されており、さらに、貿易やインバウンド消費など経済的な依存が大きい中国との関係悪化も懸念されております。

このように、先行きが不透明な景気動向に左右される町税等の歳入が不安定な状況である一方、歳出におきましては、引き続き人件費の上昇や物価高騰などに伴う経常経費、工事費及び委託費の増大が見込まれ、厳しい財政運営となることが予想されております。

国では、地方創生2.0の推進といたしまして、基本構想に基づき、新しい地方経済・生活環境創生交付金により、地方創生に資する自治体の取組を重点的に支援することとしており、このほか防災・減災など安全な生活基盤の整備や誰一人取り残されない社会の実現に向けた社会保障分野にも重点的に予算を配分することとしております。

本町におきましても、こうした国の動向を注視し、創意工夫により歳入の確保に努めると

ともに、限られた財源を最大限に活用しながら各種施策を推進し、第6次総合計画に掲げる重点施策を推し進め、将来都市像であります「豊かで活気にあふれ心を魅了するまち」の実現に向け、力強く歩みを進めてまいります。

町民の皆様を初め、議員各位におかれましては、こうした町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援・御協力を賜りますことをお願い申し上げ、本定例会の行政報告といたします。

○議長（増田剛士議員） 町長、御苦勞さまでした。

◎議案第65号～議案第77号の一括上程、説明

○議長（増田剛士議員） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第4、第65号議案から日程第16、第77号議案までの13議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 令和7年第4回吉田町定例会に上程されました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、条例の一部改正について9件、条例の制定について2件、補正予算について2件の合計13件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第65号議案は、吉田町職員の給与に関する条例等の一部改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、人事院勧告に伴いまして職員の給料、期末勤勉手当、通勤手当、宿日直手当等について、国家公務員の制度改正に準じた改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第66号議案は、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、一般職の職員の期末勤勉手当の改正に準じて特別職の職員で常勤のものの期末手当を改正する内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第67号議案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、特別職の国家公務員の期末手当の改正に準じ、議会議員の期末手当を改正する内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第68号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、住民税に関する事項について、令和8年1月1日から町たばこ税に関する事業について、令和8年4月1日から施行されることに伴いまして、法改正に沿った所要の改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第69号議案は、吉田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてでございます。

本議案は、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえたアナログ規制の見直しにより、情報通信技術を活用した行政を推進課する法律が改正され、書面掲示の見直しや記録媒体による申請等のオンライン化等が定められたことに伴いまして、改正の趣旨に鑑み、必要な改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第70号議案は、吉田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、国において布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和されましたことから、当町においても今後、懸念される人材不足に対応し、水道事業の持続性を確保するために、国と同様の要件緩和を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第71号議案は、吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項の書面の掲示方法等について、国の基準が改正されましたことから、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第72号議案は、吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、家庭的保育事業者等の利用、乳幼児に対する健康診断についての国の基準が改正されましたことから、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例の改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第73号議案は、吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、児童福祉法の改正に伴いまして、同法律を運用している条例に条ずれが生じたことから、関係する条例に所要の改正を行う内容の条例制定につきましてお認めいただくとするものでございます。

第74号議案は、吉田町立こども発達支援センター設置条例の制定についてでございます。

本議案は、児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターである吉田町の子供発達支援センターを令和8年4月に開設することに伴いまして、地方自治法第244条の2の規定に基づき、本条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第75号議案は、吉田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、児童福祉法等の改正により令和8年4月から乳児等通園支援事業が実施されることに伴いまして、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、本条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第76号議案は、令和7年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本議案は、令和7年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,015万4,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ168億7,385万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第77号議案は、令和7年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和7年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億9,505万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が上程されました13議案の概要でございます。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、総務課長をお願いします。

太田順子総務課長。

〔総務課長 太田順子登壇〕

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

総務課からは第65号議案、第66号議案、第67号議案、第69号議案について御説明申し上げます。

初めに、第65号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は1ページから11ページまで、参考資料ナンバー1を御覧ください。

本議案は、令和7年人事院勧告に伴いまして民間との格差を解消するため、職員の給与、期末勤勉手当、地域手当、通勤手当等について国家公務員の制度改正に準じた改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料を御覧ください。

第1条は、吉田町職員の給与に関する条例の一部改正について規定しております。

主な内容について御説明申し上げます。

第10条第2項第2号に規定されている通勤手当を距離区分に応じて200円から7,100円の幅で引き上げる改正を行うものでございます。

次に、第15条の2第1項に規定されている宿日直手当について、4,400円を4,700円に改め、6,600円を7,050円に改めるものでございます。

次に、第15条の5第2項に規定されている一般職員の期末手当の支給率につきまして、100分の125を、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5に改め、同条第3項に規定されている定年再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率につきまして、前項中、100分の125とあるのは100分の70と、100分の127.5とあるのは100分の72.5に改めるものでございます。

また、第15条の8第2項第1号に規定されている一般職員の勤勉手当の支給率につきまして100分の105を、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5に改め、同項第2号に規定されている定年再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率につきまして100分の50を、6月に支給する場合は100分の50、12月に支給する場合は100分の52.5に改めるものでございます。

なお、別表第1及び別表第2に規定されている行政職給料表及び技能労務職給料表につきましては、民間給与の状況を反映した水準とするための改正を行うものでございます。

参考資料15ページを御覧ください。

第2条は、吉田町職員の給与に関する条例の一部改正について規定しております。

主な内容につきまして御説明申し上げます。

第10条第2項第2号に規定されている通勤手当の距離区分に100キロメートル以上を上限とし、5キロメートル刻みに新たな距離区分を追加するものでございます。

次に、第10条第4項は、自動車等使用者または交通機関等と自動車等の併用者のうち、自動車等の駐車のための施設等で規則に定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額として規則で定める額を支給することを追加するものでございます。

第5項は、「及び特別料金等相当額」を「特別料金等相当額」に、「の合計が」を「及び駐車にかかる通勤手当の額の合計が」に改めるものでございます。

次に、第15条の5第2項に規定されている一般職員の期末手当の支給率につきまして、6月に支給する場合は100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を100分の126.25に改め、同条第3項に規定されている定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率につきまして100分の125とあるのは100分の70と、100分の127.5とあるのは100分の72.5を、100分の126.25とあるのは100分の71.25に改めるものでございます。

また、第15条の8第2項第1号に規定されている一般職員の勤勉手当の支給率につきまして、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を100分の106.25に改め、同項第2号に規定されている定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率につきまして、6月に支給する場合は100分の50、12月に支給する場合は100分の52.5を100分の51.25に改めるものでございます。

18ページ下段の第3条は、吉田町一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部改正について規定しております

改正の内容といたしましては、第7条第1項に規定する給料表につきまして改定を行うものでございます。

19ページを御覧ください。

第4条は、吉田町一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の一部改正について規定しております。

改正の内容としましては、第8条第2項中、100分の127.5を100分の126.25に、100分の97.5を100分の96.25に、100分の107.5を100分の106.25に、100分の90を100分の88.75に改めるものでございます。

第5条は、吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について規定しております。

改正の内容といたしましては、令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置について、見出しを含む附則第7号中、令和9年3月31日までを令和8年3月31日までに改めるとともに、令和8年3月31日までの支給率100分の2を残しながら、令和8年4月1日からの支給率を100分の4に改める改正でございます。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行することとし、第2条及び第4条の規定は令

和8年4月1日から施行すると規定しております。

附則第2項は、第1条及び第3条の規定による改正後の条例は令和7年4月1日から適用すると規定しております。

附則第3項は、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による支給の内払いとみなすと規定しております。

続きまして、第66号議案 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書12ページ、13ページ、参考資料ナンバー2を御覧ください。

本議案は、一般職の期末勤勉手当について年間支給月数を0.05月分引き上げることに伴い、特別職の期末手当につきましても0.05月分引き上げる内容の条例改正につきましてお認めいただこうとするものでございます。

条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料を御覧ください。

第1条は、同条例第2条第2項に規定されている期末手当の支給率につきまして100分の230を、6月30日に支給する場合においては100分の230に、12月10日に支給する場合においては100分の235に改めるものでございます。

第2条は、同条例第2条第2項の期末手当の支給率につきまして、6月30日に支給する場合においては100分の230、10月10日に支給する場合においては100分の235を100分の232.5に改めるものでございます。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行するものとする。

第2条の規定は、令和8年4月1日から施行すると規定しております。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例は、令和7年4月1日から適用すると規定しております。

附則第3項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすと規定しております。

続きまして、第67号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書14ページ、15ページ、参考資料ナンバー3を御覧ください。

本議案は、特別職の国家公務員の期末手当の引上げに準じて議会議員の期末手当を0.025月分引き上げる内容の条例改正につきましてお認めいただこうとするものでございます。

条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料を御覧ください。

第1条は、同条例第4条第2項に規定されている期末手当の支給率につきまして100分の172.5を、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の175に改めるものでございます。

第2条は、同条例第4条第2項の期末手当の支給率につきまして、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の175を100分の173.75に改めるものでございます。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条の規定では、令和8年4月1日から施行すると規定しております。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例は、令和7年4月1日から適用すると規定しております。

附則第3項は、改正前の条例の規定に基づき支給された期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすと規定しております。

続きまして、第69号議案 吉田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書21ページから26ページまで、参考資料ナンバー5を御覧ください。

本議案は、国のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえたアナログ規制の見直しにより、情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律が改正され、記録媒体による申請等のオンライン化等が図られたことに伴いまして、法改正の趣旨に鑑み必要な改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただこうとするものでございます。

条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料を御覧ください。

まず、初めに、題名を「吉田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」から「吉田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改めるものでございます。

第1条は、条例の目的を電子申請などの実施に関する共通事項を定めるという位置づけから、デジタル手続法の趣旨を踏まえ情報通信技術を活用した行政の推進を明確に位置づける内容に改めるものでございます。

第2条は、用語の定義をデジタル手続法の改正に合わせて改めるものでございます。

2ページを御覧ください。

第3条は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請方法の対象に、記録媒体による手続を追加するとともに、手数料の納付方法及び対面による本人確認が必要な場合等、オンライン化を適用しない場合について新たに規定するものでございます。

4ページの第4条は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知の方法の対象に、記録媒体による通知方法を追加するとともに、対面による本人確認が必要な場合等、オンライン化を適用しない場合について新たに規定するものでございます。

5ページの第5条及び第6条は、電磁的記録による縦覧等及び作成等に関する規定をデジタル手続法の改正に合わせて整理するものでございます。

5ページの第7条は、申請等に係る事項に虚偽がないか対面による確認が必要な場合や、ほかの条例等に電子情報処理組織を使用する方法に関して規定されているものなどについて、本条例の適用を除外とする規定を新たに追加するものでございます。

第8条は、申請等をする際に添付することが規定されている書面等について、町の機関等が電子情報処理組織を使用して確認できる場合は添付を省略することとする規定を新たに追加するものでございます。

7ページの第9条は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、町は、情報システムを整備すること、また当該システムの安全性等の確保や必要な見直しを行うこととする規定を新たに追加するものでございます。

第10条は、公表の内容について、これまでの情報通信技術の利用に関する状況から情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況に改めるものでございます。

なお、附則により、本条例は公布の日から施行することといたしました。

以上が総務課からの4議案につきましての説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、財政管理課長、お願いします。

八木邦広財政管理課長。

〔財政管理課長 八木邦広登壇〕

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第76号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書「令和7年度吉田町一般会計補正予算（第6号）」の1ページを御覧ください。議案は、議案書の51ページでございます。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,015万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億7,385万8,000円とするものでございます。

また、第2項にございまして、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものがございます。

続きまして、別冊の令和7年度吉田町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書に沿って補正予算の内容を御説明いたします。

まず、初めに歳入から御説明いたします。

説明書の3ページを御覧ください。

14款国庫支出金につきましては4,193万8,000円の増額でございます。

まず、1項1目民生費国庫負担金におきましては4,076万6,000円を増額するものでございます。

その内訳でございますが、1節社会福祉費負担金におきまして歳出の心身障害者自立支援事業費における扶助費の増額に伴いまして、障害者自立支援給付費負担金を3,445万2,000円、障害児施設措置費給付費等負担金を631万4,000円計上するものでございます。

次に、3項1目総務費国庫委託金におきましては、1節戸籍住民基本台帳費委託金におきまして歳出の戸籍住民基本台帳費における端末購入に伴いまして、中長期在留者居住地届出等事務費委託金について114万4,000円を増額するものでございます。

また、2目民生費国庫委託金におきましては、1節社会福祉委託金におきまして歳出の国民年金事務費における標準化延伸による電算処理委託料の増額に伴いまして、国民年金事務委託金について2万8,000円増額するものでございます。

4ページを御覧ください。

続きまして、15款県支出金につきましては2,038万3,000円の増額でございます。1項1目民生費県負担金におきまして2,038万3,000円を増額するものでございます。

その内訳でございますが、1節社会福祉負担金におきまして歳出の心身障害者自立支援事業費における扶助費の増額に伴いまして、障害者自立支援給付費負担金について1,722万6,000円、障害児施設措置費給付費等負担金について315万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、18款繰入金につきましては1億5,783万3,000円の増額でございます。これは2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございます。財政調整基金から1億5,783万3,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

まず、初めに、全体を通してですが、人件費におきましては全て人事院勧告に係る増額となっておりますので、各項目での説明は省略させていただきます。

10ページを御覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費におきましては、制度改正に伴い在留カード、住居地等記録端末2台の購入費用として、一般備品114万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

3款1項2目国民年金事務におきまして標準化延伸に伴うシステム使用料の増額により、電算処理委託料2万8,000円を増額するものでございます。

14ページを御覧ください。

次に、3目国民健康保険費におきましては、国民健康保険事業における標準化延伸に伴うシステム使用料の増額により、職員給与費等繰出金を12万1,000円増額するものでございます。

次に、5目心身障害者福祉費におきましては、給付費の見込額増額に伴いまして心身障害者自立支援事業費を8,153万3,000円増額するものでございます。

18ページを御覧ください。

次に、2項1目児童福祉総務費におきましては、児童福祉費について子ども・子育て支援交付金の令和6年度の確定に伴いまして、補助金等返還金を234万7,000円増額するものでございます。

続きまして、2目児童措置費におきましては、児童手当費について標準化延伸に伴うシステム使用料の増額により、電算処理委託料を6万6,000円増額、過年度事業の精算に伴いまして補助金等返還金を7,000円増額するものでございます。

20ページを御覧ください。

次に、3目保育所費におきまして、保育園管理費について、子供のための教育・保育給付費負担金、子育てのための施設等利用給付費負担金等の令和6年度確定に伴いまして補助金等返還金を4,509万6,000円増額するものでございます。

31ページを御覧ください。

次に、9款1項5目災害対策費におきまして、情報伝達充実強化事業費について、気象業務法及び水防法の一部改正により気象庁の実施する防災気象情報の改善に伴いまして吉田防災メール配信システム改修及びシステム連携に伴う委託料として電算システム改修委託料を120万5,000円増額するものでございます。

以上が第76号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についての内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、税務課長、お願いします。

山村加奈子税務課長。

[税務課長 山村加奈子登壇]

○税務課長（山村加奈子） 税務課でございます。

税務課からは第68号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の16ページから20ページと参考資料ナンバー4を御覧ください。

本議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、住民税に関する事項については令和8年1月1日、町たばこ税に関する事項については令和8年4月1日からそれぞれ施行されることに伴う所要の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

今回の主な改正内容は、地方税法等の改正に基づき特定親族特別控除の創設に伴う規定等の整理及び加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例措置に係る規定の新設を行ったものでございます。

条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料ナンバー4の1ページを御覧ください。

最初に、第34条の2、所得控除につきましては、特定親族特別控除の創設に伴い控除すべき金額について特定親族特別控除額を追加するよう改正するものでございます。

この特定親族特別控除につきましては、いわゆる103万円の壁について、現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整については税制が一因となっているとの指摘があり、所得税において新たに特定親族特別控除が創設されることとなりましたが、個人住民税の所得控除においても所得税と同様に、新たに特定親族特別控除が創設され、所得控除として特定親族特別控除額が控除すべき金額に追加されたものでございます。

なお、特定親族特別控除とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の者、つまり大学生年代の子となりますが、そのうち特定扶養控除の対象とならない、前年の合計所得金額が58万円を超え123万円以下の者を有する所得割の納税義務者について、前年の総所得金額等から対象となる親族の合計所得金額に応じて最高45万円を控除するものでございます。

次に、第36条の2、町民税の申告につきましても、特定親族特別控除の創設に伴い公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備するよう改正するものでございます。

2ページを御覧ください。

次に、第36条の3の2、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましても、特定親族特別控除の創設に伴い記載事項について特定親族を追加するよう改正するものでございます。

3ページを御覧ください。

次に、第36条の3の3、個人住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましても、特定親族特別控除の創設に伴い公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等を整備するよう改正するものでございます。

4ページを御覧ください。

次に、附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例につきましては、法律改正に合わせ加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を新設するよう改正するものでございます。

加熱式たばこにつきましては、近年、紙巻たばこの代替として販売が拡大しているにもかかわらず、紙巻たばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況にあり、この点を踏まえ国たばこ税において課税の適正化の観点から税負担差を解消するための課税方式の見直しが行われることに伴い、地方たばこ税においても同様の見直しを行うこととなりました。

具体的には、加熱式たばこに係る地方たばこ税の課税標準の特例として、当分の間、課税標準は加熱式たばこの区分に応じそれぞれの方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとなります。

その内容でございますが、同条第1項第1号につきましては、紙等で巻いた加熱式たばこにつきましては、当該加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算し、1本当たりの重量が0.35グラム未満のものについては当該加熱式たばこの1本をもって加熱式たばこの1本に換算すると規定するものとなります。

5ページを御覧ください。

第2号につきましては、紙等で巻いた加熱式たばこ以外の加熱式たばこにつきましては、当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算し、1箱当たりの重量が4グラム未満のものについては、その1箱をもって紙巻たばこ20本に換算すると規定するものとなります。

次に、同条第2項及び第3項につきましては、紙巻たばこの本数に換算する場合の計算方法について規定するものとなります。

次に、同条第4項につきましては、紙等で巻いた加熱式たばこと合わせて使用されるなど一定の加熱式たばこの喫煙用具は重量が4グラム未満であっても最低課税の適用はしないと規定するものとなります。

最後に、附則でございます。6ページを御覧ください。

附則第1条、施行期日でございますが、本条例は、第1号において町民税に係るものにつきましては令和8年1月1日から、第2号において町たばこ税に係るものにつきましては令和8年4月1日からそれぞれ施行すると規定するものとなります。

次に、附則第2条第1項から第4項までにつきましては、町民税に関する経過措置として特定親族特別控除の取扱いに係る必要な所要の規定を設けるものとなります。

7ページを御覧ください。

附則第3条におきましては、町たばこ税に係る経過措置として、第1項において、施行日前の取扱いを、第2項及び8ページの第3項において激変緩和等の観点から当該改正後、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施するとともに、課税標準の計算方法について規定するものとなります。

以上が税務課からの議案についての説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、町民課長、お願いします。

田代三明町民課長。

〔町民課長 田代三明登壇〕

○町民課長（田代三明） 町民課でございます。町民課からは、第77号議案の1議案につきまして御説明申し上げます。

議案書52ページの第77号議案 令和7年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております令和7年度吉田町国民健康保険事業特別改正補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,505万6,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続き、その詳細につきましてご説明申し上げます。

別冊の令和7年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

6款繰入金につきましては12万1,000円の増額で、一般会計からの繰入金、職員給与等繰入金でございます。

次に、3ページの歳出でございます。

1款総務費につきましては12万1,000円の増額でございます。自治体情報システム標準化移行の延伸に伴い、電算処理委託料が不足することになりましたことから増額するものでございます。

以上が第77号議案 令和7年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

以上、町民課から提出いたしました1議案についての説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） ここで暫時休憩といたします。

再開を10時40分、集まり次第行いたいと思います。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時36分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名です。

続きまして、福祉課長、お願いします。

増田稔生子福祉課長。

〔福祉課長 増田稔生子登壇〕

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。福祉課からは第74号議案 吉田町立こども発達支援センター設置条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書の37ページから39ページ、参考資料ナンバー10を御覧ください。

本議案は、本町の療育が必要な子供への支援体制の整備、充実を図るため、児童福祉法第43条の規定に基づくこどもの発達支援における地域の中核的な役割を担う機関であり、現在

の吉田町立こども発達支援事業所の機能を包含した児童発達支援センターを設置し、その管理等について必要な事項を定める条例を制定しようとするものでございます。

それでは、吉田町立こども発達支援センター設置条例の内容について御説明申し上げます。議案書の38ページを御覧ください。

まず、第1条でございますが、設置を規定するものでございまして、児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターとして吉田町立こども発達支援センターを設置することを規定しております。

第2条は、名称及び位置を規定するものでございまして、名称を吉田町立こども発達支援センター、位置につきましては、現在のこども発達支援事業所の位置の吉田町川尻791番地とすることを規定しております。

第3条は事業について規定するものでございまして、このセンターの事業は児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業を行うこと、児童の心身発達に係る相談、その他町長が必要と認める事業を行うことと規定しております。

第4条は、利用対象者について規定するものでございまして、第1号及び第2号に規定する事業については、就学前の者で児童福祉法に規定する通所給付決定を受けた保護者に係る障害児等とし、第3号に規定する事業については、発達に関する支援を町長が必要と認めるものとする。ただし、町長が特に必要と認める者については、この限りでないことを規定しております。

第5条は、利用定員について規定するものでございまして、児童発達支援事業の利用定員を1日につき30人とすることを規定しております。

第6条は、利用の制限について規定するものでございまして、児童発達支援事業について定員数を超えた場合、及びセンターを利用しようとする者が感染症にかかっているとき等、管理運営上適当でないとする場合は利用を制限することができることを規定しております。

第7条は、利用者負担額について規定するものでございまして、児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業の利用者の保護者は児童福祉法に定める基準により算定した額を、また食事等の通所特定費用は実費に相当する額の範囲内で、別に定める額を納付しなければならないことを規定しております。

第8条は、委任について規定するものでございまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることと規定しております。

附則につきましては、この条例の施行期日は令和8年4月1日とし、この条例の施行により吉田町立こども発達支援事業所設置条例を廃止すること、また吉田町立こども発達支援事業所設置条例の廃止に伴う経過措置として、この条例の施行の際、廃止前の吉田町立こども発達支援事業所設置条例の規定によりなされた手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続、その他の行為とみなすこととしております。

なお、参考資料ナンバー10は、第8条の規定に基づき本条例の施行に関し必要な事項を定める吉田町立こども発達支援センター設置条例施行規則の案でございます。

以上が福祉課から提出いたしました議案の説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

杉田香織こども未来課長。

[こども未来課長 杉田香織登壇]

○こども未来課長(杉田香織) こども未来課でございます。こども未来課からは第71号から73号の議案、第75号議案の4議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書31ページ、32ページ、そして参考資料ナンバー7を御覧ください。

第71号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されましたことから、この2つの改正に合わせ町の条例の一部改正することについてお認めいただくとするものでございます。

条例改正の内容につきまして参考資料を基に説明申し上げます。

参考資料ナンバー7を御覧ください。

第23条は、アナログ規制の見直しに伴い、書面掲示に加え、インターネットを利用して供覧しなければならないとし、25条は、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことに伴い、第33条の10第1項と記票し、児童福祉法以外の事業の認定こども園、幼稚園については認定こども園法と学校教育法の一部を改正されました虐待の範囲について追記することとします。

第53条第2項第2号は、アナログ規制の見直しに伴い媒体の種類を示さない形の電子的記録媒体に改めるものでございます。

また、附則により、この条例の施行期日は公布の日とするものでございます。

次に、第70号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明申し上げます。

議案書は33ページ、34ページ、そして参考資料ナンバー8を御覧ください。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の2つの改正がございましたので、この2つの改正内容に合わせ町の条例の一部改正することについてお認めいただくとするものでございます。

条例改正の内容につきまして参考資料を基に説明申し上げます。

参考資料ナンバー8を御覧ください。

第12号は、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことに伴い、第33条の10第1項を表記する改正をし、第17条第2項は母子保健法に基づく乳児、乳幼児の健康診査の内容が家庭的保育事業等の健康診断に相当すると認められるときは当該健康診査の結果を把握することにより、当該健康診断を行わないことができると改めるものでございます。

また、附則により、この条例の施行期日は公布の日とするものでございます。

続きまして、第73号議案 吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明申し上げます。

議案書は35ページ、36ページ、そして参考資料ナンバー9を御覧ください。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことに伴い、従来と同条の規定を引用する場合には、第33条の10第1項と表記することが必要でございますことから、町の条例の一部改正することについてお認めいただくとするものでございます。

条例改正の内容につきまして、参考資料ナンバー9を御覧ください。

第12条は、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたことに伴い、第33条の10第1項と表記を改めるものでございます。

また、附則により、この条例の施行期日は公布の日とするものでございます。

最後に、第75号議案 吉田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして説明申し上げます。

議案書の40ページから50ページを御覧ください。

本議案は、児童福祉法の改正により令和8年度から全ての自治体で乳児等通園支援事業を本格的に実施することが義務づけられましたことから、当町においても乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

条例内容の説明の前に、乳児等通園支援事業について説明をさせていただきます。

乳児等通園支援事業は、保育所などに入所していない6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで運営させることができる制度です。この制度の通称は「こども誰でも通園制度」で、全ての子供の育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化する目的で創設された事業となります。

条例の内容につきまして説明申し上げます。

1条は、条例の趣旨について。児童福祉法に基づき基準を定めることを規定しております。

第2条は、最低基準の目的について。利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを規定しております。

第3条は、最低基準の向上について。事業を行う者に対し設備や運営を向上させるよう勧告することができることを規定しております。

第4条は、事業者は最低基準を超えて設備及び運営を向上させること、最低基準を利用して設備または運営を低下させてはならないことを規定しております。

第5条は、事業者の責務として、利用乳幼児の人権に十分配慮すること、地域社会との交流及び連携を図ること、支援の質の評価を行い、常にその改善を図ること、定期的に外部の評価を受け改善を図るよう努めること、事業の目的を達成するために必要な設備を設けること、事業所の構造、設備について規定しております。

第6条は、非常災害対策について設備や計画、訓練について規定しており、毎月1回、避難及び消火に関する訓練を実施することを規定しております。

第7条は、事業者に対して利用乳幼児の安全の確保のため、安全計画の策定とその周知、定期的な見直しについて規定しております。

第8条は、自動車を運行する場合について、事業者が利用乳幼児に対して事業所以外の活動や移動のために自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在を確認することを規定しております。

第9条は、職員の一般的条件として、児童福祉事業の倫理及び訓練を受けた者として規定しております。

第10条は、職員は知識及び技能の向上など、事業者は職員に研修の機会を確保することについて規定しております。

第11条は、他の社会福祉施設等を合わせて設置するときは、施設及び職員に兼ねることができることについて規定しております。

第12条は、利用乳幼児を平等に取り扱うことについて、第13条は、虐待等の禁止について規定しております。

第14条は、衛生管理等として、設備や食器、水について衛生的な管理に努めること、感染症及び食中毒の予防及び蔓延予防の研修、訓練を実施すること、医療品等を備えるとともに管理を適正に行うことについて規定しております。

第15条は、食事として、食事提供を行う場合の備えなければならない設備について規定しております。

16条は、事業者が運営について重要事項を定める項目を、第17条は、事業者に備える帳簿を、第18条は秘密の保持として、職員と職員であった者が利用乳幼児または家族の秘密を漏らしてはならない旨を規定しております。

第19条は、苦情の対応として、受付窓口の設置と町からの指導または助言を受けた場合について規定しております。

第20条は、事業の区分として、一般型と余裕活用型に区分することを規定しております。

第21条からは、一般型乳児等通園支援事業について規定しております。

第21条は、設備の基準として、配置別に設ける部屋について、部屋の面積について、必要な用具について、2階や3階、4階以上に部屋を設ける場合について規定しております。

第22条は、職員として配置する者の人数について、第23条は、特例保育、離島などで保育を行う事業者は前2条の規定は適用しないことを規定し、第24条は、支援の内容として、国の指針に準ずることを、第25条は、保護者と連絡をとり保育内容への理解及び教育を得るよう努めることについて規定しております。

第26条からは、余裕活用型乳児等支援事業について規定しております。第26条は、設備及び職員の基準について、設備または事業所の区分に応じ規定しております。

第27条は、本条例の24条、25条の規定を余裕活用型にも適用できることを規定しております。

第28条は、事業者とその職員の作成する書面について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを規定しております。

なお、規則により、この条例の施行期日は令和8年4月1日とするものでございます。

こども未来課からの4議案についての説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士議員） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

内田宏一上下水道課長。

〔上下水道課長 内田宏一登壇〕

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。上下水道課からは第70号議案 吉田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書つづりの27ページから30ページ及び参考資料のナンバー6を御覧ください。

本議案は、生活衛生等、関係行政の機能強化のため関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び生活衛生等、関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が令和6年3月29日に公布され、この整備政令第2条及び整備省令第3条により、布設工事監

督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和されたことから、今後懸念される人材不足に対応し水道事業の持続性を確保するため、本条例においても資格要件を緩和する内容の改正を行うものです。

主な改正点について説明させていただきます。

第3条の改正は、布設工事監督者の資格に関する改正でございます。

布設工事監督者の資格のうち、学歴及び学科要件において、土木工学科、土木科以外の課程として機械工学科、機械科、電気工学科、電気科などの課程を追加するとともに、技術上の実務経験年数の要件においては基準を引き下げるものでございます。

また、第11号では、1級土木施工管理技士を新たに資格要件に追加しております。

第4条の改正は、水道技術管理者の資格に関する改正でございます。

水道技術管理者については、技術上の実務経験年数要件の基準を引き下げるとともに、第7号では技術士について、第8号では1級土木施工管理技士について新たに資格要件に追加しております。

また、附則により、この条例の施行は公布の日からと規定しております。

以上が第70号議案 吉田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時01分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士議員） おはようございます。

本日は定例会8日目でございます。

4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名です。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第76号の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第1、第76号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これから第76号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましても、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

では、歳入について質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大石 巖議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

説明書の14ページになりますが、5目心身障害者福祉費について伺いたいと思います。

この自立支援事業費については、説明では上半期の利用状況を見てということでの増額になっておりますが、その説明の中では利用者が増えている、あるいは報酬のアップ等ということの理由がありますが、これは全体の事業についても共通的に言えることではないかなと思います。この支援事業について、こうした増額を要求するということは、何か特別な理由があったのかどうか、その辺、伺いたいと思いますが。

○議長（増田剛士議員） 増田稔生子福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

この心身障害者自立支援事業費の給付費の増額というところでございますが、全協でも説明をさせていただいたとおりでございます。上半期の利用者数が増えているということは、その利用された方が下半期も利用されるということが見込まれるということが、大きな理由と考えております。

この給付費につきましては、サービスの利用計画を基にサービス提供をされるもので、そちらの期間につきましても1か月というものではなくて、6か月、1年というものになりますので、それを基にサービス提供がされ報酬の請求がございますので、利用者の増ということが1つの大きな要因で増額をさせていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

確かに、こういった利用者の増ということがあればそうした追加の補正、それから国や県に対してもそうした要求、請求もできると思いますが、ただ、こうした上半期に対して下半期ということでの説明ですけれども、それは要するに事業を継続していますので、今のこの時期の補正というのは、年間の事業に対して時期的に遅い、あるいは事業に対する資金的な障害が出るんじゃないかなという心配があるんですが、その点は大丈夫なんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

こちらの給付費の補正予算につきましては、例年3月の時点で不足が見込まれる分ということで補正をさせていただいていることが多いです。今回は、3月まで待てるかどうかといったような増額の要因がございましたので、この12月の時点で増額をさせていただいております。

以上です。

○8番（大石 巖議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） ほかに。

12番、山内 均議員。

○12番（山内 均議員） 今の回答から1つお聞きします。

この心身障害とか、こういう人たちに関しては、昔は親御さんがなかなか表に出さなかった。最近は変わってきてまして、そういう施設が充実したことによって、そういう人たちが意

外と表に出るように、表というか子供たちのために表に出るようになりましたよね。

今、かなり増えたということで増額をしたんですけれども、その増額をした理由は今言ったようなことが可能性としてあるかもしれないですね。そうしたときには、その増額もそうですけれども、増えることもそうですけれども、町のほうでは、そうした人たちに関して、もし、ちゅうちょしている人があったとしたら、そういうものがあつたときには何かのアクションを起こすわけですか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

この自立支援給付費をはじめとして障害のある方の生活ということで、国の大きな考え方の一つとして共生社会ということで、障害のある人もない人も地域の中で生活していくといった大きな考え方の下、以前に比べまして、そういった障害者の方が働く機会を増やすであるだとか、施設ではなく地域で生活する、そういった考え方から障害のある方への理解を進めていくということが、今、求められているところですので、そうしますと、やはり障害のある方の御相談というか、オープンになってきているように思います。

そういうことから、就労、お仕事のことであるだとか、日中の過ごし方であるだとか、それから小さい低年齢のお子さんの時期から相談をしていただいて、そういったサービスを、その人に合った適切なサービスを利用していただけるようにということは、日頃から町がやっていたらいいかないけないことだと考えておりますので、相談体制、窓口の周知等は今後も引き続きしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 私も駿遠学園で以前、2年か4年行ったことがあるんですけども、確かにああいう状況を見ていると、自分一人でやることは大変ですよ。増えた原点としては、そういう人たちが先ほど言ったように表に出る、お願いをするような状況が出てきたと思うんですよ。

聞きたかったのは、それに対して吉田町は、例えば、そういう人たちがいるかどうかを判断したときに、いるって判断したときには何かアクションを起こすんですかということなんです。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

議員が今、例として出していただいた駿遠学園につきましては、児童福祉の関係で入所が必要、職業訓練が必要といったお子様が通ったり、入所したりといった施設になるかと思いますが、そういった児童に関しましては、母子保健の段階から、産まれたときから乳幼児健診、母子保健、幼稚園、保育園、学校といったところで、そういった障害があるのではないかとといった段階から、関係機関が関わり始めますので、そういった児童については、そういった低年齢、早くいえば出生から全数の把握ということで母子保健から切れ目ない支援ということを行っておりますので、児童に関しましては把握をしながら必要な支援を適切な時期にしていくことができているのではないかと思います。大人になってというか、成人になって障害を何かの原因で受けられた方については、把握し切れない部分がございますので、やはりこういったところに相談してくださいといった広報等を行うことで、相談につながると考えております。

以上です。

○12番（山内 均議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結いたします。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、楠元由美子議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

説明書の31ページになります。消防費の9款の1項5目6事業12節、電算システム改修委託料についてでございます。

先日、内容確認のところでお聞きしたところではありますが、そこで気象庁からの新しい気象情報、警報情報が導入されることに伴ってのシステム改修ということと、あと、全てが5段階レベルの表示に替わるようなお話もございました。今一度、住民の人たちに分かりやすいように、どのような点が今までと新たな避難情報等、変わるのか教えてください。お願いします。

○議長（増田剛士議員） 議員、システム委託料ですからね。システムの内容じゃなくて。

その辺について質疑をお願いしたいと思います。

5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

こちらの電算システム改修委託料が、今回、補正で上がっております。電算システム改修委託料を今回この補正が通った先、どのような方向性というか、いつの時期にこちらの改修のほうが進められていくのかお願いします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木尚雄防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課です。

このたびのシステム改修につきましては、令和8年度の出水期に間に合うように整備のほうを進めていきたいと考えております。このため、もし今回の補正のほう予算がつきましたら、年度内にシステムの改修のほうを行いまして、令和8年度には問題なくシステムができるよう、できれば新しい情報が配信されるのに併せて、テスト期間を持って新年度のほうを迎えたいということで、今年度中のシステムの改修完了を予定しております。

以上です。

○5番（楠元由美子議員） 了解しました。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 全協のときに、このシステムの連携、その分に関して、今言われた線状降水帯、大雨であるとか竜巻であるとか、いわゆる連携するための、何と連携するかということでお聞きしました。その上で、この情報、要するに線状降水帯に関する情報や竜巻の情報を複合的に情報発信をするものと聞きました。

その上でお聞きしたいのが、確かめたいのが、町民を想定外の災害から守るための目的は吉田町から直接、議事録に乗せるためにお聞きしたいと思うんですけども、回答いただけますか。連携という部分で、防災メールと何を連携するのかということです。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課です。

全員協議会のときと繰り返しになる説明となるかと思いますが、このたびのシステムの改修は、気象庁が令和8年度から、よりシンプルで分かりやすい形式で新しい気象情報のほうを運用していくことを予定している、これに対応しようとするものでございます。

現行の気象情報が、警報ですとか情報ですとか名称がばらばらで統一性がない、どの程度の警戒レベルのものなのかが分かりづらいというところがあることに対して、今度は気象の情報を大雨浸水、河川氾濫、土砂災害、高潮、まずこの4つに分類をしまして、これをそれぞれ5段階で警戒のレベルを発表するというのを予定しております。

ですので、4種類のを5段階で分かりやすく発表ということが想定されております。これに合わせて町のほうの総合情報配信システム、こちら気象庁のそういった情報入ってきたものを、町民の皆様に配信するシステムとなりますので、こちらのほうの改修を行う、こうったものになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 山内です。

今言われたものに関しては、町民の人たちを本当に災害から守るためには非常に重要なことであり、これからもっと進歩していくでしょうけれども、そのためにお聞きしたいのは、全協でも聞きましたけれども、防災メールが登録制であって、町民の登録者数が1,802人、外国人に関してはまだしていない。

ただ、この120万を使うことによって、このお金は先ほど言いましたけれども、町の人たちを守るための重要なシステムなんです。そうすると、これからどのような形でいくか分からないですけども、全体像を知りたいものですから聞きたいのは、分母というのはどの

くらいになったんですか。1,802人の分母です。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課です。

分母というところの回答になるかは分からないんですけども、今、気象庁からの情報は、先ほど言ったシステムのほうに入って、防災メールの登録の方には直接そこから配信がされております。それと併せてLINEの登録者の方にも、LINEの連携システムを経由して同じ吉田防災メールというものの内容が配信されるようになっております。

こういった中で、防災メールの登録者は全員協議会でも報告しましたとおり、1,802人ということなんですけれども、こちらのLINEの登録者は12月に入って1万1,000を超える登録者数がありますので、そちらの方たちも、こちらの吉田防災メールの情報が配信できるようなシステムの形にはなっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今、数字だんだん見えてきましたけれども、実は吉田町で2万8,000ですよ。そうすると、今の数字をもってしても、恐らくまだ四十五、六%ですよ。これに対して一番心配するのは外国人の方、それだって同じように防災メールで、例えばカムチャツカ半島の津波の情報も全てそうですけれども、あれを見ることによって、それぞれの人たちが生きるための行動を起こすわけですから、そうすると、その中で聞きたいのが、吉田町はこれから登録をする人たちを、どういう形で何人ぐらい、全員が一番いいんですけれども、どのくらいの目標を持っているか、また、外国人に対してはどうかお聞きします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課です。

全員協議会のときに、こちらのほうで説明した中で、外国人の登録者数は不明ということで説明しておりますので、一定数は登録されている方いるのかなと捉えておりますので、そのところは御了解ください。

その上で、現在、登録してある方が1万1,000ぐらいということですが、各世帯において、どなたかやっていたら、それでも大分、防災の情報としては広まるというか、うまく有効に使われるのではないかと考えております。

そして、現在、LINEの登録につきましては小山城まつりですとか、先日開いた防災講演会の場などにおいても、登録のほうを促しております。併せて、防災ということだけでなくLINEの登録そのものが全庁的に登録者数を増やす取組をやっておりますので、今後もLINEの登録者、さらに、そこから吉田防災メールを受信できるようにしていただく方が増えていくことが望ましいと思いますので、そちらの登録者数の働きかけにつきましては、継続して行ってまいりたいと思っております。特に町民の何割かということ、お答えするものはないんですけども、できるだけ多くの方がということ考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 最後にしますけれども、目標としては先ほど言いました全員がやってもらうのが目標ですよ。全員を救うためですから。私は、今言った町民の人たちにと

って何が必要かというのが質疑の対象だと思うんですね。

そのときに、今言われた中からお願いをしたいのは、今後どういう形で周知をしていくか、その周知をする目標をどのくらい持っていくか、何年ぐらい後には100%にするか、そういうような目標というのはつくっておくべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課です。

数値として、いつまでに全員の方が登録をというようなことは、現状も考えてはいないところなんですけれども、先ほどと繰り返しになりますが、できるだけ多くの方が登録していただけるように、様々な機会を通じて、今ですとLINEの登録者数ですね、町の。そちらのほう増やすような活動のほうを、そちらに努めていきたいと考えております。

以上です。

○12番（山内 均議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 次に10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 以上で本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら全般にわたり特に質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これをもって第76号議案についての質疑を終結します。

◎議案第77号の質疑

○議長（増田剛士議員） 日程第2、第77号議案 令和7年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから第77号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上で本日の日程は終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時25分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士議員） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会10日目でございます。

4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名です。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（増田剛士議員） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 大 石 巖 議 員

○議長（増田剛士議員） 8番、大石 巖議員。

〔8番 大石 巖議員登壇〕

○8番（大石 巖議員） おはようございます。8番、大石 巖でございます。

私は、さきに通告をいたしました台風15号の被災対応についての質問をまず最初にさせていただきます。

台風15号の被災から3か月が経過をしましたが、いまだにブルーシートがかけられた屋根や、あるいは足場がかかった復旧工事のそういう家が目立ちます。時間雨量110ミリという大雨あるいは風速75メートルもの史上最大クラスの竜巻によって、多くの人的・物的被害が発生をいたしました。

被災者の方々には改めてお見舞いを申し上げます。

9月5日13時25分、大雨警報・暴風警報が発令をされました。町は13時42分に災害対策本部を立ち上げ、被災状況の把握やその後の罹災証明申請業務あるいは復旧・復興の支援となるボランティアセンター立ち上げなど、被災対応に尽力をされました。その経過については、

広報よしだ11月号、4ページ以下に詳しく経過が載っております。

先ほどもお話ししましたが、大きな竜巻ということで、今までに経験したことのない災害ということで、対応状況や今後の課題について、課題がどうなるかということについて質問をしたいと思います。

まず1点目、対策本部を立ち上げて、LINEを通じての広報、災害に際して行政の果たす役割の重要性、これは皆さん改めて実感をし、認識をした、私自身もそう思います。これまでに経験したことのない出来事ということで、町としての体制づくりや被災状況の把握などの活動において、苦労した点、また今後の活動に対する課題は何だったのでしょうか。

二つ目として、被災直後から復旧へのボランティア申出の声が私のほうにもありました。ボランティアセンターの立ち上げは3日後ということになりました。ボランティアセンターと対策本部の役割分担あるいは情報共有など、現場での問題点はなかったのか、また今後の課題は何なのかについて質問をいたします。

3点目について、地球温暖化あるいは異常気象ということで、大災害がいつ起こるとも分からない状況、今回の災害対策からの教訓や今後の対策方針に新たに加える課題などあったら、その点についてお聞きをしたいと思います。

次に、難聴者への補聴器購入助成について質問をいたします。

高齢化社会と言われていますが、聞こえの悪くなる人が増えております。聴力レベルが30から50デシベルという範囲では、難聴程度が「軽度難聴」という分類がされるそうです。小声では聞き取りにくいというレベルだそうです。さらに50から70デシベルでは「中等度難聴」ということで、普通の会話が聞き取りにくい状況ということになるそうです。

中等度難聴の人の聞こえの改善のために、補聴器の早期着用が必要、そして家庭内での孤立防止や社会参加促進ということにつながるそうです。認知症予防にも効果があると言われております。高齢者だけでなく40代以上の人にも業務上の支障が起きないように、聴力検査が必要と考えます。

以下3点について質問をいたします。

一つ、難聴を改善するためには補聴器の着用が必要ですが、高価なため着用をためらっている人も多くいます。補聴器の購入補助事業を実施する考えはあるのでしょうか。

二つ目、聴力検査を促進するために、特定検診時の健康診査問診票に「最近テレビや人の声が聞きづらくないか」というような項目を追加し、聴力検査につなげる考えはないでしょうか。

三つ目、社会福祉協議会や地域包括支援センターの窓口やあるいはチラシで難聴についての相談を広く広報し、認知症や介護予防につなげる考えはないでしょうか。包括支援センターで、いろいろな会合で配っているこうした小さいチラシがありますが、この中には難聴のことは入っていないんです。

以上の点について質問をいたします。明確な御答弁、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 一つ目の台風15号の被災対応についての御質問のうち、1点目の町の体制づくりや被害状況把握などにおいて苦労したことと今後の課題は何かについて、お答えを

いたします。

今回の被災対応では、発災直後の電話対応や被害状況の把握、道路などの公共施設に飛散した障害物の撤去など、これまでも経験したことのある対応もありましたが、住宅の緊急修理、罹災証明書の受理・交付とそれに伴う被害認定の業務、災害廃棄物の収集、被災者への支援制度の情報発信など、経験のない対応が多岐にわたりました。

限られた職員数の中、刻々と変化する被災対応に取り組むに当たり、経験不足も相まって、早期の被害状況の把握や通常業務との両立を含めた体制づくりは、大変苦勞した点でございました。

行政報告で申し上げましたとおり、今回の災害では近隣市町等から多くの職員派遣を受け、被害認定調査に御協力をいただきました。経験者が皆無に等しい本町に経験者を派遣していただくことで、業務を速やかに進めることができ、市町間の協力体制の重要性を実感するとともに、今回の経験が今後の町の災害対策に役立つものと確信をしております。

また、被災された町民の皆様に対する各種支援制度の周知につきましては、静岡県災害対策士業連絡会に御協力をいただき相談会を開催し、専門家による説明や相談の機会を設けることができたものと考えており、その他、災害ボランティアセンターの立ち上げと運営につきましても、NPOやボランティア団体の御協力をいただいております。

このたびの災害では、このように近隣市町や各種団体などから御協力をいただくことで、対応できた部分も多かったと受け止めており、この経験を確実に継承し、的確な災害対応力を備えておくことが今後の課題であり、万全な災害対応が速やかにできるよう、平時から準備してまいりたいと考えております。

次に、2点目のボランティアセンターと対策本部間の役割分担や情報共有など現場での問題点、課題は何かについて、お答えをいたします。

町は、発災翌日の9月6日に吉田町社会福祉協議会に対しまして、「吉田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る協定書」に基づき、ボランティアセンター設置の準備を行うよう指示をいたしました。これを受け、社会福祉協議会では、県社会福祉協議会、運営支援アドバイザーなどと打合せを行い、被害状況の把握や運営体制の構築、ニーズ把握やボランティア募集の具体的な方法に加え、資機材の調達など、必要な事項を準備した上で、立ち上げたところでございます。

災害対策本部とセンター間の情報共有につきましては、先ほど申し上げました協定書に基づき、発災翌日の立ち上げの準備段階から担当者を配置して連携体制を整えており、センターで集約した情報は、速やかに災害対策本部で共有しております。

センターは現在も継続中でございますので、総括的な課題の抽出や具体的な見直しはこれからとなりますが、今後、今回の対応に関する課題などの検証を行い、迅速かつ的確な対応に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の今回の災害対策からの教訓や今後の対策方針に加える課題は何かについて、お答えをいたします。

大雨や台風などの予報は、早い段階から情報が提供されており、事前に一定の備えができるものと考えております。

しかしながら、今回の竜巻などの激しい突風被害は極めて局所的であり、発生を予測することは最新技術をもってしても難しいと言われておりますが、まずは、情報を入手すること

が重要であると考えております。情報の入手手段としましては、テレビやラジオのほか、気象庁が発信する「キキクル」や「ナウキャスト」というものがございます。

これらの情報は、気象庁から提供されており、誰でも見ることができるものですが、まだ、認知度が低い実情がございますので、町民の皆様には周知を図り、できるだけ多くの方の避難行動に役立てていただきたいと思いますと考えております。

また、竜巻から自らの身を守る行動としましては、事前に雨戸を閉める、できるだけ窓のない部屋に避難することも有効な対策の一つであると言われておりますので、このような対策も周知を図ってまいりたいと考えております。

これまで、竜巻などの突風被害の発生はあまり意識されておりましたが、一たび発生すれば、迅速かつ的確な対応が重要になってきますので、今後、国や県の検証結果を踏まえ、町の地域防災計画に反映させていくことを検討してまいります。

次に、二つ目の難聴者への補聴器購入助成についての御質問のうち、1点目の補聴器の購入補助事業を実施する考えはないかについて、お答えいたします。

高齢者の補聴器の装着は、難聴による生活上の不便を軽減し、円滑なコミュニケーションを支援する有効な手段であり、適切な補聴器使用が社会参加の促進や認知機能低下の予防に一定の効果が示されておりますことから、現在、高齢者を対象とした補聴器購入費の助成制度について、具体的に検討しているところでございます。

2点目の聴力検査を促進するために、特定健診時の問診票に質問項目を追加する考えはないかについて、お答えをいたします。

国では、特定健診の基本的な考え方を「糖尿病や脳卒中・虚血性心疾患などの生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備軍を減少させること」としており、本町においても国から示された質問項目を使用していることから、聞こえに関する質問を追加する考えはございません。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、聴力の低下は社会生活に支障を来す要因の一つであり、聞こえに関する取組は重要であると考えております。

また、聞こえに関することに限らず、口腔や認知など、加齢とともに弱くなる機能への早期対策は必要であると考えておりますので、国民健康保険被保険者のみならず、町民の皆様に対して、広報よしだや町ホームページなどを利用し、健康増進に関して、より一層の周知を図ってまいります。

続いて、3点目の難聴についての相談を広報し、認知症や介護予防につなげる考えはないかについて、お答えをいたします。

町では、高齢者の介護予防や生活の質の維持、日常生活や社会生活の活発化のために重要となる難聴の早期の気づきと適切な対応への取組を進めていくため、耳鼻咽喉科の医師の意見も伺いながら、高齢者が自らの聞こえ方に早く気づき、早期に適切な対応ができるよう、分かりやすいリーフレットなどを作成し、広報することを検討しております。

また、広報に加え、医療機関や地域包括支援センターなどの関係機関と連携をし、難聴の早期発見と適切な受診につながるよう相談体制を整え、普及、啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

今答弁をしていただきました。再質問をさせていただきます。

台風の被害状況につきましては、町長の御認識については、承知をいたしました。

町の職員の皆さんやあるいは自治会や社協の皆さん、そしてボランティアの方々の奮闘によって、大変、復旧・復興に努力していただきました。ありがとうございました。感謝をいたします。

私も大雨が収まった時点で、町内を見て回ったわけですが、住吉地区を中心とした大雨の冠水状況については、幸いにして干潮時間だったものですから、坂口谷川や湯日川については水はけが割とよくなった、よかったという状況もありましたのでよかったと思いますが、ただ、竜巻については想定外といいますか、片岡地区の農業ハウスの倒壊、それから北区での被害は甚大だったということで、そういった点ではオアシス館の近くとか、大幡の交差点あるいはその周辺の電柱がなぎ倒される、そういう状況の中で、非常に大きな被害だということで、愕然とした覚えがありますが、そうした中でも、中電の皆さんを中心に、電柱の建て替えとか、それから停電の解消など、大変大きな努力をしていただいて、迅速な対応ということで感謝を申し上げたいと思います。

竜巻で飛ばされた家と屋根が、かなり大きな被害を受けたわけですが、その修理にかなりの多額の費用がかかるということで、その工面の問題もありますが、住むところをどうするかということやそのための疲労、廃材の処理など、そうした肉体的な疲労もありますが、精神的な疲労もかなりあるということで、そういう話を訴えられた人もかなり聞いております。

引き続き、こうした被害のあった皆さんに対する見守りや相談の窓口、そうした常設をしていただきたいと思うんですが、先ほどの答弁の中では、社協のほうで対応していただくということですが、具体的にそうした皆さんに対する連絡、広報とか、相談窓口はここですよということでのお伝えをする、そういうことのもっと明確な必要性といいますか、そういうことの広報というのは、もっとしてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木尚雄防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今、精神的苦痛を訴える方もいるということで、その相談の窓口についてという御質問ですけれども、このたびの台風第15号に関しましては、心身に不安を抱えている方に対する健康相談の窓口としまして、9月24日から10月の末日まで健康づくり課におきまして、心の相談室を設け、対応のほうをしてまいりました。

町の保健師等が保健センターまたは自宅のほうで、健康状態や困り事などの相談に応じる形で、期間中の実績としましては、1件の相談のほうがそちらへはございました。心の相談室につきましては、そのようなこともありまして、10月末をもって終了をしたところでありますが、通常時から随時対応をしております町民健康相談というものが保健センターのほうでやっております。心の健康相談についてはそちらで対応しておりますので、現状、台風第15号に関するそういった悩み等も含めまして、相談の窓口については実質的には常設をしているような状況となっておりますので、保健センターのほうへ御相談いただければと考えて

おります。

以上です。

○8番(大石 巖議員) ありがとうございます。やはりですね……

○議長(増田剛士議員) 発言を求めてください。

8番、大石議員。

○8番(大石 巖議員) 8番、大石です。

いろいろ話を聞いてみますと、やはり、そうした特別の社協とかそういう相談の窓口に行って話をするというよりも、今の自分のそういう気持ちとか困っている状態を気軽に聞いてもらえるような、そうしたところが、そうした人がほしいということで、何か被害を受けた方は孤立感を感じているようですね。そういう状況があるんじゃないかなと思いますので、ぜひ気軽にそういうふうな話ができるような場所を、今後ともつくっていただきたいなと思います。

この竜巻については、国のほうでも激甚災害ということで指定はされました。その指定によって、国からの復旧費用のかさ上げと補助率の引上げということが入っておりますけれども、そうした災害への補償のこの激甚災害の災害補償の上乗せというのは、どういうふうな基準あるいは内訳になっているのか分かりますか。お願いしたいと思います。

○議長(増田剛士議員) 鈴木防災課長。

○防災課長(鈴木尚雄) 防災課でございます。

激甚災害の内容についてというお問合せでしたので、簡単に説明をさせていただきます。

激甚災害制度につきましては、災害復旧事業の公共土木の施設等に関するもの、また農地等に関するものについての国からの補助率がかさ上げで実施される、また交付税措置のほうにより有利な形で行われるというようなものとなっております。

まず公共土木のほうでいきますと、通常の災害復旧でいくと国庫補助が71%であったものが、激甚災害の復旧となりますと国庫補助が84%に引き上げられるということ。農地等につきましては、通常の復旧事業であれば国庫補助86%のものが、激甚災害の復旧ですと97%に引き上げられるといった、そういった内容のものとなっております。

制度のかさ上げについては以上となります。

○議長(増田剛士議員) 8番、大石議員。

○8番(大石 巖議員) 8番、大石です。

今のそうした国からの補助率のアップあるいは交付税の上乗せということの中には、これは公共土木、公共施設に対する補助ということの理解でよろしいでしょうか。

私は、被害を受けた農家のビニールハウスとか、農業用施設に対しても、その被害に対する国からのそういう激甚の場合の補償を、ぜひしていただきたいなと思う気持ちもありますし、だから個人の住宅に対する被災に対しては、こうした国の激甚災害指定の中には、そういう補償は入っていないのかどうか。要するに、今の話だと公共施設、公共土木ということの話でしたので、そうした農業用の施設やあるいは個人への対応についてはどうでしょうか。

○議長(増田剛士議員) 鈴木防災課長。

○防災課長(鈴木尚雄) 防災課でございます。

個人の住宅等に関する激甚災害の対応というか、対象となるかということだと思いますが、激甚災害の指定のほうありましても、個人の住宅や工業、農業生産物、個人所有の農業用ビ

ニールハウス等の被害は、この激甚災害法の対象外ということで定められておりました、そういったものの対象外のものは、各省庁の支援措置のほうで対応ということで決められております。

そういった中で、今農業のほうのお話がありましたので、こういったものがというのは、先日の全員協議会の台風第15号の被害の報告の中でも紹介をさせていただいたものではありませんが、農業者の支援としましては、農地利用効率化等支援交付金というものがございます。こちらは農業用の機械等が被災した事業者が融資または地方公共団体の支援を受け、被災した農業機械等の修繕、再取得を行い、経営改善に取り組む場合に支援を行うということで、そういった制度のほうもありまして、そちらのほうを町のほうでも今進めている、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

大変な大きな被害が出まして、そして農業用ハウスについても被害の大きいところは撤去するというところで、大変な費用がかさむわけですが、全員協議会のところでの話の農地利用の点について、それについては承知をいたしました、なかなかそれで全部カバーできるという話ではありませんので、そうした皆さんからの相談等に利用できるような制度があれば、ぜひ利用をしていただきたいと思います。

次に、この被災に対して、全国からたくさんの寄附金やあるいは義援金等、寄せられていると、町からの報告がありました。被災者に対して、こうした寄附金については、これは町に対する寄附金になると思うんですが、義援金等について、被災者のほうに、ぜひそうしたものが直接的にといいますか、確実に届けられるような、そうしたことになっているのかどうか、その辺の寄附金あるいは義援金についての取扱いについてはどうなっているのか、教えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

被災者に対する義援金等の配付についてということでございますが、被災者への支援に関しましては、まず町のほうの実施のほうをする見舞金、これと日本赤十字社のほうが募集をしまして、県の義援金配分委員会が町を通じて実施する義援金、この二つがございます。

町の予算のほうで実施する見舞金につきましては、10月22日開催の議会臨時会におきまして補正予算のほうをお認めいただきましたので、住宅が全壊した世帯には10万円、半壊の世帯には5万円ということで、こちらの支給のほうは既に開始しております。

もう一つの義援金につきましては、日本赤十字社におきまして12月8日まで、先日までの受付をやっておりました、そこで受付終了して、今後対象者と配分金額が示されることとなりますので、町ではこの配分に向けて、現在その対象者への通知など、配分の準備を進めている、そういったところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

日赤を通じて、それぞれの被災者に対してそういった義援金というか、お見舞いが支給さ

れるということですが、時期的に12月、年末になっていますので、日赤からの通知があり次第、早急にそうした支払いについてもお願いをしたいなと思います。

町長からの答弁にもありましたが、やはり今回の経験を生かして、そうした災害に対する対応、この竜巻の対応は私たちも予想していなかったものですから、どう対応したらいいかわかりませんし、いつ起こるかも分からないものですから、そうしたことについても、これから皆さんでいろいろ研究、注意をしながら、災害に対する対応を考えていきたいと思いますが、こうした経験、教訓を生かして、ぜひ今後とも災害対策にはしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、私たちもその点は、もう少し勉強していきたいなと思っております。

次に、補聴器の助成について、再質問をさせていただきたいと思います。

町長から、先ほどの答弁では、前向きな御答弁をいただきました。

私も、耳鼻咽喉科で聴力検査をしてもらいました。結果、軽度難聴という診断がありまして、お医者さんいわく年相応だということで、特別、補聴器の着用は必要ないと言われたわけですけれども。

私の知人には、補聴器を装着している方がかなり多いんです。自然と話も声を大きくしながら話をするということになってしましますが、補聴器、片耳10万円から30万円というような、これはそのチラシなんですけれども、高いんですね。相当。それでこういう補聴器を装着しても、私の友達やはり聞こえないんですね。もう1回行って調べてもらえと言うんですけども、いやこんなやつてもしょうがないわというふうなことになっちゃって、会話ができない状態。定期的なメンテナンスとか、それから調整というものが必要になるんじゃないかなと思います。

御答弁にもありましたように、補聴器は医療機器ということでありまして、そういった装着者に対して、医療機関や購入店舗というところから定期的な問合せや、あるいはチェック、そうした体制がそうした健康管理にも有効じゃないかと思っておりますし、そういう観点から、ぜひそうした町民の皆さんに対する広報やあるいは医療機関やそうした購入店舗などへの指導を、町のほうからそういう形でのお知らせといいますか、指導といいますか、そういうことができないかどうか、そういう制度はあるのかどうか、あるいは今後そういうことをやっていけるのかどうか、先ほどの答弁の中では、そういうニュアンスを感じたわけですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田稔生子福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

議員の今、補聴器の使い方について、装着してもなかなか使いこなせないであるとか、難しさを感じるという声を聞くということですが、やはり基本的に、一般的には補聴器が自分の耳になじむまでには一定期間の継続した装用が必要、初めのうちは声がこもって聞こえたりだとか、自分の声がうるさく感じたりだとか、なかなかその補聴器を通しての聞こえに対して慣れないという方が多くいらっしゃるって、そういったことから違和感を覚えて、使うこと自体をやめてしまう方もいらっしゃるというような、国の調査研究事業の手引きの中からも言われております。

その手引きの中には、医師や認定補聴器専門店ですので、補聴器を議員おっしゃったように補聴器は医療器具ですので、専門の業者から購入もしておりますので、そこで相談して調

整をしていくということで、違和感を軽減できて継続した装用、慣れていくということが補聴器には必要という、そういった報告もございます。

ですので、定期的に医師や補聴器の認定補聴器技能者という方もいらっしゃるようです。そういったところで補聴器を正しく使えるようになるには、やはり適合であるとか、練習であるとか、そういうものが必要ですといったことは、今全国的にも特にそういった耳鼻咽喉科の医師、それからそういった補聴器の専門に扱う資格のある方には、既にその部分については認識をされているところですので、支援をする、そういった専門の方々は、そういったことを踏まえながら、アドバイス等をしていただいていると思いますが、やはり町民の方、実際使っている方には、少しそういったすぐ補聴器を使い始めたから、すぐスムーズに気持ちよく声が聞こえるようになるということは少なく、使いこなしていきましようといったような、そういったお知らせも医療機関と連携しながらやっていければと思いますが、今、既にそういうことはされていると認識はしております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

国からも、そうした難聴者に対する補聴器等をはじめとして、そうした補助や助成、いろいろ制度というか、そういうことも含めて、医療体制をという話がありますが、ただ、国の交付制度の中には、この補聴器の補助、助成のためということでの明確な交付金制度というものは見当たらなかったんですよ。

これは新聞等で見たんですが、山形市の例では、保険者機能強化推進支援金というようなちょっと難しい名前の制度が国にあるそうなんですが、この制度を活用して、聴力の衰えについての啓発、それから補聴器助成と装着後の助成、それから定期受診あるいはデータ分析、こうしたものをパッケージで実施をしていると聞いています。

こうしたパッケージで実施をすることによって、この保険者機能強化推進支援金という制度を活用していくということが報道されていますが、そうした総合的な支援と、それから財源の確保という観点からも、こうした制度を活用できないのかどうか。これは吉田町はその点について、こうしたことは一つの取っかかりですので、総合的なそうした対応ということで活用をしていけば、財源的にも少しはいいのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

議員から今、山形市の事業について御紹介をいただきましたけれども、恐らく山形市の取組は、全国でも先進的に先駆けて取り組んだモデル的な事業なのかなと、今伺っておりました。

総合的にこういった聞こえ、高齢者の聞こえに対する支援をしていくといったことを考えたときに、それぞれの自治体、市町村のその関係機関、例えば医療機関であるとか、そういった補聴器を扱う業者であるとか、データ分析と言いますと、やはりそういった専門的な学術的なそういった技術がある業者であるとか、いろいろなそういった精神的だと言いますと医療であるとか、産業であるとか、大学であるとか、そういった広く体制を整えてやっていく方法という、できるところも自治体によってはあるのかなと思っております。

当町におきましては、やはり今の段階でできることと言いますと、町長の答弁にもござい

ました、まず聞こえに対して気づいていただく、気になれば早期受診をしていただく、そういった聞こえはすごく大事ですよといった啓発をしていくことは、まず今具体的に検討しております。

その先に医師が必要と認めて、補聴器の装着によって、その方の聞こえが改善するであるとか、中には補聴器を使わなくても、その前に医療的に、例えば耳の中のお掃除をしたりだとか、いろいろな方法で、今の聞こえづらさは軽減できるというようなこともございますので、まずは専門の医師に相談をしていただく、受診をしていただくといった取組は進めていく必要があるということで検討はしております。

議員が今おっしゃいました国の交付金の制度につきましては、インセンティブの交付金になるかと思いますが、町長の答弁の中にごさいました、現在具体的にこういう助成制度を検討しているという中には、何か財源はないだろうかだとか、あるだとか、ほかの市町の取組を確認したりであるだとか、県を通して国のほうにも何か使えないかといったような、今実際行っているわけですが、この保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金、それが二つのインセンティブの交付金になっておりますが、この介護保険の保険者努力支援交付金、どちらも町がどんな取組をしているかということのチェックリストといえますか、評価項目は一定期間で変わっていきます。

その中でも、その介護保険保険者努力支援交付金につきましては、6年度の評価から、この聞こえの問題が国のほうで認知症施策基本法、それから認知症施策推進基本計画が令和6年度に作成されておまして、そこに難聴の早期の気づきというような項目も入っていますことから、恐らくですがこの指標の中に難聴高齢者の早期発見、早期介入に係る取組で、その中でも普及啓発の取組を行っているか、それから早期発見の取組を行っているか等の評価項目が新しく加わっております。

これを受けて本町でも取組を進めていく必要があるということで、現在具体的などんなことをやっているかということを検討しているという、経緯といえますか、状況にありますので、町としては、そういった町としての取組を国の交付金の中で、この吉田町はやっていますよという評価をいただいて事業には取り組みますが、直接その補聴器を購入助成を行ったから、その部分について幾ら交付しますよといったものではなくて、全体の町の取組についての交付金になりますので、そういったものについては、しっかり町として取組をしているという、申請はさせていただきたいと思っております。

ですので、町が今町の状況で取り組めると検討していることは普及啓発、それから必要な方には、補聴器助成については検討段階であるということになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

今答弁をいただきました保険者機能強化推進支援金という制度、町のほうでも、こういう制度については調べて、検討しているというお話でしたが、やはり交付金とか国の制度を活用できれば、それにこしたことはないわけですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今の話がありました介護保険の保険者支援交付金制度で、この中に今お話ありましたように、評価指標が6年度から入ったということで、要するに補聴器を助成をするということになしに、難聴者に対する啓発や早期対応ということが対象になると理解をしたわけですね。

ども、ぜひそういう点も、やはり啓発につながれば、皆さんその認識度といいますか、自分はこうなんだということをまた言いやすくなりますし、そういう点は、ぜひ皆さんに周知をしていただいて、できるだけそういう皆さんが、聞こえが悪くなった人がすぐ相談できるような、あるいは町としてもそういうふうな評価指標を取り入れて、少しでも国からのそうした交付金にプラスになるような、そういうことでぜひ努力をお願いをしたいと思います。

新聞に、6月ですけれども、掛川市の例で補聴器購入助成需要高くという、こういう新聞報道がありました。掛川市は5年度に、こうした助成制度をつくったという報道がありますが、ところが5年度も6年度も年度途中で予算額に達して、補正を組んだという中身があります。これは6月ですが、今年度、この7年度も需要は衰えていないのではないかというような新聞がありますが。県内を調べましたところ、20団体、20市町が助成制度を実施をしています。35団体のうち20団体ですからかなりの率ということでやっておりますし、内容的にはかなりいろいろ統一的にはなっていない、いろいろ程度は違いがあるんですが、菊川市も実施を予定をしているということを知っておりますので、ぜひ県内こうした各市町がこういう制度をもっと広げる、それから助成制度を広げるということで、需要者も今の新聞報道ありますように、かなり高いと思いますので、ぜひ県に対して、こうした難聴者に対する助成制度を設けてもらえるような、そうした働きかけができないものかどうか。

最近のニュースですと、山梨県は県として町の助成に対して、多分半分は県のほうで持つよというようなそうした報道も最近あったように聞いていますので、ぜひそうした県に対してもこうした助成に対する制度を設けていただくような、そうした働きかけが大事だと思うんですけれども、その点も含めてどうでしょうか。今後ともそういう制度を充実させるということでぜひお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

県におきましては、今議員がおっしゃったように、県内の自治体、市町が補聴器購入助成のような制度で行っているか等、年に1回程度だったと思いますが、調査を県のほうでは、そういった県内の市町の状況を集約して調査を行っています。その調査の結果は各市町にただけということで、今議員がおっしゃったような県内の市町の状況というのは、本町としましても確認ができているところになります。

先ほど認知症施策基本計画ということで、国の計画の中にそういった聞こえの部分が入っているということを説明をさせていただきましたが、今後その県におきましても、そういった計画を策定する予定と聞いております。

ですので、町としましてもそういった計画の中で、聞こえに対してどのような県が計画を持っていたりするのか、この市町の状況を調査して、フィードバックをしていただいている状況を県としてどのように評価をして、今後県の取組をどのようにされているかということについては、確認もさせていただきたいと思っておりますし、機会があれば、やはり町としても、要望を上げることができるかなとは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

やはり、こうした制度充実ということで、町民の皆さんが暮らしに役立てるという健康維

持ということで、ぜひお願いをしたいと思います。

町の総合計画を見てみますと、誰もが健康で生き生きと暮らせる町づくりという章がありますが、その中に住民一人一人の主體的な健康づくりへの取組ということで、地域、学校、医療機関、職域、行政等の連携協働によって推進をするというふうになっております。皆さんが健やかに暮らせるような町を目指して、より一層の努力をすることが大事だなと思いますので、ぜひ今後ともそうした点では努力をお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（増田剛士議員） 以上で、8番、大石 巖議員の一般質問が終わりました。

◇ 平 野 積 議員

○議長（増田剛士議員） 続きまして、10番、平野 積議員。

〔10番 平野 積議員登壇〕

○10番（平野 積議員） 10番、平野です。

私は、通告のとおり、災害対策についてと題して、町長に質問いたします。

質問の前に、通告書に誤りがありましたので訂正いたします。

質問の3番目に「地域の事情」と記載しましたが、地域防災計画の記載は「地域の実情」でした。訂正いたします。

では、質問いたします。

本年8月30日に吉田町で初めての夜間の地域防災訓練が、「夜間に発生したことを想定し、住民の避難行動や自主防災組織による安否確認及び情報伝達が的確かつ迅速に行えるかを検証する。（中略）各家庭では非常持出品や避難経路の確認と実践を、自主防災組織では危険個所の把握や不足する機材の確認、注意すべき事項の洗い出し等を行い、課題の発見と改善に取り組むことで、地域防災力の向上を図る」を目的として行われました。

その数日後の9月5日に台風15号による竜巻の発生で、吉田町も住家の建物被害396棟（10月20日現在）など多くの被害が発生しました。町は初めての大きな被害に対して、ブルーシートの配布、罹災証明の発行、戸別訪問、社会福祉協議会に委託しての災害ボランティアセンターの運営など、努力してくださいました。また、現在も被害者支援事業を展開しています。

以上により、町民の防災意識向上が図られ、10月下旬の議会報告会でも避難訓練や台風被害について多くの意見が出されました。

一方、吉田町地域防災計画には自主防災会に関して多くの記載がありますが、平常時、災害時に自主防災会は地域防災計画に記載された働きができてきているのか、できるのか疑問に感じています。

そこで、以下の点について質問いたします。

(1)町は、今回の夜間の地域防災訓練を100点満点で何点と評価したか。

(2)町は、今回の竜巻災害の対応からどのような教訓を得たか。

(3)吉田町地域防災計画（共通編）の「自主防災会の育成」における「推進方法」の中、「町は、地域住民に対して、自主防災会の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情

に応じた組織の育成を指導する」について、町は具体的にどのような行動、指導を行っているのか。

(4)上記の文章の続きである「地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等の様々な条件に配慮してきめ細かく実施するように指導する」について、具体的にどのような指導を行っているのか。

(5)避難行動要支援者は当町に何人いるのか。そのうち、個別避難計画作成の対象者は何人いるのか。そして、その作成状況は。

質問は以上です。よろしくお願いします。

○議長（増田剛士議員） 答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 災害対策についての御質問のうち、1点目の今回の夜間の地域防災訓練を100点満点で何点と評価したかについて、お答えをいたします。

本年度の地域防災訓練につきましては、夜間に大規模な地震が発生し、大津波警報が発表されたことを想定し、本町では初めてとなる夜間防災訓練を実施いたしました。

今回の夜間訓練では、各自主防災会の皆様をはじめ、昨年度より230人多い総勢9,349人の方に参加していただきました。

本年度の訓練におきましては、重点項目として「身の回りの安全確認」、「夜間における安全性を確保した避難行動」、「自主防災会と町の的確かつ迅速な情報伝達」の3つを設定し、昼間とは異なる環境の中で、各家庭においては非常持ち出し品や避難経路の確認と実践に取り組んでいただき、自主防災会においては危険箇所の把握や不足する資機材の確認などに取り組んでいただきました。

訓練終了後には、各自主防災会から訓練実施報告書をいただくとともに、参加者を対象にアンケートを実施し、訓練に関する感想や御意見をいただいております。

夜間の実施ということで、参加者数の減少が危惧されましたが、自主防災会から予想以上の参加があったという報告をいただくとともに、アンケートでは、8割以上の方から夜間訓練に対して「大変必要である」または「必要である」という回答をいただいております。

また、夜間の実施ということで暗所における避難の困難性や「非常持ち出し品に懐中電灯などを備えることの必要性に気づくことができた」という感想や「必要な資機材について改めて考える機会となった」、「修理が必要な箇所が分かった」という感想などもいただいておりますので、今回の夜間訓練は、いつ発生するか分からない災害に対する訓練として、意義のあったものと捉えております。

本町では、防災訓練において、点数をもって評価するということはしていませんが、初めての夜間の防災訓練でありながら事故もなく、設定した3つの重点項目も確認できましたので、訓練の目的である「地域防災力の向上」につながったものと評価をしております。

次に、2点目の竜巻災害の対応からどのような教訓を得たかについてお答えをいたします。

先ほどの大石巖議員の御質問でもお答えしましたとおり、大雨や台風とは違い、今回のような竜巻被害は極めて局所的であり、発生を予測することは難しいと言われております。

できるだけ多くの方の避難行動に役立てていただくために、気象庁が発信する情報の活用や自らの身を守る行動などの周知を図ってまいります。

また、災害時には、災害対策本部の迅速かつ的確な対応が重要になってきますので、今回の災害で得た経験を確実に継承し、様々な災害対応が速やかにできるように、平時から準備していきたいと考えております。

次に、3点目と4点目の吉田町地域防災計画中の自主防災会の育成における推進方法について、町は具体的にどのような指導等を行っているかにつきましては、関連がございますので、併せてお答えをいたします。

町では例年、年度初めに各自治会におきまして、「自主防災活動等説明会」を開催しており、本年度は、5月の町内会長会議の際に実施いたしました。

この説明会におきましては、県の「地域防災活動マニュアル」や議員添付の資料と同様に「吉田町地域防災計画」などを抜粋した資料を用いて、自主防災会の必要性・役割のほか、年間の防災訓練計画、防災研修講座、助成事業、防災啓発活動、防災資機材の維持管理などについて説明を行い、意見交換も行っております。

町では、この説明会を通じて、大規模災害が発生した際に地域住民が的確に行動し、被害を最小限に抑えるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災意識の普及と啓発に加え、防災訓練の実施など災害に対する備えを行うとともに、災害時におきましては、初期消火活動、被災者の救出や救助、情報の収集や避難所の運営を行うなど、自主防災会が非常に重要な役割を担っていることをお伝えをしております。

特に、防災訓練の説明では、年間の訓練計画はもとより、自主防災会が訓練を行う重要性和目的、すなわち訓練により人を知り、資機材の配備状況や使用方法を把握することにより、訓練ならではの問題点が見えることから、訓練が日頃の防災を考える一番良い機会となることをお伝えしております。

また、夜間の防災訓練の実施に当たりましては、各自治会と打合せを行うとともに、町内会長定例会においても説明を行い、様々な御意見を伺うなど、よりよい訓練となるように協議しております。

なお、本年度は、住民主体の避難所運営体制の構築を目指した避難所運営マニュアルの策定に取り組んでおり、各自主防災会や関係機関の皆様には、ワーキンググループへの参加に向けて11月5日に開催しました、避難所運営に関する防災講演会に参加していただきました。

今後は、避難所運営について十分な意見交換を行い、各地域の避難所に合わせた運営マニュアルを作成し、防災訓練にも活用してまいりたいと考えております。

最後に、避難行動要支援者は当町に何人いるのか。そのうち、個別避難計画作成の対象者は何人いるのか。そして、その作成状況はについてお答えをいたします。

町では、「吉田町要配慮者避難支援計画」において、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を避難行動要支援者として位置づけ、避難行動要支援者名簿の作成を行っております。

本町における避難行動要支援者の数は3,470人で、そのうち、個別避難計画作成者数は1,244人でございます。

個別避難計画の作成状況といたしましては、年に1回、民生委員・児童委員の協力を得て、避難行動要支援者名簿登録世帯へ訪問をし、聞き取りを行い、自力避難が著しく難しく支援が必要な方で、かつ家族などによる支援が受けられない方について、個別避難計画作成を案

内し、作成した名簿と計画は自主防災会と共有をしております。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 答弁ありがとうございました。

まず、その2番目の質問の竜巻被害についてからお伺いいたします。

前の質問者も同じ内容で質問いたしましたので、私はその災害ボランティアについて、主に質問したいと考えております。

多くの町民が牧之原市に比べ、吉田町の対応は遅かったという声が出ていまして、私はそれは仕方がないことだと思っています。大きな災害を経験した自治体に比べ、初めての自治体では、差は出ると思っておりますが、とは言うものの、今後の災害に迅速に対応するための準備は必要であると考えておりまして、その思いを前提に再質問させていただきます。

地域防災計画共通編の第11節ボランティア活動に関する計画には、ボランティアセンター運営マニュアルの作成として、「社会福祉法人吉田町社会福祉協議会は、吉田町災害ボランティア運営マニュアルを作成し、災害時において、ボランティアセンターの運営が円滑に行えるよう訓練を実施する」と記載されています。

ボランティアセンター運営マニュアルは作成していたのでしょうか、そしてそのマニュアルを基に訓練はされていたのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

社会福祉協議会のほうで災害時にはボランティアセンターを立ち上げて、その運営のほうを担っていただくということで、計画のほうは持っているものでございます。そしてその計画に基づいて、令和4年の総合防災訓練において、ボランティアセンターの立ち上げということについて、訓練を行った実績がございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 質問は、マニュアルはできていたかどうかということですがけれども。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

災害ボランティアセンターの関係、それから社会福祉協議会との連携の部分については、福祉課のほうで行っておりますのでお答えをさせていただきます。

災害ボランティアセンターの運営マニュアルについては策定済みであります。先ほど防災課長が答弁いたしましたように、訓練も行った実績がございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） その地域防災計画の先ほどと同じところに、ボランティア活動の支援として、「町は、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。また、町は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災

害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする」と記載されています。

町は社協と協力して、地域の災害ボランティアに対して、どのような支援を行ってきたのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

災害ボランティアセンターの立ち上げに関しましては、その協定書に基づきまして、町の災害対策本部から立ち上げの要請を行い、立ち上げが行われております。その時点で、町の担当職員、連絡要員といえますか、災害ボランティアセンターとの橋渡しの職員を配置して、立ち上げから連絡体制は整えておりました。

災害ボランティアのコーディネーターといえますと、ボランティアセンターの中に置く職員といえますか、社会福祉協議会の職員が中心になりますが、社会福祉協議会の中でもボランティアセンターの立ち上げに当たっては、誰がセンター長であるか、どういった体制、例えばニーズ班であるとか、総務班であるとか、そういった体制を整えて、ボランティアセンターは運営をしております。

ボランティアセンター立ち上げの時から、どんな資機材が必要であるとか、どういった体制が必要であるとか、そういったところにつきましても、今回の災害で初めてボランティアセンター立ち上げたものですから、県の社会福祉協議会、それから運営支援アドバイザー、それからNPOの団体等から、今回のこの竜巻被害の被害状況を踏まえて、こういった体制が必要ではないか、そういった意見交換を行いながら、体制を整える中には、町の担当者も入って実施をしております。

その内容につきましては、災害対策本部のほうには、その都度情報は上げ、共有をさせていただき、必要な支援は町として行ってまいりました。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 課長の、ほかの方もボランティアセンターに来られて、頑張ってくださいというの理解しております。

私も、社協のその災害ボランティアセンターには島田ライオンズクラブの一員として、結構詰めてきました。災害ボランティアセンターには、その静岡県の社協の皆さん、各地の皆さんや災害ボランティア団体、そして応募してきてくださったそのボランティアの方、ほかにはその地域防災士の有志の方、多くの方が集まってくださって、本当に頭が下がる思いでございましたけれども。

社協の活動の中で被害を受けたであろう、ブルーシートがある家であったりに行って、ボランティアセンターが社協に開設されて、ボランティアとしては、こういうことをできますよというようなことを書いたチラシを配って回ったわけです。そうしたら、そんなことやってくれるのという方がほとんどでした。また、そのお話をする中で、一部の地域においては、隣組の人でもうやっちゃったよというお話があつて、しっかり片づけができて、もういいよというお話がございました。

本来共助の観点からいけば、それがあべき姿なのかもしれませんが、その復帰を促進するという点においては、災害ボランティアセンターを活用するというのは有効な効果だと思っております、町はその災害ボランティアセンターの活動内容や災害ボランティ

アセンターの役割などを紹介するチラシというのを作成して、住民の皆さんに、ボランティアセンターでボランティアというのは、こういうことをしてくれるんですよということをお知らせするチラシを作ったり、それをLINEで配信するとか、そういうことができないものかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

災害ボランティアセンターのそういった各1件1件被害があった、特に大きかったところから中心にボランティアセンターでニーズ調査ということで、ローラー式、1件1件チラシを持って回っていただいた。それも早い段階から、9月の立ち上げの翌日からその活動は始まっていました。

そこについては、ボランティアセンターの運営の中で、そのニーズの把握が一番重要だけでも、そういったボランティアセンターが立ち上がって、こういうことをやってもらえるといったお知らせがまず重要で、まずそれをしましょうということで、動いていただいたというふうに聞いております。

その中で、そういった助けてもらう、助けてもらうと言いが正しいのか、支援をしてもらう、そういったことに吉田町の方々はもしかしたら経験がなかったのかもしれないということを、県外であったり、町外の社会福祉協議会の職員からは、感想として持たれていました。

特に、うちは大丈夫だから、あそこが被害がひどいので、あそこに行ってあげたらどうかとか、そういった町民性があるんですかねといった、優しい地域ですねといったような感想を持っていただいた。それを毎日16時30分からその日の活動の報告会を毎日行っていて、そこに町の職員も入っておりましたが、そういった言葉が聞かれていたということは、やはり立ち上げ当初にはよく聞かれておりました。

そのうちに、社会福祉協議会ボランティアセンターのほうで、ボランティアセンターが行えること、頼みたいときにはここに連絡してくださいといったチラシも作成して、それから、もうちょっとこういったお知らせを入れたほうがいいのではないか、それもバージョンアップして、チラシは幾つかにバージョンアップされてきて、作成していただいたというふうに記憶しておりますが、その都度、町でも社協もホームページに載せる、あとはフェイスブック等を使って発信する、町ではLINEに当然載せながらニーズの把握、こういったお手伝いができますといったことを発災時には行っておりました。

やはり、本町でこういった災害に遭った経験が住民の方も町としてもありませんでしたので、こういったことからお知らせをしていかなければいけないんだということは、大変経験としてあったわけですが、平時においてどういうふうなお知らせをしていくかといったところについては、今後の検討課題の一つでもあると思いますが、災害ボランティアセンターを今後閉鎖することも今検討に入っておりますが、その後どういう形でこういった町のボランティアに対する考え方であるとか、お知らせをしていけばいいのかといったことも検討課題に入っておりますので、社会福祉協議会と連携して、そちらの課題については考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 世の中には、災害ボランティアというのは、それに関する動画というのは多く出されています。だからそういうものを活用して、今後出すであろうチラシに動画の二次元コードをつけておけば、見ることもできるし、聞くこともできて、インプットには役立つのではないかなというようなこともありますので、ぜひその社協の皆さんと御相談いただいて、平時からそういうものがあるんだ、災害はどこで起こるか分からない、吉田町全体かもしれないし、今回のように突発的にある地域だけになるかもしれない。

そういう面では、多くの町民の皆さんに、そういうものがあるということは、インプットしていただいておけば、また何かあったときに、それを思い出すということがあると思いますので、ぜひそれは続けていただきたいと思いますが。社協と相談して検討するというのは続けていただきたいと思います。イエスでいいですね。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

今回の災害に対する、例えば広報よしだであるとか、そういったところでも、災害ボランティアセンターが、こういった活動をしましたということも全庁的にお知らせをさせていただいておりますし、やはりこういった経験を踏まえて、平時からどういうことをしていくかということにつきましては、社会福祉協議会含め、町としても連携を持って検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それでは、夜間訓練についてお伺いしたいと思います。

先日8日月曜日ですか、夜中に青森沖で夜中の午後11時15分頃、マグニチュード7.5、最大震度6強の地震が発生した。津波警報が発令され、そして実際に久慈港には70センチの津波が到達したということでした。

この規模の地震、津波が発生した場合、吉田町では、町民がどのような行動をとるであろうというようなことは、その町の中では想像し、お話ししたのかというのはどうなのでしょう。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今回の青森の沖で起こった地震に関して、その内容というものは、特に検討する機会というものは設けておりません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 世の中でも、スポーツとかでもイメージトレーニングというのは大切であるということはあると思うので、やはりこういう事態が起こったときに、じゃ吉田町だったらどうなんだということを想像し、お話しをして、実際に起こったときに備えておくということは大切だと思うので、今からでも、町はどう動き、町民の避難行動をどのように統制していくのかというのは、少なくとも防災課の中で話し合ってみていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今議員からお話ありましたとおり、こういうものがもし吉田町で出た場合は、こういった行動を取らなければいけないかというのは、非常に重要なところになってくるかと思えます。

先ほど、特に検討はしていないということでお答えはしているんですけども、当然防災課の中では、今回こういうのあったよねというところで、うちだったら注意報ならこうだろうというようなことで、夜間であれば住民の方当然、地震だ、津波だ、すぐ避難ということで、常に日頃よりそういった訓練やっただいておりますので、そういった行動を取っていただくことになるというような話のほうは、そういった正式な会とかいうものではないんですけども、課員の中での情報共有ということではやっているという、そういった状況になりますので、またそういうものがあれば、今言ったとおりシミュレーションといいますか、非常に有効な訓練というか、イメージトレーニングというお話ありましたが、そういったものに役立つと思いますので、そういったことは継続して行っていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それでは、8月に行われました夜間訓練、これ地域防災訓練として実施されました。普通夏は総合防災訓練、冬が地域防災訓練だったんですけども、それを逆転された。これに関して、地域防災訓練と総合防災訓練というのは、基本的にどういう違いがあるという認識で訓練を計画されているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

まず、8月の末に実施しました地域防災訓練ですけども、地域防災訓練につきましては、その地域で行うその地域の特色に合った、特性に合わせた避難訓練のほうをやっただくということで、広くというよりは、その地域に特化したような内容で実施していただく訓練を想定したものとなっております。

総合防災訓練につきましては、もう少し大きく、例えば県ですとか、ほかの町とか、ほかの関係団体との連携なども含めた、そういったことも想定した少し規模の大きな訓練ということで、考え方が少し違っている、想定が異なっている、そのように考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 私もそのように思っております。総合防災訓練はどちらかというところと公助に重きを置き、地域防災訓練というのは、共助にその重きを置くような訓練だと認識しているんですが、町はそのような考えで町政連絡会で目的というところで、若干ニュアンス違う、目的をお話しされています。

しかし、町民が参加する自主防災会が実施する訓練、行動というのは、どちらも同じような訓練になっているというふうに、私は思っています、これは町としてはそれでいいのかどうかというところに関して、御意見ございますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

自主防災会の訓練につきましては、基本的には自主防災会のほうで、それぞれのところでお話していただくというのがまず前提としてございます。そういった中で、先ほど議員おつ

しゃられましたとおり、その訓練ごと、その目的ですとか、重点を置いていただきたいところ、そちらのほうを設定のほうをしまして、それに合わせた訓練内容のほうを実施していただいているところでもあります。

そういった中で、ちょっと似たような、どちらの訓練も同じようなことしかやっていないというようなところも実際にはあるかなというところは、こちらでも認識のほうはしてございます。

町のほうとしましては、できるだけ実態に合ったといいますか、より実践に即することができるよう訓練をやっていただければとは思っていますが、なかなかそこまでは至ってはいないところもあるのではないかとというのが現在の認識でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今日の一般質問の主な目的は、至るところで防災課は訓練は自主防災会にお任せしているとおっしゃるわけですよ。にもかかわらず、計画書を出しているわけですよね。こういう想定でやりますよ、計画書は出しなさい、終わったら報告書は出しなさい。じゃお任せするんならお任せしたらいいじゃないですか。何でそういう計画書出させたり、報告書出させたりするんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

自主防災会は、実際、地域のほうでつくられるそちらの住民の任意の団体ということで位置づけられているかと思えます。町のほうとしましては、そういった自主防災会の活動に対しまして、当然うまくそういった訓練ですとか、そういった活動がいくように協力をしていく、そういう立場にあると認識しておりますので、そういった訓練がスムーズに進むように、様々な場所で説明、それから援助をしながら訓練のほうをやっていただいている、そういったことで町のほう関わっている、協力しなければならないものと認識をしております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それでは、8月に夜間に行われた防災訓練実施報告書、御覧になっていきますよね。各自主防災会から報告書が提出されていますが、それを幾つか見て、どういった感想をお持ちでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

まず報告書については、もちろん目のほうを通させていただいております。そういった中で、各自主防災会ごと、それぞれ成果、反省点、課題、要望等ということでいただいております。

そういった中では、今回の夜間防災訓練に関しましては、夜間ということで、非常に参加者のほう少なくなるんじゃないかということに危惧していたけれども、思っていた以上に、計画以上に参加をいただくことができてよかったというような、成果としてはいただいております。

また、反省点としましては、中にはちょっと集まって、その後解散しただけになってしまったというようなところもありましたし、中には必要な機器等がちょっと足りていないとこ

ろがあったというようなことで、課題として、次の訓練の改善につながるような御意見のほうもいただいております。

この報告書をいただくことによって、またこちらの報告書につきましては、次回の訓練の説明のときに配付いたしまして、それを参考に、次の訓練を考えていただけるようにしておりますので、今回の訓練の反省のほうをいただいて、その訓練ごとの反省点、それをちゃんと考えていただいた上で、次はこうしていこうということを考えていただくきっかけになっている、そのように考えております。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今回の答弁では、各自主防災会から出された報告書、計画書も含めてですかね。それは各自主防災会に吉田町全体のものをお配りしているという理解でいいんですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

そのとおりです。

例えば今回のこの地域防災訓練、このときに集めたこの訓練の実施報告につきましては、先日の総合防災訓練の説明会のときにお配りをして、参考にさせていただいている、そういった流れになっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 御苦労さまです。

それで、報告書に記載された内容から、幾つかお伺いしたいことがあるんですけども。

一つ目は、住吉地区から多く出されておりました。津波避難タワーの階段の登り口や避難床部の照明が暗いので増設を希望する。それについては今後どのような対策をお考えでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

タワーのほうの階段等、街灯のほうが足りないんじゃないかというような御意見をいただいております。訓練に当たりましては、事前に町のほうでも、どのような明かりの状況になっているか、実際のところは、切れているところがないかということで、事前に点検のほうをして回っております。そういった中で、今回御意見をいただいておりますので、こちらのほうは、また夜間に実際どんなものかというのを確認をしまして、これは明らかに足りないなどということがあれば、当然改善のほうをしていかなければいけないと捉えております。

ただ、現状の形につきましては、もともと計画的に設置した明かりとなりますので、そのあたりで住民の方と防災課、町のほうと必要とされる明かりの量というものが異なっているところもあるかもしれませんので、いずれにしても現場のほうを確認をして、これは明らかに足りないということであれば、改善のほうを検討して、進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それをやるときに、町でこれを確認するだけではなくて、そういう出された自主防災会の方、そこに書いてないかもしれんけれども、ほかのところでそういう意見をお持ちの方いると思うんで、全ての津波避難タワーをチェックして、自主防災会の方と共に、意見交換しながら決めていただきたいと思います。防災課がこれは大丈夫だじゃなくて、いろいろ意見を交わしながらやっていただきたいと思いますと思うんですが。

これ外灯についても同じことが出ているんですね。避難路暗い。提案としてソーラータイプの外灯にしてくれないかという希望が出ていましたけれども、これについてはいかがですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

外灯のほうにつきましては、防犯灯等を意味しているのかなということになるんですけれども、こちらのほうにつきましては、防犯灯のほうをもしも増やしたいとか、そういった要望がある場合は、自治会のほうからお話をいただいて、町のほうでその整備のほうを進めていただくというような制度ができていますので、必要があれば要望のほうを出していただいて、自治会管理ですので、自治会で足りないと思えば、そちらのほうで事務のほうを進めていただくことができるかなと思っています。

ただ、今回の訓練につきましては、夜間は実際暗いんだよというところを実際に体験していただいて、昼間とは違うというところを捉えていただきたいと思いますということで実施しておりますので、その点については、暗いからどんどんつけていこうということとは、またちょっと異なるかなということで御理解いただければと思います。

いずれにしても、自治会を通じて、必要などころには防犯灯のほう、整備のほうを進めている、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） その辺、よろしくお願ひいたします。

要は目的、暗いを感じてもらっただけでしたっけ。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 今年度の地域防災訓練の目的ということだと思いますが、今年度は夜間に災害が発生したことを想定しまして、避難行動や自主防災組織による安否確認、情報伝達が的確に行われるかということ。また、昼間と異なる環境の中で訓練を行うことで、非常持ち出し品や避難経路の確認と実践、あと自主防災組織では、危険箇所の把握や不足する資機材の確認ということで、注意すべき事項の洗い出しなど、その辺の課題の発見、取組、地域防災力の向上を図りたいという、そういった目的で実施をしております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 要するに、自主防災組織では危険箇所の把握、これ目的に入っていますよね。だから、暗いを感じてもらっただけじゃなくて、危険箇所を発見するというのは、把握するというのが目的として挙がっているわけで、それは実際にそういう意見が出てきたのであれば、その対策というのは考えていかないと、目的からして合わないと思うんですが、そこはどうですか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

すみません。説明のほうが変わってしまっていたかと思いますが、まず暗い雰囲気を確認していただくというのは一つの目的でありました。それに加えて、このところは危険箇所、暗くて危険だということでお話のほうがあれば、それで自治会のほうでまた検討のほうをしていただきながら、これはやはり必要だということであれば、そちらの防犯灯等、設置のほうを進めていくということで、そのとおりのことになるかと思っておりますので、そういった対応を進めていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そこはよろしく願いいたします。

ほかに、その避難訓練開始の同報無線が聞こえないという意見もあったと思います。2か所ぐらいだったかな、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

同報無線が聞こえないところがあったみたいだというお話ですが、こちらについては、もしそういった情報があれば、ぜひ町のほうに、このあたりがということだけでいただければ、また確認のほうをしていきたいと考えております。

実際、こちらのほうに連絡いただいたところについては、既に確認のほうをしております。町のほうでも定期的に同報無線、室外機の子局のほうからの声がちゅんと出ているかというところの確認は行っておりますので、今回の訓練に当たっても出ていたものと、町では受け止めているところではありますが、もしそういった情報があれば、いただければ確認のほうをしていきたいと思っております。

また町では、その同報無線の内容をよしだ防災メール（同報無線）という形で、内容が分かるように配信するシステムのほうも持っておりますので、町民の皆様には防災メールというよりは、先日のお話とかぶりますが、吉田公式LINEのほう、こちらの防災のほうを登録していただきますと、同報無線の内容のほうは今何が流れたかというのが分かるようになっておりますので、こちらのほう、ぜひ登録して確認できるようにしておいていただければ、万一同報無線が聞こえなかったときも、内容のほう確認できるようになるものと考えております。

また、防災ラジオのほうも配付のほうをしておりますので、そちらでも同報無線の内容入るようになっておりますので、そちらのほうも活用していただければと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そうなんですよ。防災ラジオ、各家庭に配ったんですよ。何年前だったか、10年ぐらい前ですかね。これ使われているんですかね。私が知る限り、何軒かは玄関に置いてある家庭あります。でもほとんど置いていない。利用されていないという思いがあるんですが、町としては、どのぐらい使われているのかというのを把握されているのでしょうか。もし聞こえないという方だったら、LINEもそうですが、防災無線配っているんだから、防災ラジオ配っているんだから、それを使ってくださいよというような声かけ

をしたらどうかと思うんですが、そこはどうでしょう。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

防災課のほうで、今その防災ラジオのほうがどれぐらい利用されているかというところについては、数字のほうを持っておりません。

そういった中では、やはりそのために配っているんだよということで周知のほうを図って、ぜひ利用をすることを広げていくということが大事になってくるかと思っておりますので、先ほどから話の出ている吉田町の公式LINE等と合わせて、防災ラジオのほうも、そういった使用方法というか、そういう目的で配付されていますよということで、また周知のほうを繰り返し行っていく必要があるなど考えております。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 答弁はいいんですけども、今回の訓練でMCA無線機、何か不具合が多かった。去年の報告ではそういうのはあんまりないんですけども、今年やたら多いなど思ったんですが。その辺はしっかりチェックしていただいて、今回の総合防災訓練でうまく使えていればそれでいいんですけども、その辺は、それが夜と昼で違うという話なのか、その辺分かりませんが、そこもしっかりやっていただきたいと思っております。

もう一つ、報告にもありましたけれども、去年の地域防災訓練と比べて、8月の夜間ですけども、参加者が増えたということは喜ばしいことだと思うんですが、それに対して中学生の参加が減っているんですね。これに対して学校教育課はどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊 誠学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

地域防災訓練、総合防災訓練におきまして、事前に小・中学生、特に中学生に対しましては学校からも参加のほうを、強制ではないんですが、やはり地域の一員として防災を身につけるという意味で即しているんですが、結果的には、議員おっしゃられましたように、人数は減っているんですけども、学校としても教育委員会としても、中学生にはぜひ参加していただきたいということで、またこれからも周知のほうはしていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 周知しているというのは存じているんですけども、それが浸透していないというのが現状だと思うんですね。中学校では、ジュニア防災士の教育やっていますよね。それによって防災意識というのは、中学生は向上していると思うんですけども、いざ訓練には参加しないということに対しては、どういうふうにお考えですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

議員おっしゃられますように、中学1年生でジュニア防災士認定講座ということでやっていますが、それとこういった防災訓練への参加というのはセットでやっついていかないと身につけていかないとしますので、やはりそれも合わせて指導のほうを学校と合わせて、また進めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 実際に避難所ができて、学校、中央小やら自彊小やら吉田中学とか、そういうのが開設されたときに、中学生というのは、中学生だけれども小学校に行っているわけで、小学校の体育館の構造とか校舎の構造とか、よく熟知していると思うんですよ。そうすると、そういう運営の割と主役的な働きをしてくれるんだと、私はそう期待しているんですけども、そういうことも含めて、しっかり訓練というのは大切なんだよというような話をしていただければ、もうちょっと参加して、やっぱり俺たちがいなきゃ駄目なんだなというような気持ちを持ってもらえないかなとは思っているんですが、その辺はいかがですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今の話とちょっとそれるかもしれませんが、今年、津波注意報が出まして、特に住吉小学校とか中央小学校には一般の方も学校に避難されておりました。ちょうど児童もいるような状況で、そのときに、なかなか慣れない中でも、学校のほうではその児童も参加させて、生徒もそうですが、参加させて避難というところで一緒に活動したと聞いております。

訓練もそういう観点を育むというところで非常に大事だと思いますので、そういうのを合わせてジュニア防災士の認定もそういった内容もそうですけれども、合わせてそういった防災教育のほうを進めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） その点、よろしくお願ひいたします。

やっぱり若い子が来て、しっかりやっているというのを見たら、大人も俺たちもという気分になってくると思うんでね。よろしくお願ひします。

参加者についてもう一点、今回の防災訓練に参加してくれた外国人が40人になっておりました。現状人口の観点から、外国人は10月末で吉田町人口の9.3%を占めています。それに対して防災訓練に参加してくださった外国人は、参加者全体の0.4%ぐらいしかいないということに関しては、防災課はどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

今議員からお話ありましたとおり、吉田町では外国人の方の割合が人口の1割に迫る勢いということで、多文化共生等そういったものの重要性が増してきていると認識のほうをしております。

こういった中で、やはり外国人の方に対しても、防災対策というものは考えなければいけない状況になっているものと思います。外国人の訓練参加につきましては、恐らくどこの自主防災会のほうでも必要性は感じているけれども、何かからすればいいか分からないというような、そういった状況があるんじゃないかなと思っております。町としましては、他市町のいい事例等あれば、そういったものを紹介することで、うまく利用できればいいと思っております。

そういった中で、本年度、町のほうでは、生活に必要な最低限の日本語を身につけられるようにということでやっている「はじめてののにほんご教室」というものを始めておりますが、11月9日に開催しました、はじめてののにほんご教室の中で、地震、津波等、避難に関する行

動を簡単な日本語で教える機会というものを設けさせていただいております。机の下に隠れる、火を止める、避難する、持って行くものを準備するなど、優しい日本語で防災についての説明を、そこでは行わせていただいております。

ここへの参加者が職場や家庭などで、その学んだこと、日本語防災情報を共有していただけるということを期待をしているところではありますが、このようなところも含め、様々な機会外国人の方が防災への意識を高められるように、努めていかなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 先に言うておきます。

質問3から5に関しましては、時間もないので、今回の答弁を基に次回またやらせていただきますが、今回の質問1の答弁で、割と本町では防災訓練に対して点数を持って評価することはない。これは出てくるとは思っていませんでしたけれども。初めての夜間訓練でありながら、事故もなく設定した三つの重点項目を確認できましたので、訓練目的である地域防災力の向上につながったものと評価しておりますと書いておりますけれども、本当に地域防災力の向上につながったんでしょうかということに関しては疑問があって、もう少し、先ほど質問した、何がやれている、何ができていないというところは、しっかり評価すべきではないかなと、私は思っております。

その辺も踏まえて、次回3から5の質問につきましては次回でやりたいと思いますので。

いやいやあんた甘いと言うけれども、しっかり評価しているという御意見があるのであれば、ぜひお願いします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

答弁でも申し上げたとおり、点数という形での評価は行っていないものですから、何点ということはお示しすることはできません。

そういった中で、目的に対して一定の効果があつたものと捉えている理由としては、先ほどの自主防災会の方からの報告書、またアンケートの内容からでも、夜間の避難訓練の必要性を感じていただけたというところがあるかと思えます。

そういった中で、訓練につきましては、防災訓練を行うこと自体が、いざというときのことを考える機会となるものと考えております。それが防災意識の高揚につながるものだと思いますので、防災訓練の目的として意識の高揚ということでは、その訓練が行動を考える機会、防災意識の高揚につながったと捉えていますので、効果としてはあつたんじゃないか、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） それは、次回の自主防災会のところでしっかり議論していきたいと思えます。終わります。

○議長（増田剛士議員） 以上で、10番、平野 積議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分

- 議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は10名です。
引き続き一般質問を行います。

◇ 大石裕之議員

- 議長（増田剛士議員） 3番、大石裕之議員。
〔3番 大石裕之議員登壇〕

- 3番（大石裕之議員） 3番、大石裕之です。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、自然災害対策についてということで、質問をいたします。

台風15号は、奄美大島の東の海上で9月4日に発生し、九州東側沿岸付近を北寄りに進み、5日午前1時ごろ高知県に上陸。その後、進路を東寄りに変え西日本から東日本の太平洋側を進み、13時ごろには吉田町付近を通過。併せて牧之原市から吉田町にかけて竜巻が発生、風速75メートルと推定される国内最強クラスの竜巻が町内を襲い、一般住宅をはじめ、電気などの生活インフラや商工業、農業など、様々なところに大きな被害をもたらしました。

この竜巻の被害を受けた私たちは、今後この経験を契機に災害対策に鋭意取り組み、生かしていかなければなりません。私たちも自分事として受け止めていかなければなりませんし、今回の8日の夜、青森で起きた震度6強の地震についても、自分事として受け止めて、こういったことを生かしていかなければならないということでございます。

そういった点を踏まえ、以下の点について質問をいたします。

(1)近年多発している自然災害で、ゲリラ豪雨などでの河川の氾濫や浸水・土砂災害など、インフラなどハード面において起こり得る被害の想定はされているか。

(2)現状で考えられる自然災害の中で、インフラなどハード面において町内で対策が完了または進んでいる事案は何か。一方で完了していない、またはこれから対策を行う事案は何か。

(3)町内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域において、今後自然災害における被害はどの程度の規模で、どの程度起こり得ると考えるか。

(4)町内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域において、どのような対策が考えられるか。

以上について、質問いたします。

- 議長（増田剛士議員） 答弁をお願いします。
田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 自然災害対策についての御質問のうち、1点目のゲリラ豪雨などでの河川の氾濫や浸水・土砂災害など、ハード面における被害想定はと、2点目のハード面において対策が完了している事案及び完了していない事案については、関連しますので併せてお答えをいたします。

まず、被害想定について申し上げますと、河川につきましては国と県が作成した浸水想定区域図を基に、町で洪水ハザードマップを作成し、浸水区域を周知をしており、土砂災害につきましては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」いわゆる「土砂災害防止法」に基づき、町内の12か所が土砂災害警戒区域として、さらにその中の11か所が土砂災害特別警戒区域として県知事から指定されたことを受け、町でハザードマップを作成し、区域に住む住民に向け周知をしております。

河川法の適用を受ける準用河川のハード対策につきましては、県の整備水準に合わせて「計画高水位で年超過確率5分の1、いわゆる5年に一度の確率規模の降雨を安全に流すこと」を目標に河川改修などを行っております。

具体的には、現在整備を進めております準用河川大幡川水系の大窪川におきまして、5年に一度の確率規模の降雨に対応できるよう、国の補助を受けながら下流部から順次改修を進めております。現在は、神戸地内の日の出地区まで進捗をしており、引き続き上流部への改修を進めてまいります。

この他、町では近年のゲリラ豪雨などに対応するため流域治水への転換を図っており、「坂口谷川水災害対策プラン」と「吉田町湯日川流域治水対策計画」に基づき、長期対策として5年に一度の確率規模の降雨に対応できる河川整備の実施と併せて、さらなる被害の軽減を図るため、短期対策として各流域の対策に取り組んでおります。

この短期対策について申し上げますと、二級河川坂口谷川流域では、昨年度から整備を進めております、宮裏川河口部の第3号ポンプ場の増強工事が本年度中に完成をする予定であり、今後は、第2宮裏川河口部の第1排水機場の増強、住吉川河口部の第4号ポンプ場の増強を順次進めるよう計画をしております。

また、二級河川湯日川流域におきましては、学校や公園などの公共施設への雨水貯留施設の設置などにより対策を進めてまいります。

次に、3点目の町内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域において起こり得る被害の規模・頻度はと、4点目のどのような対策が考えられるかについては関連しますので、併せてお答えをいたします。

町内の土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、傾斜度が30度以上の土地について、県知事が一律に指定したものであり、被害の規模や頻度については考慮しておりません。

また、土砂災害対策につきましては、ハード対策については昭和44年に制定をされました「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」いわゆる「急傾斜地法」で、ソフト対策につきましては、平成12年に制定されました「土砂災害防止法」でそれぞれ規定をされております。

まず、ハード対策について申し上げますと、急傾斜地法第3条の規定により県知事が指定した「急傾斜地崩壊危険区域」につきましては、既に県が重力式擁壁の設置など対策工事を実施をしており、その施設の定期的な点検も県が毎年実施をしております。

加えて、同法第9条では、「急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者

は、その土地の維持管理については、急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない」といった旨も定められておりますことから、御自身の所有地や管理地は御自身で崩壊対策を講じていただくことも、急傾斜地の崩壊による被害を防止するために必要となっております。

一方、ソフト対策につきましては、土砂災害防止法で、土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策を整備することとしており、国土交通省が定めた「土砂災害防止対策基本指針」では、法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項として、行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムの構築が掲げられております。

具体的に申し上げますと、町は、地域防災計画に定めた土砂災害情報の伝達や避難訓練、ハザードマップの公表・周知、要配慮者の避難支援などを実施することにより、区域にお住まいの方が、災害発生の際に、御自身を守るために一刻も早く避難していただくことを目指しているものでございます。

加えて、町では土砂災害特別警戒区域に居宅を有する方の人命を守るため、居宅を区域外に移転するために必要な経費を補助する制度を平成18年度に設け、移転を促進をしております。

このように、県と土地所有者などが実施するハード対策と、町が地域防災計画に基づき実施するソフト対策とが相互に効果を発揮することで、土砂災害から人命、人身を守ることにつながるものと考えております。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

この台風15号の被害、竜巻の被害というのは、本当にひどい状況がございまして、当日私も竜巻が通過した後に、片岡西、地元ですので、非常にビニールハウスとか家屋、屋根が飛んだりというのがたくさん見られまして、私もその日の通過した直後から1軒1軒お家を訪ねて、被害どうですかという状況を確認してまいりました。2日間ずっと回っておりました。

そういった中で、役場とも連絡も取り合いながら、情報を提供したりしながら、対応をさせていただきました。そういう電話の中でも役場の庁舎の中の混乱というのは、私自身も感じることができました。しかしながら、結果として、皆さんの経験はなかったとはいえ、大変な努力の中で、しっかり対応はしていただいたと思っております。

そういった状況があって、私の地元の話になってはしましますが、土砂災害警戒区域の方々が非常に、特に最近ゲリラ豪雨も含めていろんなことがある。そして今回の台風、竜巻、そういったことが重なる中で、非常に土砂崩れ等に関して、御心配をされているというのが今の現状であります。

それも、私のところに相談されているのが1件や2件ということではなくて、台風の前から2件、3件の御相談もありました。台風のその後も、別の方々かな3件、4件という方々から御相談等もございまして、当局とも話もさせていただいてきたというのが現状でございます。

そういった状況ですから、問題意識は持っておりますが、このことが簡単に解決できることであるとは思ってはもちろんおりませんし、特に答弁にもありましたとおり、これは私有地でございますから、町としても私有地、個人の財産に関しては、一切アンタッチャブルだ、タッチしないんだという立場も理解をしております。

しかしながら、現状を見ると、あの地域も大変高齢化している。簡単に逃げ出すこともできないような年齢の方々もいらっしゃる。そして世代ももう変わっているところもあります。子供の世帯がいたとしても、私費でそこを整備しろというようなことが現状できるのかというと、なかなかそういう余裕がないというような状況の中で、一つ被害が出れば、その家だけじゃなくて、ほかの周辺にも当然被害が及ぶ。斜面がもし崩れたりすると斜面の2倍、3倍まで届くというような、そういう可能性があるというようなも言われているようでございますから、周辺も含めて大きな被害が出るということが考えられ、それを放つといていいのかというような問題意識を私は思っているわけでございます。

そういった状況の中で今回質問させていただいておりますので、今回質問することで回答を得たい、結論を出したいということではもちろんなくて、非常に難しい問題であるということは認識しながら、まず議論を始めたいという思いで質問をさせていただくということ、前置きとしてお話をさせていただきたいと思っております。

それでは、最初の質問をさせていただきます。

今回の竜巻のとき、もしくはその後も含めて、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域において、どのような避難指示等も含めて、どのような指示が、こういったタイミングで出されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木防災課長。

○防災課長（鈴木尚雄） 防災課でございます。

このたびの台風15号に関係しての避難の指示でございますが、13時42分に土砂災害の警戒情報が出ましたので、それに合わせて避難指示を出したということになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 避難指示が出ているということでございますので、やはり危険が考えられるエリアであるという御認識は、当然していただいているものと思っておりますが、まず、ここの部分が大きな課題であることは事実なんで、危険なエリアであるという認識は、私どもと共有していただきたいと大前提として思っておりますので、これは防災課なり建設課なりだと思っておりますが、その認識は共有できる、しているということを確認したいと思えます。

○議長（増田剛士議員） 柳原真也建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

今議員おっしゃられました土砂災害警戒区域、また特別警戒区域につきまして、静岡県の方で、土砂災害が発生する恐れがあるということで指定している区域でございますので、町としましても、そのところが、必ずしもそこで発生するというわけではないかもしれませんが、危険の恐れがあるというところでは、認識しているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。

もちろんそれが前提でありますので、認識をしていただいていると思います。今回私もそういった相談が幾つも寄せられる中で、いろいろと研究したり相談したりしてまいりました。また、県内他地域の状況なんかも、県内の仲間等に問合せをして聞いたり、いろいろさせていただきましたが、そういった中で、保安林指定があのできないのかなというようなことも考えたりもしましたけれども、それも県との話し合いをする中で、なかなか簡単じゃない、難しいということも分かりました。

県も対策等はそれなりにはしてくれているんですが、保安林指定等が難しいとして、土砂災害警戒区域、あの地域に、例えば森づくり県民税とか森林環境譲与税等を利用して、整備をするようなことというのはなかなか難しいのか、できないのかどうか。

10数年前になるんですけれども、あそこの一部、山の根の急傾斜地の一部、竹林があるんですけれども、その竹林の整備を県の予算、この森づくり県民税を使って整備をしてもらったことがあります。現状でもそこはまだ整備できておりますが、こういった県民税等がありますので、こういったものを使って、何かできることがないのかなというような思いもあります。

町も町長も含めて、県等にこの制度の拡充を働きかけてくれているということは、聞き及んでおりますけれども、この森づくり県民税、森林環境譲与税等の利用についての現状を教えてください。

○議長（増田剛士議員） 高塚進吾産業課長。

○産業課長（高塚進吾） 産業課でございます。

今大石議員のほうから、森林環境譲与税と、あと県民税の森の力再生事業の関係であったと思いますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

まず先に、大石議員のほうからありました竹林の関係なんですけれども、そちらにつきましては、この森の力再生事業のほうを活用した事業として、そういった一般の方の竹林を整備したという経緯がございます。あと、今あったような今、能満寺の周辺につきましては、その人工林という、よくなりわいと化したような竹林ではございまして、自然林という形になります。

まず、森の力再生事業につきましては、その人工林とかを再生するとか、あとそういった森林の災害対応とかをするというものにつきましては、やはりその人工林というのが大原則となるということで、こちらが活用できないという形になります。

あと、森林環境譲与税につきましては、基本的には保安林とかという形であれば、活用のほうは可能なんですけれども、こちらにつきましても、今の状況で活用することはなかなか難しいという状況でございます。

あと、さきにいろんな産業課としましても、こういったところを災害のあったときに、何か活用できるようなものがないかということ、県のほうにも問合せをさせていただいたんですけれども、現状、今県のほうにも、その台風が発生した際に、林野庁のほうにもちょっと確認をさせていただいたんですが、現状、今の状況でいきますと、なかなか活用できるものが難しいというところな状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。

そのような状況なんだろうなというふうには推測しておりましたけれども、特にうちの町は、山の部分が非常に少ない、森林も少ないという状況の中でございますので、そういった特別税を有効に使う、使う場所というものも拡充してもらう必要、私もあると思っておりますので、引き続きその要請も含めて、県当局のほうにもお願いをしていただきたいと思いますと思っているところでございます。

それで、現状なかなか手がない、方法論がない、町も手を出せない、出しにくいんだという状況だと思っておりますが、答弁にもありましたけれども、県が設置した土留め、擁壁があります。あそこに土砂とか堆積物がたまれば、もしくはあそこの擁壁に物がかかれば、県が除去をしてくれるというわけですが、あの擁壁に対して見回りなどは、県のほうは年に1回しているというふうなお話を県の土木事務所から聞いておりますが、町のほうは、あそこの土留め、擁壁に対して、もちろん県のものだから、町は全く関係ないんだというスタンスなのか、そうはいつでも地域のことでありますし、あそこに物が堆積されていれば、除去を県に要請するという立場だと思っておりますので、そういった見回りに関して、どの程度のサイクルで行われているのか、もしくは行われていないのか、お尋ねいたします。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

県の重力式擁壁の点検についてでございます。これにつきましては、静岡県の方で毎年点検のほうをしているものでございまして、この点検に当たりまして、町と警察、あと消防署、こちらが合同で点検のほうに参加をさせていただきまして、設置されている重力擁壁のほうを確認をして、先ほど議員おっしゃられたように、後ろの砂をためていく部分であるとか、周りの木の状況とか、そういうところも含めて県と一緒に、周り含めて、施設合わせて点検のほうをしているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

ありがとうございます。

ということは、それが年に1回と思うんですが、例えばゲリラ豪雨等が発生したときとか、今回の台風の後、竜巻の後、そういった自然災害というかが起こり得る可能性のあったような自然環境があったときに、その後に見回りには行くとか、そういったことというのは、基本的にあまりないということよろしいですか。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

土砂災害のほうが起こっていたりとか、そういうときは、もちろん県のほうも点検のほうにも、その現場のほうに確認のほうも行ってございますし、町のほうもそういう箇所につきましては、回るような形を取らせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） そうですね。やはりそういった何かあっては困る、もしくはその極力たまりというところに物がたまっていないほうがいいわけですから、そういった

ことを含めて、町も積極的に何かあればすぐに点検に行ってもらって、県のほうに除去を要請するというは大変だとは思いますが、繰り返していただきたいなと思っております。

今回も私のほうも県の土木事務所と話しまして、林泉寺さんのあそこの木が、今回相当倒木しているんですけれども、その下の部分の擁壁、その周辺も含めて、一回しっかりと、点検もこの間してもらったんですけれども、堆積している物を除去すると言って来ておりました。近いうちに実施してくれるものと思っておりますけれども。町のほうも、そういった積極的に、ここの危険なエリアなんだということの認識の中で、見回り等も事あるごとに、とにかく月1回行けとか、何日に1回行けということじゃないにしても、事あるごとに点検をしていただきたいと思っておりますが、その点についてもう一度御答弁いただきたいのですが。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

町のほうとしましても、そういうところの場所にある施設というところも理解しているところもございますので、また点検頻度といいますか、その見回り頻度というのは、またあるかもしれませんけれども、事あるごとに町のほうでも注意しながら観測といいますか、そのところを見ていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

できることが少ない中で、そういったところがまずは大事ななと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それで、先ほど質問しました避難指示が今回も出ておりました。避難をしてもらうというのは、一つの方法論としては大変重要だと思いますし、この土砂災害警戒区域というのは、そもそもいち早く避難してもらうための警戒区域なんだというような位置づけにもなっているということでございますので、避難をしてもらって、まず何かあっても大丈夫な形をつくるというのが一つの方法論だということは理解しております。

ただ、避難するタイミングというのも、これも日中なのか夜間なのか、そのときの天候状況等にもいろいろございます。そういった中で、この地域の方々が、じゃ避難するとき、歩きなのか車なのかも分かりませんが、避難路等が特にしっかりときれいに整備されているわけでもありませんし、道路状況も周辺の町道とか農道等も、相当ボコボコな状況でございます。穴だらけと言っても過言ではありません。

そういった周辺の、何もできないことがないという中で、町ができることというのは、私はそういったところにもあるのかなというようにも感じておりますが、その点についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

まず、町のほうで行っている対策というわけではないんですけれども、地域の皆さんと一緒に御協力いただきながらやっていることとしまして、年に1回、北区と片岡区のこの土砂災害警戒区域にお住まいの方に、自治会のほうを通じまして、土砂災害の訓練のほうを実施をさせていただいてございます。それが今年5月18日に行っておりまして、これにつきま

しては、このときは情報伝達訓練ということで、土砂災害が発生した場合の避難の情報伝達の確認ということでやらせていただいております。

過去におきましては、土砂災害警戒区域の現場のほうに行きまして、地域の方と避難所までに行くルートの確認とかを自治会の方、あと地域の方、警察と消防の方も含めてやっていたというときもございます。

このような形で、地域の方と協力しながら、その土砂災害の警戒に対する対応ということで、今進めているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

そういったことも進めていただいて、その周辺のいろいろなそういった細かなところになるとは思うんですけども、そういった整備も、町としては少なくともちゃんと意識しているんだよと、このエリアが非常に危険なエリアだということで、何かあるたびに、ゲリラ豪雨なり台風なり、そういったときの避難指示ばかり出るわけですけども、それは当然必要なことだとは思いますが、それだけではなくて、ちゃんとここに対しての思いがしっかりあるんだということも、町民の方々が感じてもらえるような、何かそういったことを進めていただきたいというふうに、私は思っているところでございまして、ぜひ積極的をお願いしたいと思います。

るるお話ししてきている中で、なかなか具体的なところまで手の打ちようがないという難しい問題だということは、最初からお話ししているとおりでございますが、今申し上げたとおり、何とかこの地域の方々に、安心を与えられるようにできないのかと私は感じておりまして、例えば急傾斜地とか、森林等の整備について、基本的には私有地ですから、自分たちでやってくれというスタンス、立場だとは思いますが、そういったところに対しての補助制度とか、町としての姿勢を示すというか、少しずつでも一緒に整備や管理をしていこうというようなことをしっかり示すということも、私は町民に対して大事なことなんじゃないかと思っております。そういった補助制度について、具体的に検討はしてはいないというのは承知はしておりますが、そういったものについてのお考えというか、方向性みたいなものももし何かあるようなら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

それこそ町長答弁のほうにもございましたし、あと議員のほうからも御発言ありましたとおり、なかなかその土地のほうが個人の土地というところもありまして、そこのところを管理していただくというのが原則的といいますか、基本的には個人の方、所有者、その管理されている方がやっていただくというところになりますので、そういうところで町のほうが補助の制度をしていくというのは、ちょっと難しいというところは考えているところでございます。

ただ、他市町におきまして、またそういうような補助制度をお持ちになられているようなところがあるかどうかということもありますけれども、そういうところも含めて、何かできるようなことがあるかということも、制度をつくられているところがあれば、その制度つくられたところの背景等もあるかと思っておりますので、そういうところも含めて、研究のほうを

していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。

結局あそこで、もしあいったエリアで土砂崩れ、崩壊等が起きた場合、町民の方々はそれを本当に心配をされております。

そういった中でよく言われるように、よく道路でも信号機がつかないのは、ここで事故とか大きい事故とか、死者が出るぐらいの事故が起きないと、信号機がつかないんだと昔よく言われました。

今回のあいったところも、手が出しようがないということは理解はするにしますけれども、やはり何か起きれば、大きな被害にもなるし、地域にとっても大変悲しい出来事になって、またその復旧ということになると、また大変になりますし、あそのエリアは人家もあり、また農業施設等もございますし、具体的に言うと何かがないと、被害が出ないと動かないというようなことにはしてほしいと思っております。

そういった中で、やはり少しでも何かできることを積み上げていっていただきたいと思っておりますし、私たちもそこに協力をさせていただきたいと思っております。

今後、県とか国に対しても、どういう具体的な要望活動とか要請ができるのかというの、いろいろあるとは思いますが、そういったところも積極的に、ぜひ地域の声も拾っていただいて、行ってほしいというように考えておりますが、その点についても御答弁いただきたいと思っております。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

まず、土砂災害のほうの警戒区域になっているところの部分といたしますか、そこにつきましては、静岡県のほうにつきまして、人命を守る対策ということで重力擁壁のほうが造られている、その速度的な対策としまして、町のほうで土砂災害のハザードマップのほうを作成したりとか、避難行動につながるような情報伝達とか、避難訓練の実施とか、そういうものをさせていただいているところでございます。

まずは命を守っていただくということが重要かと思っておりますので、そのところにお住まいの方も、町のほうから発する情報、また気象庁から発せられる情報等も含めて、いろんなところの情報を見て、確認していただきながら、速やかな避難のほうにつなげていっていただければと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） そうですね。基本的には避難をするというのがこれまでの取組であり、今後の取組であるというのは、もちろん理解をしておりますけれども、何か今日私がこの質問していること自体もそうですけれども、その議論を始めたい、状況もしっかり把握もしてもらいたいし、まずは一步踏み出したいという思いでおります。

先ほど申し上げたのは、国とか県に対しても、どういった具体的なことができるのかというの、現状私も分からないんですが、県にもそういう話もして、相談もしてきましたけれども、県もなかなか難しいですよねという状況でした。

少なくとも土木事務所と農林事務所関係のところぐらいの話ではありますが、そういった中でも、非常に住んでいる方々は、心配もされているし、なかなかできることが非常にない。お金を何とかつakって、自分たちで整備しろということであれば、そりゃゼロではないとは思いますが、なかなかそれも厳しいという中で、命の危険に近いところにいるというような環境は変わらないと思います。

そういった中だから県とか国に対してもそうですし、何か少しでもできることをこれからも模索をしてもらいたい、していきたい。私も含めてしていきたいと思っておりますが、そういった取組というか、そういった姿勢というのを、できれば出していただきたいと思っておりますけれども、そういった点についてはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

まず、土砂災害のほうについてになりますけれども、これ自体につきましては当町だけの問題ではなくて、近隣市町といいますか、日本全国の問題になってくるかと思っております。そういうこともございまして、どのような形で上のほうに話をつなげていくかというところが、なかなか見えてこないところがあるんですけれども、そういういろんな機会の中で、制度的なものとか何かで、国・県でつくっていただけたというようなことがあれば、そういうような要望としまして、上げていくというような形は、町のほうも取っていければと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。

とにかく、なかなか難しい問題でありますし、今回質問として取り上げることの中でも、私もいろいろと調べたり、いろいろやる中でも、なかなか大変だなと思って、今ここに立っているわけですから。

ただ、行政も含め、我々とか行政も町も、いろいろ考えているんだよということをしっかりお示しする、そして何か解決、少しでもできる方法論を探っているんだ、見捨てているわけじゃないよということは、しっかり理解してもらえるような形をつくっていききたいと思っておりますので、私も努力してまいりますし、ぜひ当局においても、ぜひ御協力をいただきたいということを切にお願いを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（増田剛士議員） 以上で、3番、大石裕之議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は13時00分といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 零時56分

○議長（増田剛士議員） 時間より少し早いですが、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 山 内 均 議 員

○議長（増田剛士議員） 12番、山内 均議員。

〔12番 山内 均議員登壇〕

○12番（山内 均議員） 山内 均でございます。

私は、今回通告してあるとおり、社会の変化と地域コミュニティということで、そういう題目でやります。特に、地域コミュニティの中には、私は防災士として地域の防災士という観点で、いろいろ中で細かいことをお聞きをします。

まず、趣旨です。

総務省のコミュニティ研究会資料では、コミュニティを生活地域、特定の目標、特定の趣味など、何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）とし、この中で共通の生活地域の集団によるコミュニティを特に地域コミュニティとしている。

地域社会においては、地域福祉や防災など、複雑化する課題への対応の必要性は高まっているが、自治会、町内会などの加入率の低下などは、地域のつながりの希薄化への危機感が一層高まるとともに、地域活動に様々な制約が生じている。地域コミュニティにおいて、自治会などは事実上中心的な存在であると考えられるが、住民の加入、脱退は任意に行うことができる私法人である。吉田町でも自治会の存在は重く、地域コミュニティとは切り離すことができない。しかし、人口減少、少子化、高齢化、外国人人口の急激な増加など、社会の変化が表面化し、地域コミュニティの問題も多くなっている。

最も深刻なのは、自治会に加入していない住民の対策である。災害時や緊急時の情報伝達ができない。外国人などはなおさらである。隣組との関係も不確定となり、不確定となれば、手を差し出すこともできない。自治会への加入者の減少は、地域コミュニティの活動低下を引き起こし、子供会やさわやかクラブ、老人会の存続へも影響を及ぼすことになる。役員のなり手不足も深刻な問題である。現状把握と地域コミュニティの活動低下の対応は、早急に考えなければならない。

そこで、以下の質問をします。

1、吉田町民の自治会加入率の現状と対策について。

(1)自治会への加入率は、令和7年度の6月定例会において、令和4年度の現状値が65.1%と答えている。最近のデータでは数値は明確になっているか。住吉、川尻、片岡、北区の各地区は何パーセントか。

(2)外国人の加入率は認識しているか。

(3)具体的な数値で各地区の災害などの対策計画を策定できないか。

2、地域コミュニティの現状と対策について。

子供会やさわやかクラブ、老人会などの解散情報がある。確認と対策は。

(2)自彊わくわく教室やコミカレネットワークなどの各ボランティア団体の関係者は高齢化している。町では対策は考えないか。

3、自治会の活性化について。

(1)決算において、自治会運営費補助金は加入者の割合ではなく、地区の登録人数で補助されている。自治会の担い手確保などに使用できるのか。

(2)自治会未加入者への情報発信は考えているか。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 社会の変化と地域コミュニティについての御質問のうち、1点目の吉田町民の自治会加入率の現状と対策についての一つ目の各自治会への加入率は何パーセントかについてお答えをいたします。

自治会への加入率につきましては、今年の4月1日時点で、住吉地区が62.3%、川尻地区が56.4%、片岡区が74.9%、北区が59.1%となっており、町全体では62.5%でございます。

次に、二つ目の外国人の加入率は確認しているかについてお答えをいたします。

一つ目の御質問でお答えいたしました加入率は、外国人を含めた加入率でございます。自治会や町内会では、外国人も地域コミュニティの一員と考え、世帯全員が外国人の世帯も、世帯の中に外国人がいる世帯も、区別なくコミュニティ活動を行っておりますことから、外国人の加入率は把握しておりません。

次に、三つ目の具体的数値で各地区の災害などの対策計画を策定できないかについてお答えをいたします。

町では、災害時に備える防災資機材などの必要数量を算出し、備蓄計画を作成をしております。災害時には、自治会への加入、未加入にかかわらず、町が指定した避難場所、避難所に身を寄せ、命を守りながら生活していくこととなりますので、自治会への加入世帯数を根拠とした計画はございません。

しかしながら、災害時には地域や身近にいる人同士が助け合う共助の考えが非常に重要でありますことから、ふだんから地域活動へ積極的に参加し、コミュニケーションを図るなど、お互いの顔が見える関係を築いておくことは重要であると考えております。

次に、2点目の地域コミュニティの現状と対策についての一つ目の子供会やさわやかクラブなどの解散情報があるが確認と対策は、についてお答えをいたします。

子供会につきましては、現在37団体が活動しておりますが、子供の数の減少に伴い、統廃合が進み、子供会の数は減少傾向となっております。町では、子供の健全育成を図るため、子供会育成連合会に補助金を交付するとともに、イベントなどの活動に関する支援を行っております。

さわやかクラブにつきましては、健康づくりや生きがいづくり、地域とのつながりを目的として、全部で23団体あり、現在は、このうち19団体が活動をしております。残りの4団体につきましては、解散ではなく、活動を休止していることを確認しておりますが、その理由は、会員数の減少や役員のなり手不足であると伺っております。

会員数の減少の要因といたしましては、定年延長や定年後も働いている人が増加していること、また、趣味の多様化などにより、さわやかクラブ以外の活動へ参加している人が多くいらっしゃる考えられます。

こうした状況に対しまして、町では団体活動の充実のため、各団体に対して補助金を交付するとともに、毎年作成しております地域の支え合い活動応援ブックにおいて、さわやかクラブの活動内容や会員募集のお知らせを掲載するなど、入会のきっかけづくりにつながる取組も行っております。また、さわやかクラブ連合会の事務局である吉田町社会福祉協議会では、各団体の活動支援や事務の補助を行っております。

次に、二つ目の自彊わくわく教室やコミカレネットワークなどの各ボランティア団体の関係者は高齢化している。町では対策を考えないのかについてお答えいたします。

町では、ボランティア団体である自彊わくわく教室などの地域教育推進協議会が主体となり、地域の子供たちに対し、様々な体験やイベントを実施していただいております。地域ぐるみで子供を育む環境づくりを推進しております。地域教育推進協議会は自治会役員、子供会代表、PTA会長、コミカレネットワーク吉田の関係者をはじめ、活動に関心を持った方々により構成をされております。このような中、議員御指摘のとおり、70歳代のスタッフが多数を占め、高齢化が進んでいる状況が見受けられる団体もございます。

一方、親子2代で参加しているスタッフや、小学生の頃にイベントに参加した経験のある若いスタッフなど、各年代がバランスよく構成されている団体もあり、その状況は様々でございます。

人材確保への対応といたしましては、子供の保護者や知人への声かけなど、各団体において主体的に地域内における勧誘活動に取り組んでいただいております。町といたしましても、イベントなどの機会を通じて、団体同士の連携を促進するほか、それぞれの活動に対するスタッフの募集や、年代構成のバランスが取れている団体の取組を好事例として周知するなど、若者のボランティア活動を支援してまいります。

次に、3点目の自治会の活性化についての一つ目の自治会運営費補助金は自治会の担い手確保などに利用できるのかについてお答えをいたします。

自治会運営費補助金は、自治会の円滑な運営と地域の発展を推進するため、各自治会の人口を基に交付をしており、近年の事業内容を確認をしますと、各地区が抱える課題を解決するための活用や文化の継承、区民が参加する活動などに利用されております。

御質問の自治会の担い手確保は、本補助金の目的に合致しておりますので、各自治会で御要望がございましたら、その都度、御相談いただき、対応させていただくこととしております。また、自治会の担い手確保のためには、まずは多くの方にコミュニティ活動に参加をしていただき、自治会の役割や取組を理解していただくことが重要であると考えますので、本年度から、新たに自治会の加入促進に寄与する事業と自治会活動の活性化に寄与する事業に対する補助メニューを追加いたしました。これらの補助金につきましても、有効に活用していただき、自治会の担い手確保に役立てていただければと考えております。

最後に、二つ目の自治会未加入者への情報発信は考えているのかについてお答えいたします。

町では、情報通信技術の進展に伴い、情報収集の手段が多様化していることを受け、町民一人一人が自分に合った情報収集ができるよう同報無線、広報よしだ、町ホームページ、町公式LINEなど、様々な媒体を通じて情報発信を行い、多くの方へ情報が行き届くよう努めております。その他、必要に応じて関係者に集まっていただき、町の取組や支援制度などの周知を行っているところでございます。

中でも広報よしだにつきましては、自治会に加入している方には、組長を介してお届けし

ておりますが、公共施設、各自治会事務所、金融機関、コンビニエンスストア、スーパーマーケットなどにも配架し、自治会に加入していない方も容易に入手できる環境を整えております。また、町ホームページにも掲載をしておりますので、バックナンバーを含め、御自分のタイミングで情報を入手できるようになっております。町からの情報発信は、自治会への加入、未加入にかかわらず、広く行うべきものと考えておりますので、今後とも環境整備に努めてまいります。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 答弁ありがとうございます。

今回、先ほど言いました地域コミュニティ、地域防災士、要するに、地域を限定したということにしましたけれども、この中で多分二つ目の問題で、具体的な数値で各地区の災害などの対策計画を策定できないか。この中に関しては、私の言っている具体的な数値、具体的な事例に関しては、まず、住吉、川尻、片岡、北区がそれぞれの各地区の人口構成の数値を知ることがまず大事だと思っています。その上で、住吉自治会地区は、住吉特別工業地区には工場が多く、旧市街地は道路が狭い。狭い地域に耐震化されない建物が多い。倒壊の被害、火災の被害、津波の被害、津波以外の危険性が高い。川尻自治会地区では、倉庫業が多く、昼間の人口が多い。建物は耐震化されていない建物が多く、倒壊の被害、津波被害の危険性が高い。片岡自治会地区では、耐震化された建物が比較的多いが、倒壊の被害が予想される。津波被害は危険性は少ない。土砂災害警戒区域の危険性が高い。北区自治会区域では、新興住宅地地区が多く、耐震化された建物が多いが、昔からの地域では建物の多くの被害がある。その上で各自治会の外国人の人数を把握して、対策を考えなくてはならないというのが私の一番大事なポイントです。

それで、ここに先ほどの同僚議員から土砂災害のがされましたね。それで、これここに入れましたけれども、北区の能満寺、今現在ある北側にも土砂災害区域があります。このところも毎回避難をするわけですけれども、そこには防砂堤はありません。毎回大雨が降るたびに、だらだら流れている状態が続いています。この家は萬年の茶がまを持っている家ですね。あそこも行きますと、常に地形変わっていますよね。その辺も含めて、地域の防災を考えていきます。そうしていきますと、この地区で、自彊館地区に関しては、今言った、そろっているんですけども、それぞれの地域がそれぞれの自治会の人たちに、町全体でさっきいろいろ聞いている計画を出すのではなくて、それも大事なことだと思います。ただし、その地区によって状況、みんな違いますので、その地区の状況を生かした自治会発信の避難訓練をやってはどうかと思っています。それをやらないと、例えば先ほども言いましたけれども、自彊小学校で津波訓練をやって、そんなばかなことをやったってしようがないですね。あそこにはもう後でやりますけれども、北区の役割は、災害を受けた人たちをどうやって受け入れるか、それが一番大きな役割だと思っていますので、だんだん聞かせていただきます。

特に、地域コミュニティの重要と考えているものは、私はコミュニティの単位というのは、まずは家庭、次に隣組、地区ごとの関連業種、祭りや神社などの祭典、あとは、組常会の会合は重要な習慣でありましたが、これもなくなっています。こういう常会がなくなっていくことに関して、町ではどう考えていますか。いざ災害があったときには、隣の人らが助ける

のが一番、いろんな災害は、特に地震災害は隣が助けてくれます。そういうのに関して、いろんな会合がなくなったことに関して、町のほうでの危機感というか、そういうのはお持ちでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 太田順子総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

隣組の会合、常会といわれるものは、私が小さいときも自分たちの組にありましたし、仲のいいというか、地域の結束が強いところは、コロナ前までは多分やっていたんじゃないかなと思います。ただ、どうしてもいろいろな社会情勢とかでやめて、いなくなっているところも多いと思います。組によっては、コロナ明けた後、もう一度集まってみようという動きもあるでしょうし、コロナになってからのやり方で、またそのまま継続されているという組もあります。町でこうしてくれということ、なかなか言いにくいものですから、その組に合ったやり方でいろいろなコミュニケーションを取っていただければと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 先ほど答弁いただいた中で、各自治会地区での外国人を把握しているか。答弁の中では、こういうふうに答えるしかないでしょうけれども、自治会長とも話をしたんですけれども、まず分からない。把握できない。それはひとつありまして、ここにも大石議員もありますけれども、そういうアパート持っている人たちが一つの部屋に6人とか5人とか入るんですよ。それでその出入りは、もう明らかに分からないですね。でも分からないけれども、その人たちも火災とか、地震とか津波の時には、間違いなく自治会を頼るわけですよ。それが一番のネックをしているんですね。その辺のもうちょっと詳しい把握、どういう形で把握をしているかって分かればお願いしたいんですけれども、それが自治会の訓練など、災害対策になると思うんですよ。どうですか。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 町として、外国人が入ってきたというのは、転入届等がありますので、そこで吉田町の住民になったということ把握させていただいております。ただ、地域にその情報というのは、なかなか誰が何番地に住んでいるということは、情報としては行きませんので、自治会単位だと把握をするのが今難しい状況になっているのかなと思います。あと、吉田町の特徴としましては、急激に外国人が増えてきておりますので、各自治会では、そこまでの対策が、どこからどうやって手をつけていったらいいのかということは、課題となっていると町では把握しております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内 均議員。

○12番（山内 均議員） 今その中で、私は国の防災士の登録をしています。実際には動いていないんですけれども、吉田町でもジュニア防災士含めて、防災士いっぱいいますよね。ところが、今言ったそういう数字を子供たちと若い人たち、関係者に知らせることによって、本当に何が必要か、危険性がないか、それが一番大事なことなんですよ。よく今、自主防災士、活動をやられていますと、例えばどこの道路に倒れそうな塀があるとか、電柱の上に危ない物があるとか、そういうのはよく具体的には私もやってきました。一番手っ取り早いんですけれども、それはもう置いておいて、もう1回やればいいですからね。そういうとき

に、今言った把握、外国人を把握するための一番最初の起点がそこにあると思うんですけれども、その辺の考え方と、これからどうしていききたいかということ、もしありましたら、どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 先ほどの答弁の続きになりますけれども、町でも急減に外国人が増えてきているということで、どういった人たちが入ってきているのか。どういった職業の方なのかとか、家族単位なのか、単身なのかということ、職員同士で情報共有しようという形を今取ろうと動き始めました。自治会の皆様にも共有できる情報は共有して行って、自治会の皆さんとも町と同じような情報を共有してと考えておりますので、そこから一步一步手をつけていきたいなと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 私は今地域のコミュニティをどうして守っていくかの原点である全ての原点ですよね。そこがどうやら崩壊をし始めた。それが非常に心のここに危ない感じをしているんですよね。それと同時に、年寄りの人たちが若い人たちの存在を分からなくなってきたんですね。これは幾ら計画をやったとしても、それはもうどこかで分断されていますから、届いていかない。そこはやっぱり一番大事なところで、やっていくこと。それをやって、町長の答弁の中にいろんなサークルに関して、補助金を補助しますよと。それは確かに一つのグループでもらうことができれば、ぱっと広がりますので、ぜひそれをやっていただきたいんですね。その辺はどうですか。例えばこういうところに出していますよというものがありますか。こういうクラブとか。現在です。

実は、私も今書きましたけれども、自彊わくわく教室と、それに入っているんですけれども、もうみんな70過ぎていてですね。ひょっとしたら75を過ぎていてですね。それをやっていると、いずれにしても、あと5年後には消滅しますので、それはもう大事なファクターになるんじゃないかと思うんですよね。それは町のほうでどんな形で把握をして、それをこれからどうしようとしているか。その中で補助金をどうやってうまく使えるか。それはどうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 山脇一浩生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

自彊わくわく教室で活動しているものがうちの事業になりますので、私から答えさせていただきますけれども、自彊わくわく教室については、高齢化しているのは事実です。高齢化していますけれども、今、地域推進協議会と放課後子供教室の事業をやっていただいておりますので、その活動ができて今はいると思いますので、今はいいと思います。ただ、高齢化したことによって、体力の低下だったり、今やっている事業の質の維持をするところら辺は、継続してやっていかなくちゃならないので、低下したりすることがあれば、何かしらの支援が必要だと思っています。

わくわく教室では、ボランティア団体として今事業をやっていきますので、町と連携しながら事業をやっていきますけれども、その中で今後やってもらっている事業を継続してやっていくためには、この団体への募集というか、今やっている団体の広報活動というか、事業の内容を知ってもらうことだったり、同様の団体が地推協の団体というのがいますので、そうい

う団体と横のつながりを持って、それこそ2月にも地推協だけではなくて、スポーツ少年団だったり、いろいろな団体が共同でイベントをやります。そういう中で連携していく中で、共通の課題等もあると思いますので、共有しながら課題解決のための施策を取ってもらったりということで、連携してやっていくことは、支援していきたいと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今なぜこういうことを聞くかという、一番最初の人にコミュニティの規定、それが何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団をこの中では共通の生活手段におけるコミュニティ、要するに地域コミュニティと国が定義していますので、その中で今何をしていくか。それで、今ちょうど11月の暮れにでも自彊小学校で大根植えたんですね。子供たちに手伝ってもらって。課長知っていると思いますね。中の人ら、彼が本当に一生懸命やってくれていますよね。そのあれが一番最初のコミュニティの原点。子供たちは知っていますよね。そこのところには親御さんも参加しますので、つながりがずっとできるんですよ。その辺を大事にしたいものだから、今しつこく言うんですけども、それに関しては、また補助金というか、さっきの返しじゃないけれども、どんな形でやっているかというのは、まだ聞いていないんですけども、どこかやっているところあるんですか。補助金を出してあげますよと。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 議員にお聞きしますが、その活動はどのような活動、何という活動かということをお教えいただければ、職員答えやすくなるかなというので、よろしくをお願いします。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今言ったのは自彊わくわく教室です。その中での彼の名前、言ってもいいかな。本当に一生懸命やってくれて、休みのたびに出てくれているわけですね。そう思うんですよ。課長が把握していると思いますけれども、彼らのそういう意見というのは、なかなか出てきませんか。これは困ったよとか、こうしてほしいよとかという意見。

○議長（増田剛士議員） 議員、先ほどの補助金の話はもういいんですか。今総務課長のほうから一例を挙げてくれれば、よその地域でやっていることとあったんですが、それはもういいんですか。

○12番（山内 均議員） それは聞きたいと思います。

○議長（増田剛士議員） だから一例を挙げてください。

○12番（山内 均議員） 一例を挙げてほしいよということ。どういう形でやっていますかという。

○議長（増田剛士議員） どういったものがあるかというものをまず挙げていただければ、その担当課に振りますけれどもという話なんです。

○12番（山内 均議員） どういったものがあるかというのは、私が関連している自彊わくわく教室、それとコミュニティのあれですよ。それぞれの自彊わくわく教室もそうですけども、それぞれの地区でみんなやっていますよね。わっぱクラブであるとか。そういうのはみんな今言ったコミュニティを形成するための一番の基本なんですよ。その中で実際にやっているものがありますかということ。私は分からないです。どこにやっているかは

分からないです。それを聞きます。

○議長（増田剛士議員） 町のそういったコミュニティに補助を出しているかという質問でよろしいですか。

○12番（山内 均議員） もちろんそうです。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 生涯学習課でございます。

自彊わくわく教室でいえば、地域推進協議会の団体になりますので、土日に先ほど議員がおっしゃった大根の種まきだったり、ジャガイモの種植え、収穫だとか、あとは夏の花火大会とか、あと、今回できなかつたんですけれども、映画の上映会だったり、そういうものに対する補助金を町のほうから出しております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今先ほど私言いましたけれども、そのコミュニティの関係のそういうところには今は出てはいないですか。上映会であるとか、そういう以外には。子供たちと関連したそういういろんな作業をやるんですけれども、そういうのは割合出ていませんか。

○議長（増田剛士議員） 山脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（山脇一浩） 確認になるんですけれども、その補助金を出したことによって、繰り返しになってしまいますけれども、大根の種まきだったり、そういうものに補助金を出して、活動していただいているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） なぜ聞いたかということ、そういうものがあることによって、我々の周りいっぱいそういう人たちがいますので、そういう人たちに情報を出すことによって、今言ったものが活発化当然するでしょう。そうすると、そのコミュニティの活性化が得られるんじゃないかという意味です。私は、そういう意味で、今の話は後でまた詳しく聞いて、そういう部分に関しては、情報を発信をしようと思っています。

あとは、この資料、地域コミュニティに関する研究ですね、この報告書に関して、非常に興味深いのは、自治会の人たちがこれだけ入ってきて、なかなか情報発信が全部にできない。できませんよね、外国人であるとか、加入していない人とか。そういう人たちにとって、国ではデジタル化によって情報を発信しよう。そういうやつを総務省のほうではいろいろ考えが出てきているんですけれども、町に至っては、その方法論というのは、何か持っていますか。

○議長（増田剛士議員） 答弁以外のものということですか。

○12番（山内 均議員） もちろんそうです。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

町長答弁に幾つか例示を出させていただいて、こんな方法で情報発信をしているよということで、町長答弁させていただきましたけれども、特に、ホームページとかは多言語化できるものとなっておりますので、外国の方も自分の言葉で、読める言葉でホームページが御覧になれるように機械的なものがそろっております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 確かにデジタル化することによって、情報の発信はできるし、答弁の中にもありますよね。ただし、私は心配しているのは、自治会へ加入すると、自治会費を我々は納めますよね。北区なんて5,000円ですね。ところが、今言われたDXの中で情報を出すことによって、その人たちは全ての情報をただで獲得するわけだよね。そうでしょう。そうなってくると、一番心配するのが、ひょっとしたら私も既に考えていますけれども、要するに、自治会入らなくたっていいや。5,000円とかその辺取られるんだったら。そういう人たちが出てくる心配があるもんですから、私の意見としては、そういう情報は情報料として取れ、情報料として頂きなさいと。そうして公平性をやることによって、その公平性はそれをやることによって、自治会の人たちが自主的なのがいっぱい出てくると思いますね。だから、そういう意味でお聞きをしたんですが、どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） まずは、外国人の方のお話ですけれども、翻訳機みたいなものを町では整備しておりますので、自治会にも各自治会一つずつ整備したらどうだということも考えております。一度、各自治会のほうに試行的に使っていただいたこともあるんですけれども、それがちょうど台風のとくと重なってしまいまして、期間が限られている中で、思うように体験ができなかったということもありますので、またそれは改めて自治会の皆さんに使ってもらおうかな。もしよければ、そういったものを各自治会に備えていただいて、外国の方とのコミュニケーション、いろんなことを説明したりだとか。それが自治会の方から、今度は町内会に必要な貸出しをするというようなことを考えていることが一つです。

あと、もう一つ、町からの情報発信のお話ですけれども、私たちがやっていることは、町長答弁にもございましたけれども、自治会に加入している、していないかわからず、吉田町民の皆さんに町が情報発信をしているということを答弁させていただきましたので、自治会内での情報発信というものとは、ちょっと意味合いが違うということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今の回答でいくと、そうすると、私が言いたいのは、自治会加入することによって、加入した人たちが自治会費を払う。その払うことによって、いろんな情報をいただきますよと。そうですね。特に心配するのは、自治会そのものが役場の下請会社みたいな形でやっていますので、それをやっていくと、だんだんいなくなっていくのは分かりますので、今言ったいろんな方法によって、情報を取りながらやって欲しいのは、自治会に主導権を持たせる。全てを任せる。そうして、そこに自治会の持っている自治会に楽しさを与える。うまみを与える。そういうことをやらないと、自治会ってこれからデジタル化をしていくと、なくなっていくという心配をするもんですから聞くんです。

ここに書いてあるとおり、役場のほうもそうだと思いますけれども、自治会へ入る人たちがなかなか入る人がどんどん減っていく。そうすると、その情報発信は、町のほうでもそうだと思いますけれども、恐らくデジタル化することによって、全員に情報を流していく。町の考え方はそういう考え方でいいんですか。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

議員から御発言があった自治会が町の下請であるような発言がありましたけれども、決して私たちはそのようなことは思っておらず、同じ吉田町という町を豊かにしていこうという相棒というか、仲間であると考えております。ですので、決して私たちが自治会をそのように思っていないということは、もう一度御認識いただきたいと思います。

その中で、自治会は自分の意思で町民の皆さんが加入している団体ですので、そこに町のほうで何かあれをやれ、これをやれというのは、なかなか言いにくい。議員おっしゃるように主体的に活動していく。それで自治会がそれぞれ豊かになっていく。楽しいイベントや自分たちの決まり事を守って、町づくりをしていく、地域づくりをしていくという活動団体になっていただければと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） そうは言っても、私が本当に危険性を感じるのは、入っている人たちが何だ必要ないんじゃないかと考えることが非常に怖いんですね。ここにも、この総務省のさっきの地域コミュニティに関する研究会の中でも、島田市の例が出ていますよね。島田市が今情報発信のために、ほとんどあれをデータで流している。確かにそうすると、流しているほうはいいんですけども、それを入っている人たちに関して、私が言っているのは、それがお金を払って、払っていくしかない。ですから、いいですか、その……

○議長（増田剛士議員） 議員、要は、自治会加入のメリットを尋ねているんですか。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 私はメリットじゃなくて、デメリットだと思っています。本当にそれが浸透しちゃうと、消滅します。消滅する危険性をはらんでいる今のやり方だと思っていますので、ここにあって取り上げたわけです。最終的には、一番最初のコミュニティを守るためには、自治会の役割が非常に大きいよ。その中で自治会をいかに盛り立てるか、楽しい場所にするか、責任ある場所にするかということは、やっぱり町の役割だと思うんですよね。町が考えなきゃならんことだと、町が押しつけるのではなくて、彼らの考えたものをあなた方が受け入れること、それが一番大事だと思うんですね。そういう意味で、くどく言っているんですけども、その辺はどうなんですか。町のほうでは、情報発信のときに不公平というのは感じませんか。

総務課長。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 議員がおっしゃる情報発信というのは、あくまでも町からの情報発信のことではないかな、自治会からの情報発信ではなく、町からの情報発信のことでしたら、私たちは吉田町民の皆様に町から情報発信をしているので、全ての町民の方に受け取れるような情報発信の仕方を考えていかなければいけないと思っております。それが広報紙であったり、同報無線であったり、LINEであったり、いろいろな手段を使いながらやっていくと思っております。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今言われた広報紙とか、いろんな配布に関しては、自治会に組長

さんが集まって、下請の組長さんが集まって、それを配布しているわけですね。それが現状でしょう。現実にはそうですよね。その部分が一番危険性をはらんでいるんじゃないかって思っているわけです。だから、そういう意味で私は、私とは意見相入れないでしょうけれども、それが大きな問題になってきて、後で気がついたら遅かったというやつが可能性ありますので、その辺は何が一番いいかというのは考えてほしいと思います。私は今さっき言ったその辺で、情報発信をするのであれば、例えば全ての情報を自治会を通していいから、自治会が発信をする。その発信をしたときに、自治会費のようなお金をもらいなさいと。お金というのであれば、その対価をもらいなさい。そうすると、それが初めて公平になって、分断をされなくて、公平になって自治会に対する信頼感であるとか、それが出てくると思うんだよね。それを懸念をして一生懸命やっているわけですが、どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

議員からの御発言にもありましたとおり、今町は広報よしだを配るときには、自治会の組長さんを経由して配らせていただいております。昔は多くの方が自治会に加入して、今よりも手に取る方が多かったと思いますけれども、今は先ほど町長からの答弁もさせていただきましたけれども、六十何パーセントの方しか入っていないと。そういった方にも広報が取れるように、いろんなところに配架させていただいて、自分の手元に、読みたい方は手に取れるような情報を発信をさせていただいています。

それとはまた別に、各地区、自治会単位の情報発信のことで議員御発言がありましたので、そこは議員そういうお考えだということは分かりましたので、またそこは連合会のほうで、こういった御意見があるということは、またうちのほうも自治会の役員と情報を共有させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） くだいようですけれども、私が言いたいのは公平に。どこから情報が出てもいいですから、例えば我々は自治会に自治会費払っていて、自治会のほうを経由して広報よしだをもらうわけですね。町から直接受け取っているわけじゃなくて、実際にはそうなんですよね。そういうものをもっと合理的なとか、方法はないかって模索をするわけですね。それはやっぱり極端なことを言うと、今私がここで自治会を辞めちゃって、そうしても全部出るわけですね、広報とかいろんなものが配布される部分が。そうすると、その部分に関しては、その部分だけ考えると言えないじゃないですか。幾ら町から発信をしているとはいえ。情報というのは、やっぱり私は対価としてもらうべきだと思うんですけれども、そういうふうな考え方でいますので、その相入れない部分が出ますけれども、それはまたおいおいと考えていかなきゃならんと思っています。先ほど言った、どうしても立場的なものを考えれば、あなた方の立場ではそう言わざるを得ないと思いますけれども、我々がなぜ自治会に入る人が少ないのか、実際には65と言いますが、もっと少ないと思いますよね、私はね。見ていると。それがやっぱり全部子供会とか、全部どんどん少なくなっていく原因だとしたら、やっぱり自治会のほうでしっかりと補助金を使って、そういうところに使えるようにすれば、自治会のほうでも自主性が出てくるだろうしと思っているんだよね。その辺は大体分かっただけですよね。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

加入率につきましては、確かに年々下がってきて、それは私たち町も、それから自治会の役員も同じ問題意識を持って、どのように手を打っていかなければいけないかというの、今後考えていかなければならない課題だと思っています。ただ、コミュニティの活性化ということを議員もお話ししてくれましたけれども、家族単位からどんどん広がっていくようなコミュニティの活性、それは加入、未加入に関係なく、コロナ明けになってイベントをやれば、たくさんの方が来てくれるし、運動会をやれば参加者も多いということで、そういった各地区の行事は、コロナも明けてからどんどん活性化している。コミュニティはより豊かになっているというか、進んでいるんじゃないかなということも一面ではあると思います。そういったことも毎月の自治会連合会定例会で、各役員の皆様からは報告もあるし、そこで共有して、町も一緒になって情報を共有していますので、確かに加入率は低いですがけれども、決してコミュニティが崩壊しているというところまでは行ってないんじゃないかなというのは、町の認識でございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） ちょっと趣を変えると、今自治会の人たちがなかなか入らないのも、私はコミュニティが、さっき言いましたよね、コミュニティの第一段階が家族である、その次が組である。その中で前回ごみの問題やったじゃないですか、外国人の。これはすごいことだと思うんですけども、ああいうものがもし増えたとしたら、いや応なしに外国人とのコミュニティ接点が生まれますよね。その一つの接点というのは非常に大きな成果を生み出すと思いますので、ぜひそういう町のほうでも、そういういろんな方法、外国人が地域と接触できる方法をあつたら、そういうものを発信してもらいたいと思うんですよ。私はごみの問題もそうですけれども、ああいうものに関して、何か町でもそういう接点となるものというのは、何か考えていませんか。うまく使いたいと思っていますよね。

○議長（増田剛士議員） 石間智三郎企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

今議員のほうから外国の方との接点というところでお話ありましたので、答弁させていただきますけれども、今うちのほうでやっておりますはじめてのにほんご教室、去年から始めまして、今年度2年目になるんですけども、このはじめてのにほんご教室というのが、今まで国際交流協会のほうでやっています日本語教室とは別に、語学を覚えるというよりも、基本的にはそこにコミュニケーション、地元の方とのコミュニケーションをどう図っていくかというところを重点にやっております。内容的にも日本の文化であるとか、あとは、ごみの出し方であるとか、先ほど午前中答弁にありましたとおり、防災であるとか、そういう身近なものについて日本人のサポーターがついて、そこで外国の方が学習をする。そこではコミュニケーションを図る会話が生まれているというのを重視してやっている日本語教室でございます。

今年度につきましては、やはり机の上だけではなくて、外に出るという意味も込めまして、お祭りのところに参加をさせていただいて、そこでそういう日本の文化に触っていただくということで、大変外国人の方にも好評だったというところで進めておりますので、そういう

コミュニケーションを図るという中では、そういうものを通じて、外国の方にも日本になじんでいただく、地域になじんでいただく。地域の方も、そういうところで外国の方と接点を持つというところで、にほんご教室のほうを進めておりますので、今後もそれについては、町としても進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今の意味分かりますけれども、ほかには何かやっていますか。にほんご教室だけがクローズアップされていますけれども、あそこが日本語学校の人たちと我々コミュニティと接点持っていないですよ。町のほうではそう言いますが、いろいろな話をしますけれども、現実的にはそうなかなかできないものですから、そういうものって何かほかにもやっているものがあるんですか。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

今のそのにほんご教室のほかという話ですけれども、まずそのにほんご教室の中でも、先ほどお話しさせていただいた地域に出る、今は机の上というか、教室の中でやっていることが多いんですけども、今年はそれを先ほどお話しさせていただいた地域のお祭りに出る。そこで初めて教室の中とは違って、地域の方とのコミュニケーションができるというところがありますので、なるべく今後はそういうものも増やしていきながら、なるべく地域に出ていきながら、地域の方とのコミュニケーションを取っていくというふうなことは、その教室の中でも考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今課長からそういう話がありましたので、もっと言うと、毎年2月に片岡会館でやっていますよね、お祭りを。何て言ったっけ。覚えが悪くなって。要するに、ああいうものは、今言われたものに関して非常に効力というか、あると思うんですね。でも、あの辺をもうちょっと大きくできたら、もっとつながりができます。それが一つのコミュニティを守る一つのファクターであると思うんですね。そういうものをぜひやっていただきたい。それがもしできれば、もっと違った形での片岡会館でやるんじゃないかと、もっと大きなところでやれる可能性があれば、そこにそういう人たちが来れば、今言われたことがコラボレーションできて、もっと進むんじゃないか。そういうものを一つ考えてほしいと思います。どうですか。

○議長（増田剛士議員） 議員、先ほどのはワールドフェスタの話ですか。

○12番（山内 均議員） そうです。フェスタもありますよという話。

○議長（増田剛士議員） 石間企画課長。

○企画課長（石間智三郎） 企画課です。

今お話出ましたワールドフェスタというところでございますけれども、ワールドフェスタにつきましては、今年度につきましても、200人以上の方が参加していただいたという中で、これには吉田町だけではなくて、いろんな町外からもこのワールドフェスタのほうに参加していただいている方もいらっしゃいますし、国籍でも全部で10か国ぐらいの方が参加していらっしゃいます。そういう中にも自治会であるとか、そういうところの方もその中に参加し

ていただいて、その中で地域のコミュニケーションを図っていただく。ワールドフェスタの中では、相手の国の食文化であるとか、そういうものも触れ合う機会がございますので、ぜひそういうものができるべく今のスケールじゃなくて大きくなっていけば、それはそれですごくうちとしても歓迎するところではございますけれども、その中で、そういうコミュニケーションについては、考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） いろいろ聞かせていただきました。あまり話し方がうまくなくて申し訳ない。ただし、最初言いました自彊、住吉自治会区、川尻自治会地区、片岡自治会地区、北区自治会地区、今後それぞれの自治会の地区のところ已全部主導権を渡して、主導権というか、彼らにいろいろ地域で考えとして、結構自治会長考えていますので、そういうものに任せてもらってやっていく。そうして、そこから出てくるものが一番大事なことだと思うんですね。そして、いや応なしに外国人も入ってきますんで、そういう意味でぜひ力を出していただきたいし、自治会は自治会でしっかりしたものを持ってもらいたい。

それで、最後に聞きます。

一番最初に出しました補助金の関係です、自治会の。自治会の補助金は、私は人数でやるのが普通当たり前だと思っています。来ない人たちに分に関して、補助金を入れるのはだめだと思っています。ある意味、違反だと思っています。それはなぜかという、金額を減らせということではないです。その分をその自治会の人たちが使える金額として、自治会長と話して、一例を言いますね。今女性が事務局やってくれているでしょう。事務局にいますよね。そのときに、どこかの地区で不在になったときに、ハローワークへ出したそうです。募集を。そうしたら、2割ぐらい、全体の2割ぐらいの金額じゃとても無理だよと。要するに間に合わない。全然入ってこないと言います。だから、私はその中でそういうお金を自由というか、確定を持って、規律を持って使えるような金をここまですますよというのを町からのほうでも発信してほしいんですね。そうすれば、自治会の人たち、それぞれみんなそれぞれをいや応なしに考えますからね。みんな頑張っていますので。ぜひその辺をやってほしいと思うんですよ。その辺はどうですか。そういう考え方というのは、もし認めてくれれば、それはあくまでも自治会が繁栄すること、コミュニティが繁栄すること、地域の人たちが分かることが大事なんですから、そういう考えというのは、もしあったら紹介をしてほしいです。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

自治会の主導権は、あくまでも自治会の皆様ですので、町がこれをこれ、あれとかというのは、あまりないというのが現状です。お金のことで言いますと、あくまでも算定する根拠となるものを人口でやっているということですので、その根拠となった数字をどのように使うのかというのは、自治会の皆様にお任せしていることになります。その中でこういうことをやるよということを私たちはお金を、聞きながら事務をやっていることですので、そこは自治会にお任せしていることが現状です。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今の関連で、最後に。

そうは言いますけれども、私が最初言った、それは彼らの自主性の中で事務員を獲得したいと思ったときには、そこにお金を自治会として使うことに関しては、異論はないわけですね。任せてありますね。あの補助金の中で。その辺を明確に答えてください。そうすれば、聞かれたことをしっかりと答えなきゃいかんわけですから。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 人件費というか、人を採用するという点に関しても、私たち何人採用してほしいとか、1人も採用するとか、そういったことは一切申し上げてもございませんので、そこはこのお金の中でどのように使うのかというのは、自治会にお任せしているというものになります。ただ、こういうことに使うよということは、今出させていただいておりますので、そのルールに基づいてやっていただきたいと思います。

以上です。

○12番（山内 均議員） 分かりました。

まず、とにかくしっかりと伝えます。

以上で終わります。

○議長（増田剛士議員） 以上で、12番、山内 均議員の一般質問が終わりました。

引き続き一般質問を行います。

◇ 八 木 栄 議員

○議長（増田剛士議員） 11番、八木 栄議員。

〔11番 八木 栄議員登壇〕

○11番（八木 栄議員） 11番、八木 栄です。

私は、令和7年第4回吉田町議会定例会一般質問において、さきに通告してありますように、中学校部活動の地域移行について質問いたします。

私は、令和5年9月定例会と令和6年9月定例会において、中学校の部活動の地域移行について一般質問をいたしました。その後、大分時間も経過しました。また、現在の小学6年生が小学校を卒業し、中学校へ入学するまで3か月半ぐらいの時間しかない時期になりました。中学校へ行ったら部活動を頑張りたいという目標を持った児童もいると思います。このような子供に悲しい思いをさせたくないことから、過去質問をしてきました。令和8年度から休日の地域移行ができることを目標に進められている中学校部活動の地域移行について、現在どのような状況になっているのか、子供たちのことを考えると大変気になることから、以下、質問します。

1、吉田中学校の部活動は、現在運動部14、文化部3の合わせて17あると聞いているが、令和8年度から休日の地域移行が可能な部活動は幾つあるか。

2、地域移行における指導者の確保はそれぞれめどがついたのか。

3、移行における経費負担についてはどのように決定したのか。

4、現在平日の指導は教師が実施していると聞いた。指導にやる気を持った教師が休日も指導者として活動することは可能か。

5、文化部の地域移行についてはどのようになっているのか。これは吹奏楽部と美術部です。

以上が私の質問です。明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 答弁をお願いします。

山田教育長。

〔教育長 山田泰巳登壇〕

○教育長（山田泰巳） 議員の御質問にお答えする前に、部活動に関するこれまでの検討の経過について概要を御説明いたします。

本町では、現在の中学校2年生が来年度に部活動を引退する時期を境目として、地域クラブとなるよし活クラブを開設し、休日の部活動から段階的に地域へと展開することを目指しております。このよし活クラブの事務局は教育委員会に置き、現在よし活クラブの運営方針を定めた運営マニュアルの作成に向け、吉田町部活動在り方協議会において協議を重ねているところでございます。

本年度におきましては、これまでに7月と10月に協議会を開催し、運営マニュアルの内容や地域クラブ指導者の決定手順などについて議論を交わしてまいりました。また、11月に実施されました中学校の新生1日体験入学におきまして、6年生児童と保護者に対して、よし活クラブの概要について説明を行ったところでございます。今後、来年2月に開催する予定の協議会において、よし活クラブ運営マニュアルが策定できるよう、現在も関係者と調整を進めているところでございます。

なお、国においては、地域の人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって、より豊かで幅広い活動を可能とすることを旨とするという意図を込めて、名称を地域移行から地域展開に変更しておりますので、本答弁におきましても地域移行を地域展開と置き換えて答えさせていただきます。

それでは、中学校部活動の地域展開についての御質問のうち、1点目の令和8年度に地域展開が可能な部活動についてお答えいたします。

本年度当初、吉田中学校には17の部活動がございましたが、このうち、科学部が本年9月をもって廃部となりましたので、令和8年度には16の部活動が行われる予定でございます。教育委員会といたしましては、基本的には、この16の部活動全てにおいて、休日の活動から地域クラブとして展開することを目指し、現在指導者確保に努めているところであり、現時点で令和8年度中に地域展開が可能な部活動が確定している状況ではございません。

なお、この16の部活動に加え、弓道と総合型スポーツについても、よし活クラブの種目に掲げ、実現に向け調整を進めているところでございます。

次に、2点目の地域展開における指導者の確保と、4点目の教師の休日指導については関連がございますので、併せてお答えいたします。

地域に根づいた持続可能なクラブ運営を行っていく上で、指導者の確保は必要不可欠でございますので、本年度当初に吉田中学校と3小学校の教員を対象に、指導の希望者や推薦者を募るとともに、文化協会、体育協会、スポーツ少年団といった各種団体にも働きかけを行い、指導の推薦者を募ったところでございます。

この結果、これまでに16の部活動のうち、12の運動部と一つの文化部において指導者の候補が挙がっていることから、今後これら指導候補者に対しまして、個別にヒアリングを行っ

ていくとともに、吉田中学校と密に連携を取りながら、指導者の確保に努めてまいります。

なお、現役の教員からも複数の指導希望者がおりますが、希望する教員につきましては、兼職兼業の申請により、教育委員会の許可を得た上で、よし活クラブの指導者として従事することが可能となります。

次に、3点目の地域展開における経費負担についてお答えいたします。

地域クラブの実施に当たりましては、備品・消耗品購入費や指導者報酬などの活動費が必要となりますが、基本的にはクラブ加入者から会費を徴収する、いわゆる受益者負担という形の運営を考えております。ただし、徴収金額など、詳細については調整中であり、今後国や県の動向などを踏まえ、経費負担の在り方について方針を固めてまいります。

最後に、5点目の吹奏楽部及び美術部の地域展開についてお答えいたします。

吹奏楽部と美術部につきましても、基本的には地域クラブとして地域展開することを目指しております。指導者の確保など、地域クラブとして活動できる条件が整い次第、地域展開を進めてまいります。部活動の地域展開が今後どのように進んでいくのか、学校関係者をはじめ、町民の皆様にも町公式LINEなどにより情報提供するよう努めてまいります。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

11番、八木 栄議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木 栄です。

今最初に地域展開に移る部活動はどうかということで、あくまでも目標ということで伺ったと思うんですけども、可能な部活動が確定している状況ではないということで答弁があったんですけども、もう時間がないですよ。結局8年度の新チームになるというんですか、大体夏休み前に中体連の大会なんかが始まって、夏休みが途中で早く、全国大会まで行けばあれですけども、そうじゃないところは新チームに代わって、それが8月の終わりか9月ぐらいから、また秋の大会というか新人戦というのが始まってやっているわけだもんで、今ここである程度決まっていなくて、全然間に合わないんじゃないかなって自分は思うんですが、その辺いかがですか。あくまでも自分が令和5年9月に一般質問したときは、令和8年度から休日の移行を目標に、今もそういうふうに答えた答弁がありましたけれども、これを達成するためには、今の時期で半年ちょっとしかないのであるんですけども、そこでなかなか決まっていなくて、実現できる可能性があるんですか、実際に。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

教育委員会としましては、今議員がおっしゃりましたように、来年度の秋ぐらいから、引退したと言っても8月、9月ぐらいになると思いますけれども、秋から準備が整ったところから部活動の休日については、地域展開していくと。それに向けて今進めているという方針には当然変わりはありません。それに向けて今マニュアルの策定も進めていますし、指導者の方も募っているという状況でございますので、決して間に合う、間に合わないとかではなくて、それに準備が整った分から地域展開できるように、今準備を進めているところでございますので、間に合う、間に合わないではなくて、それに向けて今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 間に合う、間に合わないじゃないって言うんですけども、そこでじゃ地域展開できる可能性はどうなんですか。今全部で一つがなくなっちゃって、16の部活動があるんですけども、それについて、休日のほうに地域展開できるような形になるという可能性はどうなんですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

できれば教育長答弁にもございましたとおり、全ての今動いています17の部活が休日に地域展開できるというのは、もちろん目指しているところではありますが、現時点で教育長答弁にございましたように、今指導者が手を挙げていただいているというのが運動部で12、文化部で一つございまして、計13、プラス弓道と総合型スポーツというところで、それらを地域展開に行きたいと考えているんですけども、ただ、中には今の教員の方が希望者として、かなり多くの方が挙げていただいている種目もございまして、教員は4月に人事異動というのがございますので、今手を挙げていただいている方も、もしかしたら4月にはいなくなってしまう可能性もあるという中で、なかなか今確定できるところはないんですが、ただ、現役の教員の方、また地域の方も含めて、これからヒアリングをして、指導者の確保に努めていくものですから、今確定はできていないんですが、なるべく多くの種目が地域展開できるように今進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 先ほど本年度は7月と10月に協議会を開催しということで、2回開いているわけですね。私から言わせると、こういう問題に対して、たった2回という言い方がどうか分かりませんが、私からすると、2度しか開いていないと私は考えるんですよ。これ大事なことだもんで、これでなかなか決まっていけないということで、内容的にはっきりしたことが確実に、今の答弁だとなかなか確実に伝わってこなかったわけですけども、だもんで、もう少し回数を増やして、いろんなことを協議していって来て、なかなか難しくてというのは分かるんですけども、2回しか開かなくて、それでなかなか進まないというのは、ちょっと、もう少しまめにやってもらえたらと思うんですよ。ですから、自分が令和5年9月だもんで、2年ちょっとたっているわけですね。2年3か月ですか、自分が最初一般質問してから。2年3か月たって、その間に本年度は2回ですけども、これまでそれじゃトータルしてどれぐらいの会議開いていますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

議員がおっしゃられました吉田町部活動等の在り方協議会ですが、これは令和4年度の末に協議会のほうを設置しましたわけですけども、昨年度までに合計5回開催しております。今年度につきましては、教育長答弁にございましたとおり2回ですので、7回、これまでに開催しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 自分が小学校から中学校へ入ったときのことを皆さん思い出して

みてくださいよ。確かに部活動ってわくわくして、何やろうかなというような気持ちになったと思います。自分のときは、ちょうど巨人の星が全盛期で、アニメが。それで前にも言ったか分かりますけれども、全体で31人、自分のクラスはくじ引きで野球部入るのを決めたんですよね。自分野球の話ばかりして申し訳ないですけれども、そういうことで、確かにそれがはやっていて、それをやって、それで小学校のときも、中学校行ったら野球部行って頑張りたいやという、そういう自分の目標というか、そういうのも挙げてやったですけれども、将来の夢はといたら、プロ野球選手って、でかいことを書いたわけですけれども、そういうことで中学校へ入ってきて、それでいて今のこの世の中の状況で、地域展開という形になったということで、本当に子供たちがどうしていいかというような感じで、戸惑っているじゃないかなと思うんですよ。それで、先ほど1日体験入学で6年生と保護者に対して説明をしたということでありましたが、それで説明をして、相手の受けた感想というか、納得してくれて、今のこういう状況をしっかりと理解してくれたとか、そういうことについてはどうですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今の御質問にお答えする前に、すみません、議員、先ほどの回数につきまして訂正させていただきます。協議会の回数について訂正させていただきたいと思っております。

先ほど昨年度までに計5回と申し上げましたけれども、正しくは、令和5年度に3回、令和6年度に3回、今年度これまでに2回やっておりますので、計8回開催してございます。補足させていただきたいと思うんですけれども、今年度7月に1回目の協議会を開催しまして、そこで事務局、教育委員会が学校、特に教員の方とヒアリングをちゃんと行って、教員の方の意見をいろいろ聞いた上で、またマニュアル等に反映することが必要ではないかという御意見をいただいたものですから、その後8月には、学校に対しまして、そういったヒアリングも行って、10月に第2回目を開催したという経緯がございます。すみません、訂正のほうさせていただきます。

続いて、御質問の11月14日に開催されました新入生保護者説明会ということでございますけれども、ここでははっきりと、この場では今教育委員会のほうで採用しておりますコーディネーター役が説明のほうをさせていただいたんですけれども、まず最初に、これまでの経過の中で、もしかしたら中学校の部活動なくなるんじゃないかといううわさが立ったということで、一時的に部員が減ってしまったようなうわさもあったということなので、そういう経過を踏まえまして、まずは、その場で吉田中学校の部活動はなくなりませんとはっきりと明言させていただいております。その中で、吉田町の中学校にある全ての部活動が今後も中体連の大会が継続されます。また、今つくっておりますよし活クラブ運営マニュアルの概要を説明したり、活動時間や活動場所は今の部活動と変わらず、変わるのは休日の指導者がそのままの教員である場合もありますし、地域の方であるとか、そういった説明をさせていただいております。

その感想については、今集計したものはございませんが、私どもとしましては収穫があったとか、一定の手応えというんですか、趣旨は伝わったものではないかと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 指導者の選定というのも一応大変だと思うんですね。自分もね。自分のことをお話しさせてもらおうと、自分はこの11月29日と12月6、7、それで今度14日の日曜日にまたもう1回行くんですけれども、4日間、名古屋に軟式野球の指導者の指導者1というのがあるんですよ。これはある程度アマチュアの指導者になるんですけれども、それを今取りに行っている最中なんですけれども、そこでかなりよその人も、愛知県の方かなり多くて来ているんですけれども、そういう中でも、いろいろこういう地域展開ということも話も出ているんですけれども、それで実際そういう資格がないと、何で自分が取りに行っているかということ、ちょっと話長くなりますが、これから中学校の大会、それとか小学校の児童の学童の大会とか、社会人もそうですけれども、今自分が取ろうかと思っている1というんですね、それ以上を持っていないと、県大会以上の大会に当たっては、そういうのを持った人が一応メンバーの中に1人入っていないと、行けなくなっちゃうよという話があった。なぜ自分が取りに行こうかと思ったら、一応自分が榛南野球連盟の支部長やっていて、それで誰かしら持ってないと、もしかしたら名前挙げちゃいますけれども、AGCテクノグラスの野球部がかなり強いもんで、そこに行くかもしれない。もしかしたら吉田中学校が県大会で優勝するかもしれない。学童のどこかのスポーツ少年団が優勝するかもしれない。そうしたとき、よそに行くに、それを持っていないとだめなんですよという、今年はまだいいですけれども、もう少ししたらそうなるということで、自分もそれで前もって。ですから、そういうようなことも考えて、これからその指導者ですね、これ野球だけじゃないんですよ。スポーツ、全国的なスポーツいろいろありますが、一般的にそういうふうな形になってくるといことで、なので、今指導者もう手を挙げてくれている人は、大変ありがたいですけれども、できたらそういう方にそういうのを取りに行ってもらって、だから大変ですよ。だけれども、そういうのがないと、将来的にはなかなかクラブ自体が大変になるということで、そういうことまで踏まえてやっているかどうかということ伺いたいですけれども、その辺のことは分かるでしょう。その将来的にどうなるかということ。全然分かっていないんですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

大会の在り方というところになってくるかと思いますが、これは中体連もそうなんです、毎年徐々になら変わっていくものだと思いますので、今こうだと決まっているものはないんですが、当然そういったものを注視しながら、それに見合った方針を打ち立てる必要があるんじゃないかと考えています。そういった中で、指導者がどうしても大きな課題になるんですけれども、やはり議員おっしゃられますように、そういった資格もそうかもしれませんが、やはり持続可能であるものでやらなきゃいけないと考えています。今教員の方が例えば1人希望していただいても、その1人の方がもし異動されてしまったら、もう指導者いなくなってしまうということでもありますので、当然複数の指導者であることが望ましいというところも含めて、将来的につながっていく。要は、持続できるような形で地域展開できるように、その指導者の確保というところも考えて、今進めているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番です。

今の教師が指導者をやるということにおいては、教師をやっているながらやるということ、やっぱり国のほうの方針に反するもので、一応教師でやっているじゃなくて、教師というものをこっちに置いておいて、一般の人だよということとやるというふうに聞いたんですけども、それはいかがですか。どうなっていますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

正しくは教育長の答弁にもございましたとおり、兼職兼業というものがございますので、教員という立場でありながら、それとは別の報酬を得たりして活動することを兼職兼業というんですけども、そういったシステムを使ってやるのが可能というものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番。

そうすると、そこの今吉田中学校にいる先生がよそへ移ったとしますよね。だけれども、吉田中学校の何らかの部活動を自分が指導したいとしたら、よその学校へ行っても、別に一般人としてここへ来てやる分には、継続してできるって私は考えるんですけども、それはいかがなんでしょうか。できないんですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

制度上は可能だと思います。ただ、吉田町以外の学校行ったところの教育委員会の許可が必要になりますので、そこの許可が得られれば、制度的には可能ということになります。

以上でございます。

○11番（八木 栄議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

あと、経費のほうです。今部活動も、以前の答弁で、部員から部費を集めてやっているということで、たしか伺ったと思うんですよ。本来自分は、僕らのことだと、もう五十何年前だもんで、ちょっと話にならないかもしれませんが、別に部費というのは払っていたような覚えはないんですけども、ただ、学校側からかかる道具なんかも、個人の道具、それから野球の話ばかりして申し訳ない。キャッチャーの道具とか、ファーストミットなんかも、その頃は個人でなかなか買えないもんで、そういうものは学校で支給してくれたわけですよ。それで、今そういうのは全て部費で賄うということで、ですから、ある程度学校の、予算のところちゃんと見ないという言い方は、申し訳ないですけども、学校の維持管理とかという中に、部活動の運営費というのは、たしか入っていないと思ったんですけども、一切学校から部活動の費用は、出していないということでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

部活動に限らず、体育施設全般に使うものは、町の予算で当然整えているものはあるかと思いますが、ただ、部活動で特化したものでいえば、先ほど11月14日に新入生の説明会をさせていただいたと説明させていただきましたが、その中の資料に、これは現在6年生の児童

とその保護者が参加した説明会に当然なるんですけれども、参考に令和7年度部活動費用保護者会ということで、部活動の一覧がこのようなものも配られております。その中にいろいろ書いてあるんですけれども、例えば今議員がおっしゃいました野球部でございますと、こんな生徒を求めますであったり、今の部員数が書いてあったり、あと、活動場所等も書いてございます。その横にそれぞれおのおののユニフォームとか、1年のときに8万円がかかりますという記載がございます。その横に保護者会の中に会費というのがございまして、この資料では、今野球部では月額5,000円徴収しているということで、この費用をもって生徒の指導であったり、大会参加費、審判代、部活動備品購入ということに充てているということでございますので、こういったもので賄われているのではないかと思います。

また、吉田中学校では、部活動の加入者には年額4,000円ということで、諸会費のほうも回収のほうしていますので、そういったもの4,000円といった会費のほうも徴収してございますので、そういったもので部活の運営費のほうに賄っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 今5,000円というのは、年額5,000円ということですか。その辺が聞こえなかったものですから。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

この資料では、月額5,000円という記載がございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

大体それがそのまま地域展開になる、そのままその金額で行くかどうか、それ以上にもらうかどうかというのは、それはクラブの中の活動次第だと思うんですけれども、なので、そのままのいでいってくれば、別に保護者の方もそんなに気にすることはないと思うんですけれども、なので、希望としたら今と同等でやっていってくればいいなって思うんですけれども、それについては、町のほうは今の部活動の関係の部活動費については、今度クラブ展開になったとしても、その金額的にはどうのこうのということはいえないということでしょう。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

こちらの費用負担につきましては、国のほうでもいろいろ議論を重ねてございまして、研究のほうをしているというところでございます。まだ最終的なものが令和7年の8月から冬頃に費用負担の在り方に関する全体像の取りまとめというものが出されるようなことになっているんですが、まだ最終的なものは出ていない状況ですけれども、国のほうで全国的な地域展開に向けた費用というのは、どういうものであるかというようなものをいろいろ調査して、まとめたものも今示されております。この結果を踏まえて、今我々がつくろうとしているこのよし活クラブの運営マニュアルの中にも、活動費という記載があるんですけれども、ここで記載する内容は、競技ごとに条件違いますので、先ほど野球部は今月額5,000円というお話はさせていただきましたが、その活動の内容であったり、また部員数であったり、いろいろ

る条件があるものですから、一概に幾らというのは言えないのかもしれないんですが、このマニュアルは一つの目安として示すというところで、今この国の調査結果等を参考に、今は案の状態ではありますが、今活動費としましては、クラブ加入者から一人当たり月額3,000円程度以内の会費を徴収し、以下の費用等に充てるというような今記載にしてございますので、まだ確定したものではありませんが、今の国の指針をベースに考えまして、今このような設定をさせていただいているというところでございます。ただ、具体的には各種目ごとで決定するようなことになろうかなと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

あと、会場の使用料というのも昨年の9月に聞いたとき、使用料は減額か全額免除の方向で検討するって答弁いただいたんですよ。それについて、今どのように今決まっていますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

地域展開をしても、基本的には今の部活動と変わらないというところで、活動場所も、また使うものも、今の部活動と同じものということでありまして、今とは別の使用料云々というのは、今考えはございません。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

先ほど自分が指導員の資格を取りに行っているということで、私今仕事柄こういうことをやっていますが、例えば、私でも指導員というか、できますかということで伺いたいんですけども。私のような立場でもできますかね。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

指導者の条件といいますか、それに満たしていれば、ぜひともお願いしたいところではございますが、今まだ案の状態でございますけれども、こちらの中でも指導者という項目がありまして、読み上げさせていただきますけれども、指導者は次に掲げる条件を満たしていることということで、生徒の人格形成、人間力の向上を第一に考えることができる。中体連等の大会等、参加希望者に過度な勝利至上主義の指導をしない。中学校の部活動顧問の方針、考え等の連携を図ることができる。指導者として継続して従事できる。教育委員会が開催するコンプライアンス研修を受ける、こういった条件を満たしていれば、指導者としては認定のほうさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

できると確信をしました。それから、あと、吹奏楽ですけれども、吹奏楽だと楽器が高いですよ、物によって。物によってほとんどが個人で買うにはなかなかどうかなというように。こういう楽器が高いですけれども、この辺はもし地域展開となった場合、今は学校のものをほとんど貸してもらっているとか、それを使っているという。高額なものですよ。

ある程度自分で何とか買えるものは、自分で買って個人のもんとして使っているかもしれませんが、その辺はどうなりますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

吹奏楽につきましては、やはり楽器というところは課題の一つではございますが、繰り返しになりますけれども、平日は部活動でやります。そして、休日は指導者がもしかしたら代わるかもしれませんが、同じような活動をやるということで、基本的には今ある楽器をそのまま使わせていただくように、中学校と調整を図っていきたいと考えていますので、ただ、高額な楽器が今後交換しなければいけないとなったとき、ただ、平日で部活動でございますので、その状態であれば、今までどおりの方法で更新とかするような形になるかと思いますが、そういった課題はあるにしろ、基本的には学校のをそのまま、平日の部活動と同じように、休日も使わせていただきますので。

もう一つ課題としてございますのが、平日の部活動でやっている楽器と、例えば休日の地域展開したときにやる楽器がまた違ってしまうと、なかなか一つの演奏として成り立たないというような課題もあるものですから、ここはやはり指導者の方と、もし平日と休日が変わった場合、そこはちゃんと連携を取って、そういった楽器の使用も含めて調整が必要ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

今の高額の楽器ですけれども、学校の中でそれを使う分には、学校の所有しているものでもんで、部活動で使える。よそへ出たとき、それを貸してもらおうという、責任もいろいろありますよね。何かあったら困るって。今そっちの指導者と話をするとしたんですけれども、こういうことはちゃんと学校のほうがしっかり決めてやらないと、何ともならんことじゃないですか。どういうふうにするかって。それじゃ持っていてもいいですよって、何かあったときも、それじゃ多少なりとも修理代とかかかったら、結構すると思いますけれども、そういうのをそれじゃどうするとか、そういう条件というのをちゃんとはっきり決めてやらないと、今やっと地域展開した場合の経費は、大体部活動の継続の金額でいいじゃないかねというふうな大体考え方でという、それならそれで、それが一つ形としてというか、はっきり決めてくれたとして、会場は学校のこれまでと同じように、無料で使えるよとか。あとは、吹奏楽の楽器も無料で貸しますよ、多少傷んだときは、それじゃ折半にするとか何かで、その壊れた原因が何かで、その金額をどうしますよって、そういう決まり事をちゃんとしないと、子供たちが地域展開するといったときに、それに乗っかることができないじゃないですか。私はそう思うんですよ。ちゃんとしたことを決めないと、何とか契約とか何かって、契約書だって全部決まり事があって、それを納得して契約するわけでしょう。子供だってちゃんとしたことが分かっている、それで自分が納得してその方向へ行くって、そうだと思うんですよ。それを何にも決まっていなくて、それじゃと言ったって、行く人はいないと思うんですよ。その辺どう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今議員がおっしゃられましたものがまさに必要なことでございまして、それがこのマニュアルの中で整備しているというところでございます。先ほども指導者であったり、活動費というところを若干触れさせていただきましたけれども、今おっしゃられましたものは、9番の活動場所というところがございまして、活動は原則吉田中学校の施設を使用する。吉田中学校以外の施設を使用する場合は、事務局と調整する。活動場所の会場施設について事務局の指示に従う。また、クラブの瑕疵により施設及び備品等を破損させた場合、修繕等はクラブで負担することとするというように、まだこれ完成形ではありませんが、当然、今議員がおっしゃられたものは必要なこととして、こういったものに当然決めていくというもので、ただ、これはいろんな種目がある中での共通的な事項でございますので、それぞれ先ほどの活動費もそうなんですけれども、各種目によって条件違うと思いますので、個々については、またこれから一つずつ詰めていかなきゃいけないんですが、そのよりどころとなるそういったものは、今これを来年2月までに完成させようということで、今進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番です。

その基本となるマニュアルは、いつまでにできるかなと言って、来年4月から中学生は入学するわけですよね。だもんで、いつまでにできるのかなと今聞こうかと思ったんですよ。それで、4月以降なら、何やっているんだって言おうかと思ったんですよ。だけれども、今答弁で2月にできますということなので、そこは安心しましたよね。2月にできて、それを基に、中学校入学した生徒が自分の方針を決めていくということで、そうすりゃ何とかかなと思うもんで、今それが先ほど何だか、もう少し後のような雰囲気話を聞いたような感じしたもんですから、それじゃ必ず間に合うように、それをやっていただきたいなと思います。

それから、現在近隣市と合同チームとしてやっているというのは、何がそうですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今牧之原市になるんですが、合同チームで活動しているのは、野球部とサッカー部と、この二つの部活になります。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

その合同チームが地域展開となった場合、そうすると、吉田中学校一つなら、地域展開しても吉田町のあれでできるんですけれども、牧之原と合同ってなると、それが複雑になると思うんですけれども、そういった場合、地域展開のクラブチームとしてどういうふうな形になるというんですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今合同チームでやっている種目がどうなるかというお話なんです、結論から申し上げますと、今こうだというのは、まだ決まっているものはないんですが、今後それは中体連の

大会とかの要項も変わってくる可能性があるということで、そのようにお伝えしているんですけども、ただ、現状で申し上げますと、吉田町が休日地域展開しても、牧之原市が同じタイミングで地域展開することができるかというのは、ちょっと分からないということと、お互いが地域展開して地域クラブになって、地域クラブ同士で出るというのは、現状では今は難しいというか、無理ではないかと考えていますので、現時点では合同チームでやる場合は、休日も含めて部活動、そのまま継続という形になります。現状では、地域クラブで合同チームというのは、中体連の大会は、現時点では参加できないという状況になると思いますので、合同チームでやらざるを得ない状況であれば、休日も部活動を継続するというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

そうすると、令和8年の大体8月以降で、じゃ確実性がないということですね。クラブ移行、地域展開に今のその合同の野球とサッカーですか、それはなかなか難しいということですね。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今の部員数から考慮すると難しいという状況ではございますが、この前の11月で説明し、今後も保護者、児童・生徒に説明していく中で、部員数が増えていけば単独チームとしてできる可能性はございますので、そうなれば、合同チームではなくてもいいということですが、今の部員数からすると難しいという状況にはございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

そうすると、部活動としての中体連の大会ですよ。あと、地域展開のクラブチームとして、そういうものを、スポーツだけじゃなくて、吹奏楽もそうですけれども、いろいろ自分が努力して、一生懸命練習して、その成果を見せるという場がスポーツでいったら、何だか大会、県大会、全国大会とかってありますよね。吹奏楽もそういうふうに大きな大会まで勝ち上がっていけば、行けると思うんですよ。そういう場が中体連とクラブというのと、何がどう変わるかというのを教えてください。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

なかなか難しいところではあるんですが、生徒が一生懸命頑張っている成果を発揮するというので、中体連のそういう大会出場というところは、担保してやらなければいけないと思っていますので、そこを最優先に考えるべきだという中で、難しいのは、中体連の参加の条件がずっと確定しているものがないというのは、また難しいんですけども、そのときの状況によって変わるのかもしれないんですが、今このよし活クラブの運営マニュアルでは、中体連に、そういった大会に出られるように、加入についてという項目も規定してございます。一つに、希望者による自由加入制という次に、加入希望者のうち、中体連中部連の大会・コンクール等への参加を希望する生徒は、平日の部活動と同じ種目等を選択することを

基本とするという記載をしようと考えています。というのは、やはり平日と休日で違うものになってしまうと、やはり大会へ出る、出ないというところでも弊害が生じてしまうと困るものですから、基本的には吉田中学校の、休日は地域展開したとしても、吉田中学校の野球、吉田中学校のバスケという中で、中体連に出られるような形で、今制度設計をしようとしていますので、あまり部活動を地域展開したから出られなくなるとか、そういったものはないのではないかなどと考えて、要は平日と休日セットで考えて、吉田中学校として出場する。そういう機会は与えられるんじゃないかなどと考えています。ただ、合同チームだけは別になるんですけども、吉田町にある今部活動については、そういうふうにとまとめたいたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番。

あくまでも部活動なら中体連へ出られるけれども、単独のチーム、あるいは合同チームであっても、部活動なら中体連へ出られるけれども、地域展開したクラブチームは、単独なら出られるかもしれませんが、合同だと中体連へ出られない、こういうことですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

合同チームでも部活動同士であれば、今現実に野球部とかが牧之原市と合同チームでやっていますけれども、部活動同士の合同チームで中体連は出ていますので、そのまま継続していけば、そのまま出られるという形にはなっています。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） ですから、それが地域展開してクラブチームになった合同チームだと、中体連へ出られないんですねと私は聞いたんですよ。そこどうですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

現在のルールでは地域クラブ同士が合同チームを組んで出場するというのは、難しいのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

その辺も保護者からとったら、結構今の親は結構子煩悩というんだか、子供に対して、そういうことに対して、結構お金も使うし、いろいろ送迎もするしということまでしているもので、その辺もちゃんと保護者に分かりやすく説明しないと、4月から中学校入っても、その辺がちゃんとしていないと、なかなか後で苦情が来たら困りますから、子供もかわいそうだし。ですから、その辺もう少しちゃんと情報を集めて、はっきりしていただきたいと思いますが、それできますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今議員がおっしゃられました保護者、児童・生徒に対する周知というか、御案内は非常に

大切なことだと考えてございます。なかなか制度が流動的なところはございますが、また来年2月にも、また保護者、児童に対しましては、説明のほうをしたいと考えてございますが、それ以外にもそういった特にちょっと分かりづらい点ですね、そういったところの周知については、丁寧にやっていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番。

しっかり情報を集めて勉強して、間違ったことを言わないようにお願いします。

あと、体育協会の中に、いろんなスポーツの社会人、あるいは学童もありますけれども、そういうのあるけれども、そういうところへ中学校がうまく入って、それなりのクラブ形成をしてやっていくとあって、そういうことは全然考えられなかったんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今議員おっしゃられましたのは、そういった体育協会の指導者を確保するというのではなくて、団体としてということで、そういったところの今ある体育協会のある団体とセットでやっていくという、そういうような御質問でよろしかったでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

例えば、体育協会にサッカーのやるところがあって、その中にいろんなチームが入っていて、大人から子供までであると思うんですけども、野球もそうですけれども、それで、あと、ほかにもいろいろあると思うんですけども、そういう中へ中学生が入って、クラブチームへ参加して、大人の中へ子供が入るというのはあれですけども、そうして、試合としたら中体連へ出るなら、中体連で人数、中学生しか出られないもんで限られますけれども、練習とかそういうのは、大勢の中でやったりできますよね。それで、先輩からいろいろ聞いたりもできるし。ですから、例えば体育協会の中のチームへ中学生がそこへ入って、大人と一緒にやって、その中で中学生の大会があれば、そこで中学生が出るとあって、そういう形というのは取れないんですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

それでしたら申し訳ないんですけども、今部活動以外に、特に野球とかサッカーとか、いろんなクラブチームというのができていますので、そういったところで今は活動される中学生も多いんですが、そういうところはそういった別で練習をしたり、別の大会に出ているというのが今もあると思いますので、それは可能だと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番です。

何しろ親は本当に、うちの子はすごくいいもんで、プロを目指すとかって、そういう以外の子は、吉田町なら吉田町の中学校の名前で、一応大会とかそういうのに出て、地元の名前で地元でというような、そういう親が結構話を聞くと、中には、何かうちの子はすごくいいもんでと言って、サッカーでいうとジュニアユースだか分からないですけども、どこかの

プロの下部組織へ入ったりとか、野球も中学校で軟式をやらずに、高校野球で頑張るように、硬式野球のクラブチームへ行かせるとかって、そうなっちゃうと余計、吉田中学校の部活動入部が減っちゃうということですよ。それで今僕らの頃と比べて、部活動が自由になっちゃったもんで、余計、昔は強制的に何か入れということだったもんで、そうすると、結構人数があったですけども、今は部活動へ入っている人数もかなり減ってきちゃっていて、本来なら生徒の居場所づくりということを考えりゃ、部活動やっていけば、一番安全・安心でいいかなと思うんですけども、教育長はそういうことないよう教育していますということ、この間答弁もらったんですけども、悪いことはしないように、ちゃんと教育していますって。それはそれでいいですけども、そういう中で、さっき合同チームとかという話あったけれども、それじゃ、今年度は人数が11人いるもんで、吉田中学校単独でできますよ。来年になったら卒業しちゃって、6人しかいないで、単独でできませんよね。それじゃ合同になります。その次の年になったら、10人以上増えた。そういうふうに毎年というか、その都度、それじゃ合同でやったり、単独でやったりという、そういうことは可能なんですか。それいかがですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今議員がおっしゃられたのは、まさに私どもも、そういったことも可能性としては十分考えられるものですから、それが懸念というか課題だなと思っているんですが、恐らく制度的には可能だと思います。ただ、それは混乱を招くということになりますので、できれば一度部活動の地域展開となった場合は、持続できるような形を取りたいと思うんですが、部員数が少ないとなっちゃうと、そういったこともまた起こり得るところでございますので、先ほど地元の学校で部活動をという御意見いただいたんですけども、このマニュアルのコンセプトの中に、クラブのコンセプトというのがございまして、吉中生のやってみたい、楽しみたいに応える持続可能なクラブ活動とうたってございますので、そういった可能性は否めないんですが、なるべくそういうことが起こらないように、持続できるような活動が継続できるように、今後整備のほうをしていきたいなと思っています。ただ、どうしても部員とかは、もちろん集めるというのに努力は必要になってくるんですが、結果によっては、そういったこともあり得るというのは考えられると思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

とにかく焼津なんかだと、また野球の話ですけども、中学校が九つあるもんで、3個ずつつくって、三つのチームのクラブになりました。それで、ほかのところは、よく自分調べていないから、それは聞いたもんですから。そういう形で、よそもそうやって地域展開しているところあるもんで、吉田町が後れを取っちゃまずいなって。吉田町が後れを取ると困るなということであるんですけども、なので、そのためにも先ほどから課長からいろいろ答弁いただきましたが、わりかしはっきりしたところもありますけれども、なかなか濁っているところもあるんですよ、言葉が。なので、それをはっきりしてやらないと、吉田町がよその自治体に比べて差が出ちゃって、出るとは限らない、ちゃんとしてやってくれば同じようになるんですが、そういう差が出ちゃったりとしたら、子供がかわいそうだもん

で、なので、来年の新しい新チームからしっかりできるように、もう時間がないもんで、私はこうやってわーわー言っているわけですけども、4月から中学校が新しく入学するもんですから、中学生が。それに対してのことだもんで、もう時間がないもんで、今こうやってわーわー言っているんですよ。その辺どうですか。それに向けて、はっきり返事をしろとは言っても、なかなか返事できないかもしれませんが、先ほども来年の8月、9月ぐらいから地域展開するのは全てじゃないよというのは、答弁いただいていますけれども、できるだけたくさんの部活動が地域展開できるように、力を入れて、はっきりしたことをしてもらいたいんですけども、その辺いかがですか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

この部活動の休日の地域展開については、国のほうでは令和8年度から令和13年度までの6年間で改革実行期間ということで、そのうち、前期の3年間で原則全ての部活動において、地域展開の実現となっております。ただ、うちの町では、再三申し上げますとおり、来年度の秋から休日のところから地域展開していきたいというのを当然目標として掲げていますので、なるべく今ある部活動が全て休日の地域展開できるように、進めるようにロードマップを組んで、それに沿って今進めているところでございます。ただ、そういった指導者の確保であったり、部員の数であったり、また、条件がそろわなければ、なかなか成立しないところもございますが、方針としては、今ある部活動が全て休日地域展開できるように、当然目指して、今後も進めていくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

先ほどマニュアルが2月にできますよという答弁いただきました。そのマニュアルを基に、新しい中学生が迷わないで、自分の希望を持って部活動できるような形でということをお願いをいたしまして、なると思っていますので、そういうことで私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士議員） 以上で、11番、八木 栄議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は15時10分とします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時08分

○議長（増田剛士議員） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 楠元由美子 議員

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元由美子議員。

〔5番 楠元由美子議員登壇〕

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元由美子です。

私は、令和7年第4回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、持続可能な緑と花いっぱい地域づくりについてと剪定枝の資源循環方法についてをお尋ねします。

一つ目の持続可能な緑と花いっぱい地域づくりについて。

町は、多様な人々が快適に暮らせる町づくりの一環として、花のまち推進事業に取り組んでおります。実践的活動団体による町内会有志の方々の沿道花壇の整備は、通学路を彩り、訪れた方々の心を和ませております。基幹的活動団体として、吉田町花の会は、幾つかのシンボル花壇の整備や団体が育てた花苗をイベントや小学校・保育園などへ無料配布し、花いっぱい地域づくりに貢献されております。

この吉田町花の会は、昭和31年11月に創立され、長きにわたる活動を通して、地域住民に潤いと安らぎを与えてきましたが、高齢化による会員減少が目立っております。昨今、地域コミュニティ力に期待し、特定団体に依存する取組は、そろそろ限界に近づいてきていると感じます。若年層や転入者の参加も含め、町全体の仕掛けづくりが必要と考えますので、以下について質問をします。

1、花いっぱい活動により、どのような町づくりを目指すのか。

2、花いっぱい活動団体の高齢化による会員減少や、担い手不足などの課題がある中、持続可能に活動できるため、町はどのような対策を講じているのか。

3、都市計画マスタープランで示す住民参加（花の会、小・中学校、NPOなど）による沿道緑化のボランティア活動とあるが、小・中学校はどのような活動を行っているのか。

二つ目の質問です。

剪定枝の資源循環方法について。

町は、豊かな自然と共生する町づくりの中で、ごみ減量・リサイクル活動が活発に行われる美しい町を目指しております。第6次吉田町総合計画では、1人当たりの可燃ごみの排出量を令和9年度584.11グラムに目標値を定め、毎年4回行われる可燃物組成分析において、40.5%を占めた紙・布に対して、今年度は衣類のリサイクルボックスを設置し、ごみ減量の推進を行っています。組成分析で次に多い木・竹・わら類は37.3%で、計画の課題の中で町内から出る草木を可燃物とせず、リサイクルを推進することを必要と示されています。

剪定枝の資源循環方法は、堆肥化、チップ化、燃料化など、各自治体様々な取組が行われていますが、今後も処理コストの削減や環境教育の推進などへの取組は重要と考えますので、以下について質問します。

1、環境美化活動や町民から出る剪定枝は、どのような処理が行われているのか。

2、今後処理コスト削減につながる新たな資源循環方法への取組はあるのか。

3、設置・管理が容易で、特別な機械や薬剤を必要としない自然分解型堆肥設備バイオネストを試験的にモデル事業として、公共施設などで導入する考えはあるか。

以上が私の質問の要旨であります。明確なる答弁をお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 答弁をお願いします。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 議員からは私と教育長に答弁を求められておりますが、私から一括してお答えいたします。

一つ目の持続可能な緑と花いっぱい地域づくりについての御質問のうち、1点目の花いっぱい活動により、どのような町づくりを目指すのかについてお答えいたします。

花いっぱい活動につきましては、花や緑により、道路・公園・公共施設が彩られることで景観が向上し、訪れる方にも好印象を与え、地域の魅力と住みやすさの向上につながるものであります。また、子供から高齢者、地域団体、事業者など、多くの方々が参加できる取組として、地域の交流にも寄与するものでありますことから、単に花壇などを整備する取組ではなく、町民の皆様との協働の町づくりとして重要な活動であると認識をしております。

町では、第6次吉田町総合計画のとおり、町内各地にある花壇や沿道の管理について、住民・企業と行政が一体となって、花いっぱい活動に取り組み、良好な景観づくりを進めることにより、町民が快適で安心して暮らせる住環境が整ったまちを目指しているところでございます。

次に、2点目の高齢化による会員減少や担い手不足などの課題がある中、町はどのような対策を講じているのかについてお答えをいたします。

町では、継続的に花いっぱい活動を実践していただいている団体に対しまして、花苗、培養土の購入や、花壇整備などに充てる費用を対象として、吉田町花いっぱい活動補助金交付事業を実施をし、活動を支援しております。

花いっぱい活動につきましては、町づくりに関する重要な役割を果たしている一方、議員の御質問にありますとおり、近年、高齢化による会員の減少や、担い手不足が課題となっております。

こうした状況を踏まえ、団体が活動を継続しやすく、また、新規の団体が新たに活動を始めやすい環境を整えるため、令和6年度に吉田町花いっぱい活動補助金交付要綱の改正を行い、花壇の面積要件の撤廃や、団体における人数の要件を緩和いたしました。現在は13団体が活動を継続しており、さらなる増加を期待しているところでございます。

今後につきましては、より多くの方々が活動に参加していただけるよう、学校や町内の事業所などと協働することで、児童・生徒をはじめとする若い世代や、事業所の方々が花いっぱい活動に参加する機会を創出し、将来的な担い手の育成や、地域全体で支える体制づくりにつなげてまいります。

次に、3点目の都市計画マスタープランで示す住民参加には、小・中学校はどのような活動を行っているのかについてお答えをいたします。

現在町内の小・中学校では、地域と一体となって学校運営を推進する学校運営協議会を設置をし、コミュニティ・スクールとして、様々な活動を実施しております。沿道緑化ではございませんが、このコミュニティ・スクールの活動の一環といたしまして、地域の方々の協力を得て、校庭の除草作業や花壇の環境美化活動などを実施をしております。

次に、二つ目の剪定枝の資源循環方法についての御質問のうち、1点目の剪定枝の処理についてと2点目の処理コスト削減につながる新たな資源循環方法への取組についてにつきましては、関連がございますので、併せてお答えいたします。

町では、これまで町内の河川や道路などの公共施設で発生した剪定枝を含む草木類の処理コスト削減や、リサイクルの促進に取り組んでおり、平成28年度から令和6年度までの草木類堆肥化事業により、合計約1,045トンのリサイクルを実現をしております。本年度からは、さらなる経費の縮減に向け、町内の事業所へ草木類を搬入し、燃料チップ化を行うリサイクル事業を新たに開始をしており、各自治会の環境美化活動における草木類につきましても、同様の処理を行い、現在まで約135トンのリサイクルを実施しております。

今後につきましては、引き続き燃料チップ化の資源化処理事業に取り組んでまいりますとともに、現在焼却処分されている各家庭などから発生しました草木類につきましても、リサイクルできるようさらなる検討を進めてまいります。

次に、3点目の自然分解型堆肥設備バイオネストを試験的にモデル事業として、公共施設などで導入する考えはあるかについてお答えいたします。

このバイオネストにつきましては、植物の発生材料で堆肥を作ることができ、焼却などの処理経費の削減につながるサステナブルな取組でございます。

一方で、堆肥化までに時間を要し、この間に水分量が多過ぎる状況となりますと、腐敗しやすく、臭いや虫が発生する可能性がありますことから、継続して適切な処理が求められます。また、設置場所の選定に当たり、ある程度の広さの確保も必要となります。

公共施設における設置場所といたしましては、一般的に木々が多く植生している郊外の公園などが利用されている例もあると伺っております。町内では、民家が隣接している状況がほとんどであり、万が一、臭い等が発生した場合の対応などの課題もありますことから、バイオネストの設置につきましては、現在予定はございませんが、リサイクルの推進や処理コスト削減のため、研究してまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士議員） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、楠元由美子議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

町長より御答弁をいただきました。ありがとうございます。

魅力ある都市景観の創出、地域活性化、住民交流の促進へとつながるために再質問をさせていただきます。

まず、持続可能な緑と花いっぱい地域づくりについての質問1についての再質問になります。

先ほど町長答弁でいただきました町民の皆様と協働の町づくりとして、花いっぱい活動は重要な活動であると認識している。また、第6次総合計画でも示してあるとおり、良好な景観づくりを進めることにより、町民が快適で安心して暮らせる住環境が整ったまちを目指しているというところを認識したところでありますが、吉田町の都市計画マスタープランの中で、緑と花いっぱい地域づくりの中で、公園・公共施設内の緑の適切な管理として、住民・企業・NPOなどから協力を得ながら、公園や公共施設内の花や緑の適切な維持管理を推進しますと示してあります。

現在公園、また、公共施設内での植木剪定や除草管理などに対しては、適切に管理され、景観が保たれており、安らぎと清潔な空間で安心して利用できる施設となっていると認識しております。ただ、町が管理する公園や公共施設内での花が少なく、物足りなさ、また、

季節感が感じられないとの町民の声もあります。町はどのように考えますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木 久都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

花の町づくりと公園管理と直接的なところはございませんが、やはり都市計画マスタープランにおきまして、「住みやすく 活気のある水・緑豊かな協働のまち 吉田町」ということを目指しております。それが先ほど申し上げました総合計画につながるということで、都市環境課として進めておりますが、公園につきましては、緑の確保と、花づくりにつきましては、沿道緑化等、そういった取組を行っているということになります。もし、また花を公園にということになりますと、それなりに維持管理等かかってくるということになりますので、それにつきましては、どのようにやっていけるかということも含めて、検討しなければいけないと考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 公園は総合計画のところであつたわれているようなことを主に重きにおいて、花に関しては、沿道緑化を維持するような試みが今は重要視されているような認識と、あと、公園に関しては、緑の景観を保つような町のお考えのように今感じました。

お花を公園に植えるに当たってのいろいろな維持管理等の課題があるということも認識させていただいたところでありますが、現状、先ほども私お話ししましたが、そういった町民の声がある中で、それについて町はあくまでも緑を重きに置いた公園、公共施設の管理というところにお考えをお持ちになるということではよかったですでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 柳原建設課長。

○建設課長（柳原真也） 建設課でございます。

公園の管理は建設課のほうでさせていただきますので、建設課のほうからお答えさせていただきます。

今議員のほうから御質問ありましたように、緑をとというようなことをおっしゃられましたけれども、基本的に公園のところに花があるということもございますし、そうではなくてということもあるんですけれども、公園の中に植えられている木自体が花も咲き、実もなるというようなものになりますし、先ほど季節感というような話もございましたが、落葉樹を植えて、計画的な公園の中での植栽ということで、整備のほうさせていただきますので、季節感を持たせるような形の花であるとか緑が楽しめる公園にもなっているものという感じでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 建設課長と都市環境課長、マイク共有しているんで、しゃべるときはマイクを意識していただければと思います。よろしくお願いします。

5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

町の今のお考えを確認しました。

続いて、同じところでの再質問をさせていただきます。

花壇や花のプランターを増やすことで、沿道の草刈りの課題解決にもつながると考えます。一例ですけれども、近隣の掛川市、こちらのほうでは、掛川城のお堀周辺に40種類のユリが

植栽され、ユリ街道とした新たなにぎわいにつながっております。我が町でも河川の景観維持管理は、常に課題となっております。近隣の成功事例も考慮し、河川の活動団体として献身的に活動されている湯日川をきれいにする会などもあります。団体と行政が協力して取り組むようなことも今後必要だと考えますが、町はどう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

河川環境についてということですが、湯日川をきれいにする会の皆さんにつきましては、主にごみ拾いのほうをやっていたり、花の植栽等ということをやっていたりしているわけではないんですけれども、本当にごみ拾いということを毎年何か月に1回やっていたりするので、本当に感謝をしている次第でございます。

そういった中で、その活動を広げて、河川環境の中で花をとるところは、今問い合わせをしているわけではないものですから、こういった意向があるかというのは分かりませんが、できるのであれば、そういった話はさせていただければと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

こういった話をこちらの団体からお話を聞いているわけではないのですが、これは一例として、先ほど近隣の掛川市での取組を紹介させていただいたんですけれども、要は、草刈りの事業になってしまうようなところも、花植えとか、そういったものに変えることで、もっと関わってくれる人が増えて、少し草刈りなどの作業の時間が少し削減されるのではないかと期待のもと、私はお伝えしたところであります。今後町がどのような方向性で進めていくのがいいのかは、また今後考えられると思いますけれども、また、近隣の自治体で取り組んでいるようなことも、もう少し研究していただきたいと考えます。

次に、同じところですが、小・中学校の公共施設、こちらも公共施設に含まれるところでもあります。先ほど町長答弁でもありましたコミュニティ・スクールの方々、地域の方々の協力を得て、花壇の環境美化活動、校庭の除草作業に取り組んでいただいているという御答弁をいただいております。

そうした中で、私も時々ですが、参加させてもらっております。そのようなときに、花壇への花苗の数が少なかったり、適量だったり、学校によって様々だと感じております。決算報告書、こちらのほうで、例えば住吉小学校維持管理費が決算書などで示されておりますけれども、そちらの中では植木選定手数料として報告は受けております。花壇の花苗、こちらのほう学校の中の花壇の花苗は、どのように用意されているのでしょうか。お願いします。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

各小・中学校の花壇ということですが、中学校につきましては、今花壇のほうございませんので、3小学校についてお答えさせていただきたいと思います。

それぞれ花壇は、管理のほうはコミュニティ・スクールの方とやったり、教職員がやったり、PTAの方だったり、いろんな方に環境美化のほうしていただいているんですが、苗につきましては、基本的には、どの学校も花の会からの提供を受けたり、また、グリーンバン

クへ申請したりして、苗のほうは入手しているという状況でございます。

今、決算資料の中から、その維持管理費というところでございますが、苗は基本的には頂いているものになりますので、維持管理費としては、肥料とかそういったものになるんですけども、それは今議員のほうでも挙げていただきました住吉小学校の管理費で申し上げますと、10節の需用費の中に教育材料費ということで、教科学習用教材という項目があるんですけども、そちらの中で支出のほうさせていただいているという状況でございます。

定期的にこういったコミュニティ・スクールの方の協力を得て、管理のほうをしているんですが、日常管理としましては、日頃は園芸委員会というような教師と児童で成り立つ委員会があるんですけども、そちらのほうが日常的には管理しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

今苗のほうの調達の仕方として、吉田町花の会からの寄附、また、グリーンバンクへの申請によってということで答弁いただいております。心配しているところは、吉田町花の会のほうが今年度で解散されるという予定も聞いておまして、そういったところも含め、今後子供たちが学びの場として、学校の校舎の中というのは、花を通じて学べる感覚、また、育まれる感性が教育的にも情操的にも大きな意味を持つと思っておるわけですね。子供の心を和らげ、学習意欲や想像力を支える基盤となる花のある環境づくりは、とても大事だと思うので、そういった花の団体さんからの寄附がなくなってくるとなると、このグリーンバンクへの申請のみで、校内の花壇の景観維持が保たれるのかなというふうなところが心配するところではあります。その辺は町はどう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

学校の花壇、ここで先ほど園芸委員会がということで、児童中心に日常管理をしているというところでございますが、その趣旨としましては、議員もおっしゃりましたように、教育的な意義というものも当然でございます。環境の教育であったり、そういった体験を通して学習をするということで、大変有意義なものでございますので、ぜひとも環境美化のためにも続けていく必要があるのかなと思っています。ただ、苗が今まで花の会から提供を受けていたものも一番あったということで、それがなくなるとしても、やっぱりそれを継続するためには、ほかの手段を講じる必要があると思いますので、それは学校とまた相談しながら進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。了解しました。

続きまして、同じところになります。再質問になります。

町の玄関口となる吉田町役場です。町の中心部でもあり、国道150号線沿いに設置され、バス待合所の利用もあり、町内外の方々が目にする場所でもあります。先月、吉田支援学校の生徒たちのボランティアにより、花壇に花が植えられ、華やかになりました。住民や来訪者の心に潤いを与え、吉田町のイメージアップにもつながります。継続した維持管理をお願いしたいと思いますが、町はどのように維持管理をされていますか。

○議長（増田剛士議員） 八木邦広財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

庁舎の管理なので、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

吉田特別支援学校につきましては、教育活動の一環として年数回、月1回以上、庁舎の周辺の環境美化活動を行っていただいております。その中で、今おっしゃったバス待合所のところの花壇、それと忠霊碑の前の花壇というところを花苗のほうは町のほうで用意はいたしまして、それを植えていただく。うちの職員も併せて、土の掘り起こしとかしながら、一緒に作業しながらという形で管理はしております。これにつきましては、やはり特別支援学校の生徒の皆さんにやっていただいて、環境が保たれているところありますので、町としては非常にありがたい活動でございます。

今後につきましても、そういった形で特別支援学校のほうでお手伝いいただければ、そういう管理はしていきたいなということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

温かい答弁をいただいたと思っております。この吉田支援学校の生徒たちを月に一度庁舎に来て、多分環境整備というと、草取りだとかそういったものも含むと思います。花苗の活動に関しては、そんなに頻繁には行われているのかなというような疑問もあるところであります。私的に思うことは、この庁舎の敷地内、場所によって担当課が異なることを聞いております。例えば中央公民館の裏側、今工事やっています。そういったところの部分ですとか、場所によって課が変わると認識しております。また、役場の職員の方々も、庁舎内の草取りなども仕事終わりに作業されているところを見かけたこともありますので、職員の方々も一丸になって、景観が保たれるような努力はされているところは、認識はしているところではありますけれども、やはり町の玄関口となる役場庁舎周辺においては、常に花があふれて明るいイメージを保つことがとても重要と考えますが、そのあたりは町はどう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 八木財政管理課長。

○財政管理課長（八木邦広） 財政管理課でございます。

まず、庁舎周辺のそういった植栽の管理でございます。

それにつきましては、当然先ほど答弁させていただいたとおり、特別支援学校の子供たちがこうしてやっていただいている部分もあります。ほかに年1回ですけれども、例えばシルバー人材センターの皆さんが出てきていただいて、草刈りであるとか、あと、木の剪定もやっていただいたりということで、休みの日に出てきていただいて、ボランティア活動をやっていたというので、この前も、日を忘れてしまいましたけれども、やっていただいて、100袋以上のそうした剪定枝というか、いろいろなものが出たということで、町長も一緒に活動しておるんですけれども、そういった形で管理もしております。

それ以外に財政管理課のほうで、やはり木の剪定であるとか、そういった作業については、業者に頼まなければいけないものもございますので、予算とコストと見ながら、どういった管理をしたらいいかというのは、年々悩みながらやっているところでございますけれども、なるべく楠元議員から先ほどありましたとおり、町の玄関口ということもございますので、見た人が気持ちよく見ていただけるような形の維持はしていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

前向きな答弁ありがとうございました。

実際、庁舎内に植えられた木ですとか、草等に関しての管理は、本当によくされているなとは認識しております。ただ、もう少し花がたくさんあると、もっと明るくなるかなという期待をしておりますので、また今後よい方向性になるようお願いしたいと思います。

次に、質問2の再質問をいたします。

2013年に開催されました緑化祭前後、そちらから吉田町が目指す緑と花いっぱいの地域づくりの勢いが加速されてきたと認識しております。改めて、当時の広報よしだ、2011年から2013年を見ました。町民と行政、県が一体となって、緑化祭に向けた取組が広報よしだに頻繁に掲載され、町民も行政も夢に向かった勢いを感じた事業でした。当時関わってくれた町民も、25年ほどたつと生活環境も変わり、また、関わる人も変わってきております。第6次総合計画第4章の「多様な人々が快適に暮らせるまちづくり」の分野の主な指標として、花いっぱい活動団体数を現状値12団体から、令和9年度は20団体を目標としております。その目標値に向けた町の考えをお願いします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

都市環境課としまして、この総合計画を策定するに当たりまして、花いっぱい活動団体を20という目標を掲げさせていただきました。その花いっぱい活動団体が実際近年減ってきている状況でございました。そういった中で、先ほど答弁にもございましたとおり、高齢化による会員数の減少が主な原因となっております。

そういった中で、令和6年度末に花いっぱい活動団体の補助要綱の改正をさせていただきまして、もともとそちらのほう5人で団体というふうにやらせていただいていたものを3人以上ということで、緩和をさせていただいています。あと、もう一つ、もともと10平米以上の花壇を管理していただくに当たり、補助金の下限を設けていたわけですが、10平米未満でも公共施設等の花壇を維持していただくような活動を行っていただけるということであれば、そういった下限を撤廃して補助をするというようなことで、要綱を改正をさせていただいております。

そういった中で、今広報等を行っておりますが、その後の増加はありませんが、もっと周知をさせていただきまして、住民の皆さんに参加していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

今、先ほど町長答弁にもいただきましたことをさらに詳細を説明いただきました。確かに、この吉田町花いっぱい活動補助金交付要綱、こちらのほうの改正のほうが何度かされているのは認識しており、また、今回の改正によって、町のほうも期待はされているというような、今答弁でありました。ただ、平成11年に定められた要綱であります。何度か改正されてはいますけれども、この補助金の限度額の改正については、まだされたことがありません。町の

ほうが1年を通した花壇の整備を期待されるようであれば、また、ここ近年の物価高騰もあります。既存団体の活性化、また、新しい団体が関わりやすくするためにも、見直しが必要な時期と考えますが、町はどう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

この補助金の交付要綱でございますが、平成11年に策定をしまして、実際、金額のほうをもともと10平米ごとに細かく設定をされていたものを少し大まかな設定に変えさせていただいています。そういった中で、今現在活動されている方々に不利なことにならないよう形にはさせていただいておりますが、実際、当時つくったときも、年に2回の植え替え、それと、こういったものに補助金の対象とするかといったときに、花苗ですとか、作土、肥料等の購入に充てていただくということで、補助金の設定をさせていただいています。

そういう中で、現在ホームセンター等ができて、安く購入ができるようになった状況もございますし、もともとこの花いっぱい活動補助金につきましては、やはり住民の皆さんの自主的な活動を町が支援をするという目的で助成を行っているところでございます。実際、近年になっても、活動団体の皆さん、これまでも維持管理をしていただけているというところもございますので、今のところ増やすというような予定はございません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

今補助金に関しての見直しは、今のところ考えていないという答弁をいただいたところであります。今回花壇の平米を10平方メートル未満の花壇への補助金をつけたことと、団体の登録に3人以上という方で、今人数の調整をしたというところは、大きな改正だとは思いますが、これによってどれぐらい活用の期待というか、それがいつ頃こういった改正したことに対しての動きがどれぐらいで結果というか、動きが出てくると町は予測されているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

大変難しい、ちょっと的外れな回答になってしまうかもしれませんが、都市環境課として周知のほうも大変関わってくると思っています。そういう中で、本年度の小山城祭りにおきまして、花の会さんのほうで分けていただく花の苗と併せて、花いっぱい活動団体のチラシのほうをお配りをさせていただきました。実際、そのチラシを見て、問合せいただいたのも1件ございます。ただ、団体が増えるというような状況には至っておりませんが、今後も引き続きそういった機会を通じて、そういっただけじゃなく、広報媒体いろいろありますので、そういったことも含めて、周知をかけてまいりたいというところでございます。

ですので、なかなかどのぐらい来るかというのは、ちょっと予想はできませんが、そういった取組は今後も続いていきたいと考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

問合せが1件あった、これが朗報なのか、何なのかよく分からないところでありますけれ

ども、実際、関わっている団体さんから、報告書なり何なりをいただいている中で、この補助金の交付額に関しての何かしら団体さんからの御意見というものはないのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

現在私のところには、そういった情報は入っておりません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 要綱内の中に、補助対象として、要綱の2ページの(5)です。こちらに、今、食料費（活動時に従事者へ供するものに限る）と示されております。実際その活動団体さんの中で、なかなかこれがどのようなものかというのが明確でないという声もあるので、いま一度、こちらのところの活用できる対象のものをお願いできますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） すみません、もう一度質問、もう一度お願いします。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

補助金の要綱の中の2ページに当たるところにあると思います。補助対象として(5)です。その中に食料費が示されております。そこに括弧として、活動時に従事者へ供するものに限ると書かれております。これはどのようなものが対象となるか、お願いします。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

この活動費にございます食料費でございますが、基本的に飲物ということでお願いをしています。というのは、やはり活動に当たって、熱中症対策というところでございますが、基本的には飲物でお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

飲物が基本、あとは熱中症対策としてということで、今お聞きしたところであります。活動団体も関わるボランティアさんを増やすことがすごく課題となっております。活動時、こちら半日、もしくは1日かけて整備をされるときもございます。状況に応じて、お弁当などの用意も必要かと考えます。そのようなときは、この補助金を活用することは難しいのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

やはり食事に関しては、どこまでが食事、何からが食事、どこまでが食事かというのがなかなか難しい中で、昨今公費でもなかなか食料費というのは、計上しない方向に行っている中で、食事もいいよというのは、なかなか難しい状況であると認識しております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 現状を確認しました。

いろいろと活動されている状況も、いろいろ私よりも多分現場をよく見ていらっしゃるの

で、重々分かっているとは思うんですけども、今この要綱が前回改正されたことによって、幅広く団体さんが関わって、また、今の既存の団体さんも活動しやすいものにつながるものとは期待したいところではあるんですけども、今後の動きを含めて、状況を鑑みて、また何かしら町が講じなければならぬものがあれば、そのときはお願いしたいと思います。

次に、質問3についての再質問であります。

過去に川尻防潮堤にて、そちらのほうで中学生によるシャリンバイの植樹がありました。児童にとっては貴重な体験とともに、町への愛着心にもつながった、とてもよい取組だったと思います。その後、そのような取組を期待はしているんですけども、そのようなことは、特に答弁書にはいただかなかったと思うんですが、いま一度答弁をお願いします。

○議長（増田剛士議員） 議員、何を求めているのか理解できないんですけども。

5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

この持続可能な緑と花いっぱい地域づくりについて、3番の質問項目の中で沿道緑化のボランティア活動の中に住民参加とあります。そこに小・中学生が示されております。小・中学生がどのような活動を行っているのか、先ほど町長答弁でいただいているんですけども、過去に先ほどお話しした川尻防潮堤での中学生による植樹体験がございましたが、そのような体験というものは、その後行われているのか、そのような質問であります。

○議長（増田剛士議員） 佐藤理事。

○理事（佐藤慎一） 佐藤です。

住吉の堤防の計画につきましては、まだ現状はまだ検討できていませんので、川尻の事例も含めて、しっかりと今後も検討していきたいと思っております。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

佐藤理事、ありがとうございます。

防潮堤のほうに関しては、了解しました。ただ、防潮堤に限らず、ほかのところにも活動できるような場はあるのかなと思うところであります。いま一度、学校教育課長、お答えをお願いします。

○議長（増田剛士議員） 田邊学校教育課長。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠） 学校教育課でございます。

今議員がおっしゃられました川尻防潮堤上部のシャリンバイの植樹ということでございますが、これは広報にも掲載させていただいたわけなんですけど、令和4年5月14日に川尻防潮堤完成式典と並びに供用開始をさせていただいたわけなんですけど、それに向けて、この防災の象徴であるこのところに、中学生が防災に関心をということも含めまして、当時の吉田中学校2年生全員、約250人ですけども、の生徒がその防潮堤の天端の両端にシャリンバイを800本植樹したというものでございまして、そのシャリンバイにつきましては、今も継続して天端のところに育っているという状況でございます。

当時、中学生からも広報に掲載させていただいたんですが、津波から私たちを守ってくれる防潮堤の整備に携われてうれしい、高さ11.8メートルの場所での植樹は新鮮な体験だったということで、生徒たちにとっても非常に貴重な体験だったのではないかなと感じています。

ただ、この後、こういった小・中学校が参加するというのは、具体的な活動はございませ

ん。ただ、こういった貴重な体験は必要なのかなとは思いますが、現状、今校内活動にこういったのを取り組むというのは、カリキュラムの編成上、なかなかあれもこれもというのは難しいんですが、校内活動のみならず、地域の活動なんかにおいて、また小・中学校が参加できるような、そういったものをまた推進していけたらなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

ぜひいろいろ研究されて、新しい取組に子供たちを体験させていただきたいと思います。

先ほど花の会の件で、今年度解散と聞いております。また、県営吉田公園のNPOしずかちゃんも同様に、今年度で解散と重なっており、長く町のために関わった団体の現状をとて残念に思っております。吉田町花の会は、特に町のシンボル花壇3か所を主にきれいにされておりました。今後この部分、町はこのシンボル花壇をどのように管理していくようなお考えを今お持ちでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

本当に花の会さんが解散をしたいというようなお話をいただいたときには、非常に残念に思っております。実際、町に貢献していただいた貢献度といえば、物すごいものになるかと思っております。ただ、時代の流れといいますか、なかなか団体活動を好まない方が増えている中で、あと、高齢化という中で難しい状況にはなっているところでございますが、そういった中で今、都市環境課としましては、持続可能な花の町づくりというところで、そういった花壇の閉鎖とかということを考えずに、事業所のほうにもお声をかけさせていただいております。あるいは、今後、お声をかけさせていただいておりますが、吉田特別支援学校さんにも、お声をかけさせていただく中で、そういった3か所の花壇のほうを維持管理できればとは考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） そちらの件は了解しました。

あと、現在関わる団体や個人的な協力者の下、持続的に花壇の整備がされております。ただ、整備されていない沿道の植樹ますも目立ってきております。町としては、そちらの植樹ますにコンクリートを埋めることによる維持管理にも努めておりますが、空いた植樹ますについて、町民にもっと関心を持ってもらうような取組も必要と考えますが、町はどう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

以前も道路造りに関しましては、やはり沿道景観も考慮した上で、そういった植栽ますを設置して潤いをとということで進められていたと思っておりますが、実際、安全性とかも考慮した中で、歩道の幅員確保という点でも、場所によって、アスファルトでしたほうが安全性を確保できるというところもございます。そういう中で、都市環境課としましては、その沿道景観というものを大切にすることは、もし御協力いただける個人、あるいは事業者さんがいるのであれば、そういった植栽も管理をしていただくといいということも、努めていければ

とは考えています。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

企業さんのほうにも協力を促すような取組もされるということで、また新たなつながりになってくるのかなと思うことで、それはそれで一つのよい方向性だとも感じております。ただ、町民の方でも花に関心がある方って少なくないと思うんですね。そういった方の掘り起こしをもっと町はしたほうが、よりもっと関わってくれる人が増えてくるのではないかなと自分は感じるんですけども、そのあたりはどう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 鈴木都市環境課長。

○都市環境課長（鈴木 久） 都市環境課でございます。

先ほどお問合せがあった方もそうですが、個人としてやりたいという方も中にはいらっしゃるかと思います。その団体としてということではなくて、そういった個人で取り組んでいただける方も、何らかの方法で関与していただくことができればということも含めて検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

なかなか1人でたくさんの花壇を整備するという事は難しいでしょうけれども、いろいろな方とのつながりで、好きな花を植えながら町に貢献しながら、よりよい町づくりに自分も携われたという喜びはすごく大きいとも思いますし、それは大人に限らず、子供たちにもぜひ体験していただきたいと思うので、そういった取組は都市環境課だけでとどまらず、例えば防災に絡めた取組ですとか、公園関係でしたら建設課、また、学校教育との絡みとかも含めて、いろんな課の方と協力しながら推進していく事業だと思います。そう考えると、企画課なんかが一番そういったところには重要なポジションになってくるかと思うので、ぜひ町総出で、いま一度明るい町づくりへと進めていただきたいと思います。

二つ目の剪定枝の資源循環方法についての再質問をしたかったところではありますが、町の答弁の中では、多少の課題を感じる中で、現在では設置についての計画は、予定はないということで答弁をいただきました。これは成功事例としまして紹介しますと、愛知県一宮市で国営木曾三川公園、そちらのところでこのようなバイオネストを使った取組を行っているところがございます。実際私も見に行きました。

こちらの取組としましては、今までの参考事例として、4年間で80基、このバイオネストを設置され、処理費76.8%を削減されたという実績がございます。主な設置の場所としましては、土壌が痩せてしまっている土壌などに、こういったバイオネストを設置して、その周辺の公園の中で出た剪定枝等、落ち葉等をそちらのバイオネストの中で堆肥化し、最終的に半年、1年ぐらいをかけて堆肥化されたものをその土壌にまた散りばめて、土壌を柔らかくするというような取組をされていたところでもあります。

町推進事業、また、魅力ある都市景観の創出につながるために、町の考えをいろいろ確認したところであります。また新たな取組を町民代表として伝えたいと思います。今後もさらなる花いっぱい活動による町づくり、または、資源循環方法についてもっと研究され、町が目

指す多様な人々が快適に暮らせる町づくりで、皆さんの笑顔があふれる吉田町になるように
祈り、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（増田剛士議員） 以上で、5番、楠元由美子議員の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上で本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 4時08分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士議員） おはようございます。
本日は定例会15日目、最終日でございます。
本日は、4番、盛 純一郎議員から欠席の届出があります。
ただいまの出席議員数は10名です。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これから議案審議に入ります。
初めに、一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案の審議を行います。
審議については、既に質疑が終了しておりますので、討論から行います。
終了後、引き続いて、その他の議案審議を議案番号順に行います。
それでは、審議に入ります。
-

◎議案第76号の討論、表決

- 議長（増田剛士議員） 日程第1、第76号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。
これから第76号議案について討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第77号の討論、表決

- 議長（増田剛士議員） 日程第2、第77号議案 令和7年度吉田町国民健康保険事業特別会

計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから第77号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案の審議が終わりました。これからその他の議案の審議に入ります。

◎議案第65号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第3、第65号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大石 巖議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

今回の職員の給与に関する条例の一部改正、この内容については、人事院勧告に基づく国家公務員の賃金アップ、それに準じた形で吉田町についても初任給の引上げを中心とするアップということで、この点については理解をいたします。

1点質問をしたいのは、民間準拠、それから人事院勧告ということで、国家公務員に準じてということになります。静岡県内の各自治体、市町村の給与水準を見ますと、静岡県が出しているラスパイレス指数、これは国家公務員に対して各市町村の職員給与がどうかということでの指数ですが、吉田町は県内平均市町村のラスパイレス指数が、令和6年度の指数で見ますと99.7という数字が出ています。そして、吉田町の場合には95.2ということで、県内でも吉田町は下から5番目という水準になっています。

毎年の人事院勧告の引上げ等あっても、このラスパイレスの指数の格差というのは、それぞれの市町が同じような人事院勧告で内容を実施すれば、あんまり変わってこないんですね。同じようにスライドをしていくということで、ラスパイレス指数を吉田町の場合には、私から見れば低いほうだと思んですが、この水準を、格差をなくす、要するに、県内のこうした私たちの暮らしぶりというのは、そう大きくは多分変わってこないんじゃないかなと思いますし、吉田町のそうした生活水準を、職員の皆さんの水準を引き上げるためにも、もう少しラスパイレス指数といいますか、吉田町の給与水準を他の市町に比べても平均的な数字といいますか、そこまで引き上げる方策というのは必要かなと私は思うんですが、そうした吉

田町の給与水準の、この地域の中での引上げということについての認識と申しますか、吉田町の水準をどういうふうに認識しているのか、その点について一つ伺いたいと思います。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

今回の条例とは若干外れるかなとは思いますが、確かに吉田町のラスパイレス指数というのは県内に比べると若干低いところにあるということは、私たちも認識をしております。

人事委員会を持っておりませんので、吉田町は。国の人事院勧告に合わせて条例を上程させていただいているというところですが、そのラスパイレスを高める方策としましては、人事評価を各市町やっております。吉田町も人事評価やっておりますので、人事評価で正しく評価をして、頑張った職員と評価できる職員には、早めの昇給というか、特別昇給というか、そういうものをやることによってラスパイレスというものは上がっていくと思いますので、そういったことを考えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 8番、大石議員。

○8番（大石 巖議員） 8番、大石です。

これまでの職員の皆さんの給与表と申しますか、勤務状態に応じて、こうしたいろんな成績に応じて給与を決めてくるという、いろんな方策は多分あると思うんですが、全体的に吉田町のそうした職員の待遇、あるいは新規採用についても優秀な人材を確保するという意味合いでも、そうした給与水準も全体的に高める必要があるかなと私は思っていますので、その点についても、また検討をお願いしたいと思いますが、今回の給与改定については若年層に重点を置いた改定、新規採用者について厚い給与改定となっておりますが、最近のいろいろ物価高とか生活の度合いを見てみますと、40歳代を中心とした子育て世帯も大変生活が厳しいというような統計あり、あるいは、いろんな声も出ています。

そうした点で、若年層へのそうした重点アップというのは、この数年は続いてきているんですが、それも当然、関与すべきだと思いますが、そうした子育て世帯への手当も含めて生活水準をもう少し高めるような方策というのは、この人事院が示したアップ率、若年層を中心としたアップ率を吉田町としても、40歳代、もう少し加味するようなアップ率の変更と申しますか、吉田町として、こういうふうにするというような、そういう方策というものはないものかどうか、人事院が決めたアップ率にそのままイコールなのか、もう少しそれを考慮した方策という考え方ないのかどうか、その点、伺いたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（増田剛士議員） 先ほども、課長のほうから当町には人事委員の審査がないという中で、国に従ってやっているという話なただけけれども、それでも何かしらというところですか。

○8番（大石 巖議員） はい。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

答弁繰り返になりますけれども、今年度は人事院勧告に基づいて条例のほうを上程させていただいたということになります。議員がおっしゃるように吉田町の職員の給料をもっとアップしたほうがいいではないかということとして、御意見をいただいていると聞きましたけれども、そういった意見があるようでしたら、うちのほうもまた検討をするということに

なると思いますけれども、ただ、何を参考にしていけばいいのかというのは非常に難しいと思います。

そういったことで、人事委員会が決めたものを私たちは参考にして、吉田町もこれに倣いというものですので、なかなか吉田町独自というものは人事委員会を持っていない組織としては、ちょっと難しいかなと思っています。

以上でございます。

○8番（大石 巖議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今の返事で1つお聞きします。

私も議員やって10年以上経っていますけれども、人事院勧告により全てのものが決まっていく。吉田町は持ちませんよ。ただし、それは持つことができないような法律というか、法的な制約を吉田町はかぶっているということですか。もしくは、それはやればできるということなんですか。

○議長（増田剛士議員） 組織として……

○12番（山内 均議員） ちょっと待って。

町の返事を聞きたい。

○議長（増田剛士議員） 法的に話をしてくれと。

太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 持つてはいけないというものではなくて、持たなくてもいいということだと思います。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 先ほどから、吉田町、これだけ少ない人たちが頑張っている中で、ラスパイレス低いですよ。そうすると、やっぱり頑張っている分だけは上げられるようなシステムができることによって、ここにいる人たちも、中で働いている人たちが納得できたあれができるんじゃないですか。そう思ったもんで聞いたんです。

法的なものであるということなら、しょうがないですけれども、それはまた確認しますが、その辺の今の返事だと法的にはないよということですので、またぜひその辺は発揮できるかどうかをお返事願います。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 吉田町の職員のためにということで御発言をしていただいたと認識しておりますけれども、そもそも人事院勧告というのは、国家公務員と民間の方の給与の差額を埋めるというものですので、これ以上のものを私たち職員に賦課してくれるとなると、民間の給与水準より上がったものということになってしまいますので、そういった意味でも人事院勧告を倣って給与を決めていくということはいいいものだと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 分かりました。

切り捨てということですね。分かりました。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士議員） では、これから第65号議案について討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、表決

- 議長（増田剛士議員） 日程第4、第66号議案 特別職の職員で非常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、表決

- 議長（増田剛士議員） 日程第5、第67号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第6、第68号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第7、第69号議案 吉田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 平野です。

69で、その議案の条例第1条の目的に、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とすると記載されています。

これ、現状の条文と比較しますと、町民が手続に係る関係者に代わり町民生活の向上に寄与する、で閉める文章になっています。この文言の変更については、どのような意図を持って、ここを変更を行ったのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

第1条につきましては、電子申請などの実施に関する共通事項を定める位置づけから、デジタル手続法の趣旨を踏まえての変更ということですので、デジタルのほうを使っていくということの意味合いを目的に入れさせていただきました。

以上でございます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） そこで、手続に係る関係者の利便性向上を具体的に挙げると、どのようなことが挙げられるのでしょうか。また、それはいつ頃から開始される計画になっているのか、分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 利便性の向上というのは、例えば、提出物の提出方法が役場にとかに持ってこなくてもデジタルのものでできるようになるだとか、あと、支払方法も金融機関だとか役場にお支払いをすることだけではなく、御自宅にしながらできるようになったりだとか、現金でない方法でできるようになったとか、そういったことの利便性の向上となります。

いつ頃かということですがけれども、前のときもお話をさせていただきましたけれども、この条例で何かが変わるわけではなく、これから吉田町役場としていろいろなデジタルのこと動いていかなければいけない、そういったときにこれが拾えるものがあれば、ここから拾っていく、デジタルのものを進んでいこうということの包含的な条例となりますので、具体的な施策というものはないものですから、いつ頃というものはございません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 同じような答えになるのかもしれませんが、この改正によって行政運営の簡素化及び効率化というのは促進されるということですが、具体的に今後のことではあると思いますが、どういうことが考えられるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

おっしゃるように同じようなお話になってしまうと思いますが、例えば、現金で支払うことに関して言うならば、全て人件費がかかっております。お金をもらったものに対して、お金を管理しなければいけない、お金が正しく納付していただいたのか数えなければい

けない、そういったことがデジタルのもの、職員の目の前にお金がなければ機械的な管理になりますので、そういった効率化、簡素化ということを目指しております。

以上です。

○10番（平野 積議員） 了解。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

今のこの条例で、国の推進の下、町もデジタル化に推進するための担保するものということで、12月4日の全員協議会で確認しております。

確かに窓口に行く必要がなくなって、特に子育て世代ですとか、働き世代にとっては利便性が高いものにつながるような条例であると期待するところではあるんですけども、高齢者ですとか、デジタル弱者が利用しづらい点に近づくのではないかというところの不安がございますが、そこはどのようなふうに町は考えておりますか。

○議長（増田剛士議員） 太田総務課長。

○総務課長（太田順子） 総務課でございます。

デジタルの話をさせていただくと、すぐ全部デジタルになってしまうのではないかと、懸念をされる方がいらっしゃると思うんですけども、一遍に全てそうなるわけではないと思います。

もちろん高齢者、それからデジタルにあまり得意でない方ということもいらっしゃると思いますので、今の手続やお支払方法も残しつつ、デジタルでできる方はデジタルでやっただけという幅広い支払方法だとか、提出物の提出方法というものを考えていくという法律ですので、そこは御心配はないかなと思います。

ただ、今、総務課で上程している条例ですので、私のほうが答えさせていただいておりますけれども、実際、いろんなデジタルの施策をつくっていくというのは各課で行うものですので、その各課のやり方というものは、今、私一人では分からないところです。

そういったこれから進んでいく中で、もちろん今、総務課でデジタル情報の部門持っておりますし、条例も行政部門というところで持っておりますので、そういったところで、これからデジタルの施策をやるときには、総務課でもしっかりチェックをさせていただいて、そういったデジタル弱者について配慮があるかということは確認していきたいと思います。

以上でございます。

○5番（楠元由美子議員） 了解しました。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第8、第70号議案 吉田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

70号議案ですが、布設工事監督者及び水道管理技術者というのは、担当課において有資格者というのは、今現在、基準として何人担当課に所属していなければいけないという、そういうような決まりがあるんですか。

○議長（増田剛士議員） 内田宏一上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

まず、水道技術管理者のほうにつきましては1人置くことになっております。それから、布設工事監督者につきましても1人以上置くことになっております。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

現在、担当課において今言った必要人数というのは満たしているかどうかということをお伺いします。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

満たしております。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 了解です。

あと、資格基準というのは、学歴や実務経験年数なんかも緩和されるようになっているわけです、今回、この条例で。そうすると、私の考えだと経験不足というのが、やっぱり実務経験ですか、そういうものが少なくなるとやはり経験不足と、10年やった人よりも5年やれば半分だもんで、それだけの経験が不足、不足というか比べれば、そういう中でも工事とかいろいろ関係でもこの問題があったり何なりということも、たくさんやれば様々なことに遭遇する、それが半分になると半分しか遭遇しないということもあるかもしれないですけども、そういうことによって何らかの経験不足から何か問題が生じるというような、そういうことはありませんか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

経験不足により監督員の質が落ちるといったようなことはない、質は担保されると考えております。

今回の条例改正ですけれども、国が水道の布設工事監督者と水道技術管理者の資格について改正した水道法施行令の内容に沿ったものとなっております。国が数年かけて、この要件の見直しをしてきた中のポイントというものが公表されておまして、その中に5万人未満の水道事業の実務経験年数を半分に減らした理由としまして、小規模事業者の場合、1つの課で水源から給水までを担当することが多く、大規模事業者より短いサイクルで水道全般に関する経験を積むことができるからというのが示されております。

これは、まさに当町の水道事業に当てはまることでありまして、当町では水源、浄水場、配水場の施設を低区、高区、川尻区の3つの配水系統に、それぞれフルセットで、自前で保有しております。これらの施設の管理に工務部門の職員が携わっております。

また、水道管のほうも導水管、送水管、配水管、自前で備えておまして、これらの新設工事、布設替え工事、漏水等の緊急修繕も全て工務部門職員が携わっております。さらに、個人宅に分岐される敷地内の給水装置の工事承認にも携わるということで、短い期間に水道に係る様々な経験を積むことができおまして、市のように担当によって施設だけとか、配水管だけとか、それも工事と維持管理が別というように、担当が細分化されている大きな事業体と比べて、当町では水道システム全体を俯瞰して把握できるように密度の濃い経験を、短い間に積むことができおまして。

また、加えて、こうした実務経験の積み重ねだけにとどまらず、当町では様々な研修の機会を捉えて、積極的に研修参加をさせておまして、本年度でも、これまでに日本水道協会の研修、さらには民間主催の研修会など計6回の研修に職員を参加させております。また、1月にも研修会に参加させる予定を持っております。

こうして、実務以外の研修会、講習会からも水道に関する知識や他自治体の体験談なども吸収させておまして、布設工事監督者、水道技術管理者としての質の向上維持に努めておりますので、年数の要件が緩和されても監督員の質が低下し、甘くなるということはありません。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 11番、八木議員。

○11番（八木 栄議員） 11番、八木です。

今、質が落ちるといったことで伺ったんですけれども、実際、こうして緩和されると、担当課として今後メリットというんですか、こういうことが今よりもよくなる、そういったことがあったら示してください。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

緩和するという内容のこの条例改正による町のメリットでございますけれども、布設工事監督者も水道技術管理者も水道事業者として町側の職員に必要な資格ですので、改正すれば有資格者となる人材をより多く、より早く確保することが可能となって、水道事業を安定して持続していくことが可能となります。これがメリットです。

今から20年前には水道の工務部門には5人の職員が配置されていましたが、次第に減って今は3人にまで減っております。将来の資格者に育てるべく、今、実務経験年数を積ませることのできる職員数が減っております。現有の有資格者のほうも、次第に年齢を重ねていきますので、このままではやがて有資格者の数は目減りをして、事業運営に影響を及ぼすおそれがあります。

資格要件を緩和するこの内容の条例改正は、今後の水道事業を安定的に持続させることが可能となるというメリットがございます。

以上です。

○11番（八木 栄議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

9番、三輪美由紀議員。

○9番（三輪美由紀議員） 9番、三輪美由紀です。

今の答弁のところでも、改正がされると何人ぐらいの職員がこの資格を受けることになるでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

まず、布設工事監督者につきましては、現時点で役場の中に有資格者が5人おりますけれども、改正をされますと2人追加されて7人が有資格者となることができます。

次に、水道技術管理者につきましては、役場の中に現時点で7人のところ、改正後では5人が追加されて12人、こちらも緩和によって有資格者を増やすことができます。

また、現時点ではまだ有資格者とはなっていないものの、以前、水道工務に配置をされて実務経験年数を何年か積んでいる職員もおりますので、それらの者が再び水道工務に配属された際には、これまでよりも少ない経験年数の上乘せで有資格者となることが可能です。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 9番、三輪議員。

○9番（三輪美由紀議員） 9番、三輪です。

そうすると、水道工務部門に異動してから試験を受けられるということによろしいでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 内田下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

今、申し上げたのは特に試験とかということではなくて、経験年数の積み増しによって資格者とするのが可能となるということでもあります。

○議長（増田剛士議員） 9番、三輪議員。

○9番（三輪美由紀議員） そうすると、試験ということではないと今お聞きしましたけれども、経験数だけでも承認されるということによろしいですか、承認。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

ただいまの御質問と私の答弁というのは、その実務経験年数に限ったことございまして、布設工事監督者のほうにつきましては、講習等によって、受講によって資格者を養成することができません、試験制度が設けられておりません。

下水道には、実は似たような、下水道の世界にも監督員資格というのがありまして、下水道のほうには日本下水道事業団の講習を受けて、試験に合格すると監督員に早くなれる、必要な実務経験の半分でなれるという制度があるんですが、水道の布設工事監督者については、そのような制度が設けられておりませんので、試験を受けさせて布設工事監督者になるということできません。

一方、水道技術管理者のほうには試験を受ければというのがあります。日本水道協会が行う登録講習というのがそれでありまして、これを受講して筆記試験に合格して、なおかつほかの水道事業体での実地研修を終了すれば資格を得ることが可能ですけれども、講習期間の長さもさることながら、受講内容が大きく区分して6つの項目、水道行政、水道経営、公衆衛生・衛生管理、水質管理、水道基礎工学、水道施設管理、多岐広範に及びます。

したがって、水道課に配置される職員、あるいは、異動してきた職員が特に水道に関係した学歴を有した者でない限り、早々に受講させて合格を得るということは容易ではないと考えております。この登録講習の制度を活用するには、ある程度、実務経験を積ませて多岐広範にわたる知識を然るべく学ばせた上でないと、受講させることは難しいのではないかなと考えております。

以上です。

○9番（三輪美由紀議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今、いろいろ聞いて大体内容としては分かるんですよね。ただ、1つだけ聞きたいのは、受験の緩和、昔の人たちも資格者として採用できるというような感じがしたんですけれども、新規ではなくて退職した人たちとか、要するに技術を持っている人たちを入れることも、年齢に関係なく採用することは可能ということによろしいですか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

例えば、OBのようなことでしょうか。OBのような方で水道の資格、布設工事監督の資格を持つ者を採用することが可能かというようなことによろしいでしょうか。そういうことでありましたら、現行の制度の中でもそれは可能であります。現行の制度の中でも、OB職員で布設工事監督者の資格を有する方、あるいは、水道技術管理者の資格を有する方を、再び役場のほうで任用して資格者とするということは可能であります。

ただ、それを活用する事態がつなぎであればいいんですけれども、そのOBを雇用して何年かそのOBを活用して、その下に資格となる者がつなげてくればいいんですけれども、改正をしないと、なかなか新しい職員が育たない。配置される職員数にも限りがあるしということで、改正をすれば役場の中に資格者を増やすことができるし、これから早く多く有資格者増やすことができいきますので、OBの活用ということも可能ではありますけれども、そういうふうにならないように現在の職員の中に増やしていきたいというのが、改正の目的とするところであります。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 私が言いたいのは、OBだけではなくて、そういう人たちを使うこと、要するに、技術の伝承とか技術の獲得というのは、全てが伝承なんですよね。突然変わるわけじゃなくて、技術って。そうすると、今回の水の濁りも恐らく感じていた人はいる

かもしれないです、プロとしてやっているときに。

要するに、言いたいことは現状もそうですけれども、その退職した人たち、仕事とか会社辞めた人たち、そういう人たちは、いずれにしても何もしなくてもずっと経験の中で、すごい知識を持っているわけですね。その知識を伝えるのは、若い人たちに伝えるには、同じところにいなければ駄目なんですね。外からは伝わりませんから。そういう意味でお聞きをしたんです。

要するに、吉田町の場合には、その中にそうした人たち、能力があつて何だかの理由で退職した人たち、それとか、何だかの理由で退職、変更した人たち。ところが、そうした人たちが持っている能力を、いかに使うか、それが恐らく技術の伝承であると思うんだよね。

そうしないと、新しいことをどんどんやっていってもなかなか伝わりませんので、そういう意味で確かな技術であるとか濁りのようなああいいう問題、命に関わりますので、そういう問題、やっぱり経験をした人、その人たちを本当に枠を外して取り込めると、非常に吉田町の安全性増すと思うんですね。そういう意味でお聞きしたものですから、ぜひその辺はどういうふうな形で、OB以外でももちろん締めくくってはないと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

OBの活用自体は現行でもできるということで、今回の条例改正とは直接関係ございませんけれども、今、議員のおっしゃった中では、技術の継承、これは本当に非常に重要なことでありまして、現在でも我々水道課工務に3名の工務の職員配置しております。

この中に有資格者と、まだ資格を持っていない者がいるわけですけども、この資格を持っていない者にどうやって布設工事の有資格者の知っている知識であるとか、ノウハウを継承していくかというのは、現場に同行させて覚えさせるであるとか、施設の運転管理の方法を覚えさせて、ある程度覚えたところで任せていくというようなことをして、その者に継承させるというようなことをしております。

実は、水道の世界では常識のことにウォーターハンマー現象というのがあります。これは、水道管の中を水が流れているものですから、そのバルブを急に閉めると運動エネルギーが圧力エネルギーになって、水道管を内側から、最悪、はぎせてしまうとか、あるいは、継手を外してしまうというようなことがあるんです。

水道課に初めて配属された職員が漏水の現場へ行くと、水があふれているものだから、これを早く止めなきゃという気持ちが焦って、どうしてもバルブを急いで閉めたがるんですけども、それをやっちゃ駄目だということを先輩から教わるわけです。ウォーターハンマー現象が起きて、そうなれば被害はもっと大きくなってしまうから、その焦る気持ちをこらえて、ゆっくりゆっくり回すんだというようなことを現場で先輩から教わっていくんです。

そういう技術の継承というのは、今もこの中でやっております。非常に重要なことだと思っております。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 今、大事なことであると思うんですね。ウォーターハンマーは常に皆、止めるとドーンと、あれがそうですよね。大体、配管を潰しますよね。あと、イオン化傾向もあるんですね。イオンとイオンがぶつかると、そこに錆びが発生したり。

そういうのっていうのは、確かに勉強の中では出てきますけれども、何がどういふものかというのは、やっぱり分かっている人、本当に熟練した人へ聞けば本当に知識がありますので、ぜひ熟練をした人を外からも取り込めるような、そして、吉田町の水道課の職員、その人たちが世の中に出たときに、どこでも通用するような技術者であることを、育てるのがあなた方の役割だと思うんですね。

その辺を踏まえて、しっかり、これうまく使って、そして今回の濁りの水も命の問題ですので、それらも含めてお願いをしたいと思います。そういう意味ではできるんでしょうか。外からのあれも考えておりますかということです。いなかったら考えてほしいんですけども、どうですか。

○議長（増田剛士議員） 議員、先ほども答弁ありましたよね。

○12番（山内 均議員） 違う。言っているの違う。

○議長（増田剛士議員） 議案に則して質疑をお願いしたいと思います。

12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） これ、議案に則しているじゃないですか。緩和することによって、なぜ緩和するかって……人材確保と、そうした人たちをつくるためですよね。そうするための目標がここに書いてあって、それは議案ですよね。それが質疑じゃないですか。数字を聞いて終わるのは質問ですよね。質疑をしたいんです、私は。そのつもりで、やっていますので、取りあえず……

○議長（増田剛士議員） 先ほど来、担当課長も非常に勉強になるOBの話、先輩方から教わっているという話をされていましてよね。それで納得されていないですか。

○12番（山内 均議員） 技術の継承をやってくださいよ、しっかりした形で、世の中から全部を……もってくださいよと言っているんです。

○議長（増田剛士議員） 先ほど答えたと思うんですが。

○12番（山内 均議員） 答えていないですよ。外からは答えていない。どうですか。

○議長（増田剛士議員） 内田上下水道課長。

○上下水道課長（内田宏一） 上下水道課でございます。

今回の条例改正は、OBを活用するような事態にできるだけ至らないように、若い職員の中に有資格者を増やしていくということが条例改正の目的であります。一方で、ベテランの技術を後に続く者たちに承継するのにOBの活用というのも方法としてはあります。

それは、この条例とは別に現行の制度の中でも活用は可能ですけれども、役場の中で人材をどうするかというのは、また別の権限のある方の範疇になりますので、私からそのままここでどうしますということは、お答えできませんけれども、条例改正の目的は安定的に事業を持続させていくために、職員の中に有資格者を数多く、早くつくることが目的であります。

○議長（増田剛士議員） 12番、山内議員。

○12番（山内 均議員） 確かにそのとおりですけども、本質は安全な水をつくるためにはどうしましょうかという話ですよね。ですから、技術的なものはその中で、日本にいっぱいいますので、我々の周りにも、そうした人たちが中にもし入れば、そうすれば今言ったものが解決に向かって、非常に若い人たちが、力を持った人たちができるということですので、それも含めて、こういう改正ってなっていると思います。

国の改正って、大体そうだと思うんですけども、その辺を含めてやっていただきたいと
思います。返事もう要りません。よろしくお願いします。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第9、第71号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とい
たします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第10、第72号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第11、第73号議案 吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第12、第74号議案 吉田町立こども発達支援センター設置条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 町は、こども発達支援事業所を廃止して、こども発達支援センターを設置しようということでありますけれども、この両者の機能の違いというのは、どういふものがありますでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田稔生子福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

児童発達支援事業所と児童発達支援センターの機能の違いということになるかと思いますが、現在のこども発達支援事業所につきましては児童発達支援事業といたしまして、通所による療育を提供しているというサービスになります。

こども発達支援センターにつきましては、その通所による療育を提供する児童発達支援事業に加えまして、相談業務が加わるということが大きなものかと思えます。それが相談支援、それから、地域の保育所や幼稚園等、学校、そういうところと連携を取りながら助言をしていく、そういったこども発達支援センターの地域の療育、障害児支援の中核的な機能を持つというところが大きな違いということになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今の答弁にもありましたけれども、保育所、就学前だけではなく、就学後というところのお話も、相談という形でお話があったように思いますが、そもそも就学後においても、そこを切れ目のない支援ということからすると、そこをスムーズにやっていただきたいと思うんで、就学前でセンターで中心にやっている、就学後も何か学校との連携とか、そういうものを取ってしっかり切れ目のない支援をやっていくというようなところはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

現在、町の中ではこういった発達に心配のあるというか、そういった相談につきましては、乳幼児期につきましては保健センターで複数の心理士による相談を受けることができます。あと、現在のこども発達支援事業所でも相談を受けることができます。学校でも、現在、相談ができる体制はございますが、それぞれ複数の心理士であったりだとか、相談機関が、現在、相談を受けているという状況にあります。

それを、こども発達支援センターの中で一元的にといいますか、その心理士が中心となって相談を受けていくということで、そこが成長に合った段階での相談を切れ目なく受けることができるし、引継もできるというような町の中の体制を目指しておりますので、そこにつきましても、十分やっていけるのではないかと考えております。

以上です。

○10番（平野 積議員） 了解。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

3番、大石裕之議員。

○3番（大石裕之議員） 3番、大石です。

今の御答弁の中で、中核的な機能ということをお答弁いただいておりますけれども、その中核的な機能というのは、もうちょっと具体的にどういったシステムというか機能を持たせるつもりなのか、持ってもらえるのか、そこをお説明いただきたいと思っております。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

このこども発達支援センターの中核的な機能ということにつきましては、乳幼児期からの発達支援体制の整備、構築をしていくところの中心となる場所、それから、先ほど平野議員の御質問にもお答弁をいたしましたけれども、支援体制の構築としまして、発達支援の切れ目のない支援体制を構築していく町の中にある資源や関係者をつなげて、この町に合った支援体制を構築していく、そういった中心となって考えていく場所、それから、地域の支援体制といいますと、こども発達支援センターだけではなく地域の保育園や幼稚園にも支援の必要なお子さんはいらっしゃいますので、その関係者への支援力といいますか、そういった、その子供さんに合った支援について具体的なアドバイスをするのであるとか、そうしたことから地域の支援体制の底上げを担っていく、そういう中核的な機能ということになります。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 3番、大石議員。

○3番（大石裕之議員） ありがとうございます。

現状の事業所でも、いろんな意味でそれなりにしっかりできているところが、私は十分あるのかなと思っております。今の底上げというようなことでお話ございました。よりよくなるというのは、もちろん大変歓迎することではありますけれども、現状の中で、じゃ、どこら辺がもう少し足りなかったのだと、底上げしたい部分というのは、現状の中で具体的にどこら辺があったのかというのを教えていただければと思っております。

○議長（増田剛士議員） 増田福祉課長。

○福祉課長（増田稔生子） 福祉課でございます。

現在のこども発達支援事業所は、十分質の高い療育を行っていると思っております。この地域の療育支援体制の中で、どうしてもタイムリーに相談を受けられないであるとか、その相談は心理士が発達検査を行って、それから継続的に期間を置いて、その間の発達はどうかだったかという評価をしていくということが必要となっていきますが、タイムリーに相談を受けるといことが、やはり対数が限られていたりだとか、常勤の心理士がいないであるとか、複数の相談機関にそれぞれの保健センター、学校、事業所、こども発達支援事業所が契約をして心理士をお願いをして相談を受ける機会をつくってきたというところが、タイムリーな相談を受けられていたかというところについては課題があるのかなと思っております。

その部分については、こども発達支援センターに心理士がおりますので、その部分については課題の解決に向かうのではないかと考えております。

以上です。

○3番（大石裕之議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士議員） 日程第13、第75号議案 吉田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） この議案というか条文の、職員について第2条では、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員、第9条では、健全な心身を有し豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者となっています。

いずれの条文も判断基準が曖昧な文言になっているわけですがけれども、職員の採用基準に関するマニュアルとか、これらに相当する、どこで判断するかとか、そういうマニュアルというのはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 杉田香織こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

2条と9条に職員の素質といったところが、抽象的に書いてあるということで、議員御指摘だと思われま。

こちらにつきましては、内閣府で定める基準に従い定めるもの、参酌するものということで決まっておりますので、文言そのものは内閣府令で出ているものを活用させていただいております。

議員御指摘のマニュアルのようなものはあるかということなんですが、マニュアルという具体的なものはございません。ですが、素養があるということの確認をしますと、日常的な努力や継続的な学習を通じて身につけた知識や技能、教養のことを指すということをやっておりますので、具体的に申しますと保育士等の経験を有した者と、そうした養成課程を習得された方に対して資格があるということをやっております。

保育士の養成科目のほうを見ますと、一般教養ももちろんですが、子供に対する保育や教育の講義ですとか、実習のほうを受けて資格を有しておりますので、こういった保育資格を有したことを前提に町のほうとしましては、この方を適正だと判断していきます。

あと加えまして、児童・生徒等に暴力を行ったりとか、性的暴力を行った方につきましては、令和4年から保育士登録を取り消された方等がございます。そういった方につきましては、今、国のほうでデータベース化をされておまして、そういった方を採用してはいけないということになっておりますので、倫理観であるとか熱意のあるところとかといったところも、データベースを確認しまして、不適切な保育士につきましては採用ができないというような形で考えておりますので、町の条例につきましても、こういった方々を採用していかないようにということで制定させていただきます。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 条文そのものは国が決めたものだという話は聞いていたんですけども、吉田町の子供たちをしっかりと育てていただくということで、しっかりした職員を採用していただきたいという思いでお話しさせていただきました。

もう1点、吉田町でこの事業を展開していこうとすると、今の現状では余裕活用型になるのではないかなど考えているわけで、じゃ、余裕ができました、受け入れます、いついつ受け入れる、ちょっと人数多くなったんで、いついつ休止しますとか、そのあたりの告知というか、それはいつ頃、どのような媒体を用いてやっていこうとお考えなんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

確かに余裕活用型ですと、余裕があるときとないときといった時期がございます。そういったものにつきましては、国の理想の中ではシステムを、今、国の中で構築をしております、インターネット等で検索ができて、この施設につきましては、今、何人余裕があるよ、いつから受けることができますよというのが、システムを介して検索ができるようになるということになっています。

ただ、まだ国のシステムのほうが私たちのほうまで下りてきていなくて構築中ですので、今このようになっていきますということはお伝えできないんですが、個々に、この期間にこのところへ、今も一時預かり等でやっているようなこともあるんですが、空きがありますかということで個別に施設に問合せをして、ここなら大丈夫ですよというような形で受け入れるという電話でのやり取りの中で、受入れできるかできないかといったことをやるような話になっております。

町の中で、今、事業所の中で誰でも通園制度を利用できる施設になりますよということで、手を挙げてくれている民間がございますので、そちらのほうは認可をした中で、ここここが今のところ手を挙げていますということでホームページ等に公表はする予定ですが、その公表した中で、細かい日につきましては各施設にお問合せいただきながら、最初のうちは利用するような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士議員） 10番、平野議員。

○10番（平野 積議員） 今、答弁にもありましたけれども、吉田町は一時預かりやっていますよね。実際に、これから民間の方に見ていただくとすると、いついつ使いたいと言った

ときに、どのぐらい前に予約というか、そういうのができるのか、一時預かりに比べてもっと短期間でお願いできるようになるのか、その辺をお願いいたします。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課です。

議員おっしゃるように吉田町では一時預かりを行っておりますが、吉田町の一時預かりにつきましては、利用の月の前月末までに申し込むようになっております。ただ、この新しい誰でも通園制度につきましては、空きがあればいつでも受け入れることができますので、前日までに申込みをしていただければ受けることができます。

ただ、初めて利用される方につきましては、お子さんの特性、小さいお子さんですので、ミルクがどれぐらい飲めるのかなとか、体の発達状況を確認してから受入れになりますので、初回につきましては一旦面接をして、受入れの条件とかを話してからになります。ふだん使われている方でしたら、前日までに申し込んでいただければ利用できます。

○10番（平野 積議員） 了解。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 5番、楠元です。

今のところになります、実際、今現状、一時預かり事業、吉田町のほうで行っております。とても便利で、多分、吉田町の子育て支援のほうはかなり充実されていると思っております。ただ、この乳児等通園支援事業も始まることによって、その区分けというか、利用される保護者の方の利用がどちらかしかできないのか、その辺がすごく分かりづらいかと思うんですけれども、そこはどう考えますか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課です。

今回、条例制定します乳児等通園支援事業になりますが、こちらは預ける側、お母さん側とかお父さん側の理由は特に問わないという形になります。どんな理由であろうと、月の一定時間につきましては御利用することができるというものになります。

あと、年齢につきましても6か月から満3歳未満のお子さんの小さいお子さんということで、限られた方にはなりますが、理由はどうであれ、しばらくの時間預かってほしいよといったものにつきましては、預かることができるというものになります。

一時預かりにつきましては、就労をしている方を前提にお預かりしたりですとか、病気で通院しなければならないとか、入院する方に対する支援というような形になりますので、大きく違うところは、そういった利用をする理由のところにつきまして一時預かりと、今回の乳児等通園支援事業につきましての違いといったところになります。

○議長（増田剛士議員） 5番、楠元議員。

○5番（楠元由美子議員） 違いのほう、今、理解したところであります。

さらにもう少し確認したいですが、今、一時預かり事業、こちらのほう就労されている方とか病院、入院などでということで利用される、理由があるような方がということをお話聞きました。その一時預かりの事業と、就労されている方でも、例えば、乳児等通園支援事業というものは両用、活用できるものなのか、そこはどうなるんでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

基本的には両方使えることとなります。お仕事をし、一時預かり事業を週3日まで使えるんですが、そこを3日使ってしまった、もう少しお子さんを預かってほしいよという方につきましては、この乳児等通園支援事業の月10時間までの間につきましては、併せて利用することができますので、足らなかった分をこの10時間で補填するということも可能となります。

○5番（楠元由美子議員） 了解しました。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

7番、蒔田議員。

○7番（蒔田昌代議員） 7番、蒔田です。

今、議員の質疑で私も考えていたこと、皆さん述べられたんですけども、まず、お母さん側の理由は問わないということなので、育休中のお母さんも安心して使える制度ということによろしいですね。どうでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 質疑をお願いします。

○7番（蒔田昌代議員） ですよ。すみません。

子供にもし障害とか見つかった場合、その際、はっきり障害があるとかということを書いていなくて、乳児とかという対象なんですけれども、その際は、どういうふうはこの制度というのは利用されるのでしょうか。また、ほかの何か連携するのか、そういったところはどうかになっているのでしょうか。

○議長（増田剛士議員） 杉田こども未来課長。

○こども未来課長（杉田香織） こども未来課でございます。

障害ということで、今、お伺いしましたが、お子さんがかなり小さいお子さんになりますので、まだ歩くことの少ない、本当にたどたどしいお子さんになりますので、普通の障害のないお子さんとほとんど差がないような状態で保育をさせていただきます。

ただ、医療的ケア児という形で、小さいころから酸素を使われる方とかということのも、最近では発生しております。最近のQAにもあったんですが、今のところできるだけ医療的ケア児でも、こういった装備をできるのであれば保育をしてほしい、ただ、保育ができない、整備ができていないところでは保育はできませんので、そのところは受けられない場合は、受け入れられないという形になります。

受け入れる場合につきましては、多分、医療的ケア児になってきますと病院等でお預かりしながらという形になりますので、まだ、今やっとQAに出てきたところになりますので、一般的にはゼロ歳から3歳未満という形であれば、そういった医療的ケア児以外のお子さんにつきましては普通にインクルーシブに保育できると考えております。

以上です。

○7番（蒔田昌代議員） 了解です。

○議長（増田剛士議員） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田剛士議員） 日程第14、議会閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士議員） 以上で、令和7年第4回吉田町議会定例会の全ての日程が終了いたしました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

田村町長。

〔町長 田村典彦登壇〕

○町長（田村典彦） 年の瀬を迎えて、瀬音が大きくなってまいりました。マスコミの便りでは、各地で令和8年を迎える様々な行事等の便りを伝えてくれております。

今年は、議会の皆様にはいろいろとお世話になりました。改めて、皆様に御礼申し上げたいと思います。

この年の暮れを終えて新しい年を迎えますと、いよいよ吉田町は胸突き八丁に差しかかります。いろんな意味で令和8年以降、議会の皆様には、これまで以上に当局の様々な施策等について、御支援と御理解をお願いすることが多くなると思っております。また改めてお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

本議会の皆様には、これでもって本年は終わりたいと思っておりますけれども、当局は補正予算

が通りますので、重点支援地方交付金の予算化等の作業を、この年末もいろいろ慌ただしい日々を送ります。

議会の皆様には体調を整えられ、よき年をお迎えくださいますようお願い申し上げ、改めて皆様に対して、今年一年お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（増田剛士議員） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士議員） 本日、ここに令和7年第4回吉田町議会定例会を閉会にするに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月1日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

また、閉会中の委員会活動をはじめ、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいますと、御多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士議員） 以上をもちまして、令和7年第4回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時17分